The Saidanshita Site 祭田下遺跡

― 九州新幹線建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査 ―

2008 熊本県教育委員会

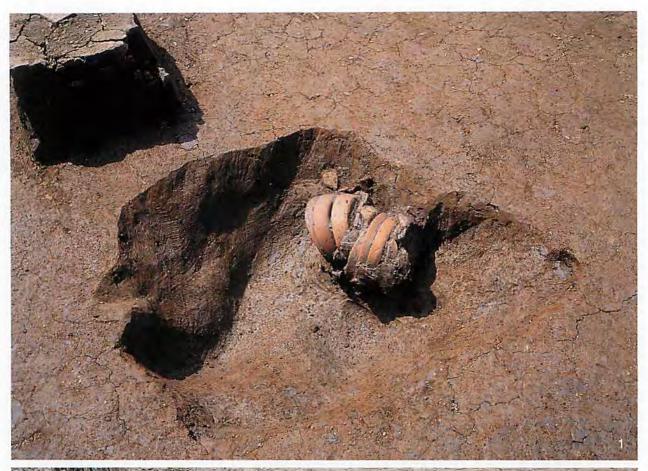




2004年6月撮影

1. 玉名平野から雲仙望む

2. 調査区上空より小岱山(西)方面を望む





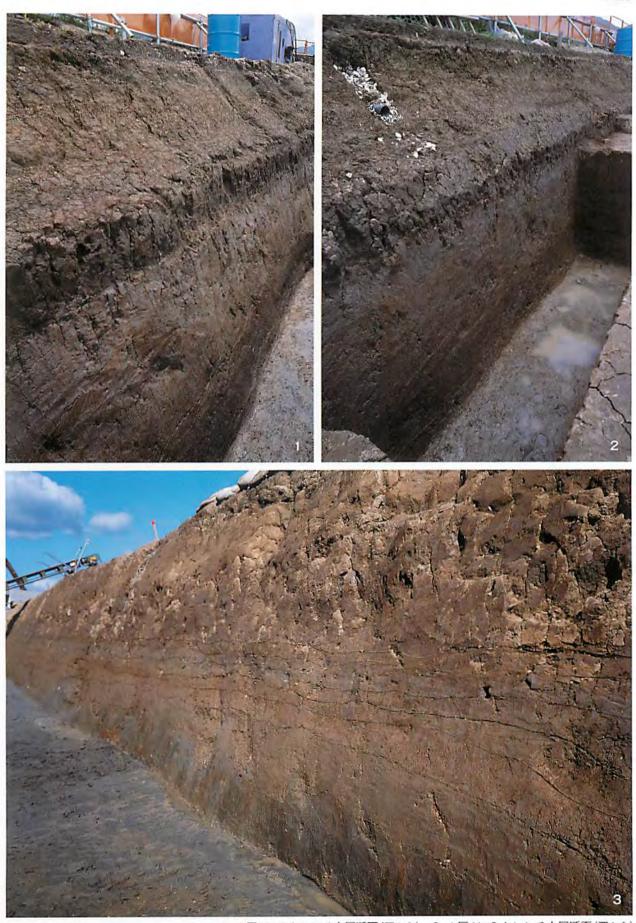
1. 1 区土坑 SK001 遺物出土状況 (東から) 2. 1 区土坑 SK002 遺物出土状況 (西から)



1 区土坑 SK001.002 出土遺物 (前列右側のみ SK002 出土)



2区調査区(中世面) 完掘状況(東から)



1. 1区 No.5 トレンチ土層断面(西から) 2. 1区 No.6 トレンチ土層断面(西から) 3. 2区 No.10 トレンチ土層断面(東から)





1. 2区 No.11 トレンチ土層断面 (東から中央部へ) 2. 2区 No.11 トレンチ土層断面 (中央より西側)

祭田下遺跡発掘調査報告

一 九州新幹線建設工事に伴う埋蔵文化財 ―

2008 熊本県教育委員会

熊本県北部の主要都市である玉名地域は、古くから菊池川による水運の恩恵を受け人々の生活が早くから切り開かれてきた地域です。それを証するかのように、平成7年2月には同河崎に所在する柳町遺跡から4世紀初頭のものとされる木製よろいの部材の一部に、わが国最古の文字である「田」が描かれていたことが判明しています。その後、最古の文字については諸説あるなかで今では他の地域に譲りましたが、玉名地域の当時の文化の高さを知ることができました。

ここに報告する「祭田下遺跡」は、このたび九州新幹線建設工事に伴い発見し調査を おこなったものです。調査の結果、鎌倉時代を中心とする遺構・遺物を多く検出し玉名 平野における農地開発史をうかがい知る資料が検出されました。

なかでも、当時、中国産の青磁や朝鮮半島の白磁などが遺跡から出土しており、東ア ジア全域に及ぶ交易の実態を知ることができました。

本事業における玉名地域の埋蔵文化財発掘調査もあとひと息というところまできて、 今後はその成果をまとめた報告書の刊行がまたれるところです。

本調査報告書が広く県民の皆様に利用され、郷土の文化財への理解・保護に活用され、 子供たちの郷土の歴史を知る一助となると幸いです。

最後に、発掘調査を実施するにあたり玉名市をはじめ地域の方々からの御指導・御協力を賜りましたことに対しここに厚くお礼申し上げます。

平成21年2月1日

熊本県教育長 山本 隆生

祭田下遺跡発掘調査報告

目 次

第1章	序言
1	調査の経緯1
2	調査の契機となる九州新幹線鹿児島ルートについて
3	事前照会と予備調査の経緯2
4	玉名郡市における新幹線建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査について2
5	調査組織
6	報告書の作成
第2章	調査
1	調査地域
	A 本地域の歴史的背景············6 B 地理的環境 ···········11
	C 測量12
2	調查日誌抄17
第3章	遺構
1	遺跡の立地と地形
2	遺構解説
	A 基本層序·······20 B 遺構·······25
第4章	遺物
	A 近世28 B 中世28
	C 弥生・古墳
第5章	安楽寺領玉名荘についての文献等調査39
第6章	総括
1	遺構
2	遺物

写真図版

報告書抄録

奥付

插図目次

- Fig1 熊本県内における地形表記と祭田下遺跡の位置図
- Fig2 玉名平野下流域(菊地川左岸安楽寺領玉名莊,右岸地域)遺跡地図
- Fig3 祭田下遺跡周辺遺跡分布図 (S = 1/5,000)
- Fig4 菊地川左岸地域条里地割り図
- Fig5 近世遺構配置図 (3層) S = 1/400
- Fig6 中世遺構配置図(4層)S=1/400
- Fig7 1 区柱穴 SP001. 上抗 SK001 実測図 (1/20)
- Fig8 1区土抗 SK002 実測図 (1/20)
- Fig9 2 層出土遺物実測図 (1 · 2)、満 SD001 出土遺物実測図 (3 · 4)、満 SD002 出土遺物実測図 (5 ~ 17)
- Fig10 3 層遺物包含層出土遺物実測図(18~37)
- Fig11 土抗 SK001. SK002 出土遺物実測図 (38~49)
- Fig12 4 層遺物包含層出上遺物実測図(50~63)-1
- Fig13 4 層遺物包含層出土遺物実測図 (64~80) -2
- Fig14 4 層遺物包含層出上遺物実測図 $(81 \sim 85 \cdot 88) = 3$ 、6 層遺物包含層出上遺物実測図 $(86 \sim 98)$ $(99 \sim 102)$ は確認調查時出土遺物実測図

表目次

- Tab1 九州新幹線鹿児島ルート (新八代~博多間) 建設に伴う玉名郡市地区埋蔵文化財調査一覧
- Tab2 遺跡地名表
- Tab3 祭田下遺跡の 4 級基準点測量成果
- Tab4 祭田下遺跡出土遺物観察表(1)
- Tab5 祭田下遺跡出土遺物観察表(2)

写真目次

PL1 1. 玉名平野から雲仙望む

- 2. 調査区上空より小岱山(西)方面を望む
- PL2 1. 1区土抗 SK001 遺物出土状況 (東から)
- 2. 1区上抗 SK002 遺物出上状況 (西から)
- PL3 1区土抗 SK001.002 出土遺物(前列右側のみ SK002 出土)
- PL4 2 区調査区(中世面) 完掘状況(東から)
- PL5 1.1区 No.5 トレンチ土層断面(西から)
- 2. 1区 No.6 トレンチ土層断面(西から)
- 3. 2区 No.10 トレンチ土層断而(東から)
- PL6 1.2区 No.11 トレンチ土層断面(東から中央部へ)
- 2. 2区 No.11 トレンチ土層断面(中央から西側)
- PL7 調査区上空より小岱山(西)方面を望む(調査区左側が木葉川河道、奥が菊地川)
- PL8 1.1 区満 SD001 検出状況 (西から)
- 2. 1 区満 SD001 横、杭列検出状況(西から)
- 3. 1 区満 SD001 完掘状況(西から)
- 4. 2 区溝 SD002 完掘状況(南から)
- PL9 1. 1 区土坑 SK001 遺物出土状況・・・1
- 2. 1区上坑 SK001 遺物出土状況・・・2
- 3. 1区上坑 SK001 完掘状況・・・3
- PL10 1区土坑 SK002 遺物出土状況・・・1. 2. 3
- PL11 1. 1区西侧中世而完掘状況

2. 2区中世面完掘状况

- 3. 1 区東半部中世面完掘状况
- PL12 1区上坑 SK001.002 出土遺物(前列右側のみ SK002 出土)
- PL13 1. 上小田阿弥陀如来梵字板碑

2. 上小田阿弥陀如来坐像線刻板碑

3. 上小田小前板碑

4. 上小田小前板碑

- PL14 上小田小前板碑
- PL15 1. 山部田六地蔵

2. 山部田熊野座神社円文線刻板碑

3. 城下宝塔

4. 安楽寺地区上村公園板碑

PL16 賢長寺地蔵立像線刻板碑

祭田下遺跡発掘調査報告

- 九州新幹線建設工事に伴う埋蔵文化財 -

第1章 序言

本書は、熊本県玉名市津留字的場の「祭田下遺跡」において、熊本県教育委員会が 2004 年(平成 16 年) に実施した発掘調査をとりまとめたものである。

祭田下遺跡は、玉名平野のほぼ中央を貫流する菊池川とその支流である木葉川に挟まれた平野上に位置している。遺跡の西に位置する菊池川左岸までは約570m、南に位置する木葉川右岸まで約180mの沖積平野上にあたる。

遺跡のある本地域は、熊本県において周知の埋蔵文化財包蔵地「玉名平野条里跡」。に含まれ、また、玉名市教育委員会作成の遺跡地図中には名称不明で記載のある文化財包蔵地に該当する。

遺跡周辺は昭和40年代から50年代にかけて大規模におこなわれた農地拡大のための圃場整備等により土地が大幅に改変され旧地形を窺い知ることはできないが、わずかに残される平野上の小字名や伝承等によりその土地の由来及び土地利用の変遷を知ることができる。

よって、本稿では考古学見地からの発掘調査報告はもとより、文献史学の見地からのアプローチとして、 土地に残される文献及び地誌の詳細調査をおこない、本遺跡の平野上での位置付けを行なった。

1 調査の経緯

本地域は今回本調査を実施した祭田下遺跡を始めとして幾時代もの時期の遺物が出土することが知られており、その中でも中世の土師器が多く散布していることが以前から知られていた。昭和 40 年代に実施された圃場整備等の土地の改変により土地の歴史を語る歴史的景観が消滅したため今では、遺跡の存在は表面からでは窺い知ることはできなくなっていた。しかし、この度の九州新幹線建設工事に伴う事前の予備調査において、計画地の一部から埋蔵文化財が確認されたことを踏まえ、この地域が熊本県並びに玉名市の管理する遺跡地図上においても周知の埋蔵文化財包蔵地内にあたること、遺物・遺構が良好な状態で地下に残されていることなどを鑑み、工事に先立つ事前の記録・保存のため発掘調査が必要と判断した。

2 調査の契機となる九州新幹線座児島ルートについて

九州新幹線鹿児島ルートは、国民経済の発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興を図る目的で「全国新幹線鉄道整備法」に基づき建設されるもので、福岡市から熊本市、鹿児島県川内市付近を経由し鹿児島市に至るまでの総延長約249kmの大動脈である。完成により、移動時間の短縮、県内総生産にもたらす経済普及効果及び地域間交流の拡大等の多くのメリットがもたらされることから、各界から早期の開業が望まれている。

当該ルートは昭和48年11月13日に整備計画の決定及び建設の指示がなされた後、昭和61年8月29日 に工事実施計画認可申請がなされたが、その後の経済状況や社会情勢の変化に伴い、平成3年8月22日に 先行して、八代-西鹿児島間について工事実施計画が認可され、同年9月7日に起工した。その後、平成10 年3月12日に船小屋-新八代間の工事実施計画が認可され、同21日に起工、さらに平成13年4月25日 に博多-新八代間の工事実施計画が追加認可され、同年6月2日に博多-船小屋間が起工している。

現在、平成 16 年 3 月 13 日の新八代-鹿児島中央間の部分開業を経て、博多-新八代間について、平成 23 年春の開業を目指して工事が鋭意進められている。

¹ 熊本県教育委員会作成「熊本県遺跡地図」1994

² 熊本県教育委員会『熊本県の条里跡』熊本県文化財調査報告第25集 1977

³ 玉名市教育委員会『玉名市内遺跡地図』玉名市歴史資料集成第8集 1991

3 事前照会と予備調査の経緯

熊本県内における九州新幹線に伴う埋蔵文化財発掘調査は、平成9年の日本鉄道建設公団九州新幹線建設局 【現:独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局(以下、「鉄道建設・運輸機構」と言う)】から芦北郡津奈木町での文化財の照会及び試掘調査の依頼を契機として、新幹線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査が始まった。玉名市域では平成15年に同局からの依頼を受け、県文化課が遺跡地図との照合と現地踏査を実施した結果、玉名平野条里跡や安楽寺遺跡、中神久遺跡等の周知の埋蔵文化財包蔵地が工事予定地内に存在することが確認されたため、県文化課ではこれらの地点には埋蔵文化財が存在する可能性が高いと判断し、当該結果と予備調査が必要な旨を鉄道建設・運輸機構に対し通知した。

これを受け、鉄道建設・運輸機構から平成15年8月8日予備調査の依頼が県文化課になされたため、県文化課において平成16年1月26日から3月13日にかけて同調査を実施、45箇所の試掘坑(以下、「トレンチ」という)の一部において、中世及び古代の遺物包含層が存在することを確認したため、平成16年3月3日同局に対しその旨を通知し、併せて文化財保護法第57条の3第1項の規定に基づく発掘通知が必要な旨を通知した。

これを受け、平成 16 年 5 月 18 日鉄道建設・運輸機構から埋蔵文化財発掘に対する調査用地の土地承諾書及び発掘調査の依頼が県文化課に対して出されたため、県文化課は文化財保護法第 58 条の2 に基づき、平成 16 年 5 月 26 日に同局及び玉名市教育委員会に対し発掘調査に着手する旨を通知した。(吉田)

4 玉名郡市における新幹線建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査について

玉名市域における埋蔵文化財発掘調査は、平成 16 年 4 月 27 日に玉名郡南関町における長山前田遺跡から始まり、同年 6 月から翌年平成 17 年度を中心に、稲佐津留遺跡・太郎丸遺跡・瀬萩遺跡の調査でピークを迎え、平成 19 年度に実施した玉名平野条里跡(古閑前地区)の発掘調査をもって終了した。

調査総面積は、35,665.5㎡にのぼり、玉名平野の中心部を東西に横断した形となっている。そのため、調査は洪積世台地上から玉名平野上の沖積地にまで及び、本地域の埋蔵文化財の密度の高さを改めて知ることとなった。

Na	遺跡名	所在地	博多駅からの 新幹線距離程	洲性面積	aw de parm	测查员名	遺跡の年代	主な遺構・遺物
ī	長山前田遺跡	五名邵南関町長山学前田 26.27-2	66km700m ∼ 66km900m	1,201m	H18.5.31	坂口圭太郎 松森由美 坂本亜矢子 横田光智	奈生・中世	据立柱建物、侧列、道路、溝、土坑
2	指生活制造出	玉名郡五東町稲佐 91-1 ほか 14 筆	80km383 ~ 80km598m	1.860.54m	H16 5.26 H17.12.28	尼方圭子 今村和徳 横田光智	弥生·古墳。 古代	穩立柱建物、土坑、溝、竪穴住房跡 柱穴群 巴形銅器、弥生土器・占式土師器
3	松田下遊路	玉名市津留字禁田下 223-2 ほか9単	78km227m ~ 78km400m	5,762m	H16.6.1 H16.10.27	長谷部善 古田徹也 早田利宏 園田恭子	भूतातः नेतातः भूतातः नेतातः	講、杭州、土坑 13世紀~14世紀代青巌・白選・上 師器・中世須恵器・貞器など
4	小蘭遺跡	玉名市石貫字小前 358 345- 2ほか9年	74km220m ~ 74km300m	2.434.88ni	H16.6.14 H16.10.31	坂口圭太郎 松森山美 坂本亜矢子 遠山 宏	弥生·古墳。 中世	担立柱建物、竪穴住周跡 (弥生)、土坑、 溝 弥生土器・上師器・須恵器・陶器 (中世)
5	太郎丸道跡	玉名市大字津留字高畑 457-2 ほか9 順	77km840m ~ 78km230m	14,148m	H16.11.1 H17.10.31	長谷部善 古田和宏 早田利宏 園田恭子 水上 梯	占代·中世· 近世	土坑、土坑縣、溝、担立柱建物 土沛器、中世須恵器、龍泉窯系青료、 瓦器、白磁
6	西原敷遺跡	玉名市玉名字西屋板 2660-3 ほか 4 年	75km500m ~ 75km230m	325.41 nl	H17 4.20 H17.5.13	長谷部善一 占田徹也 早田利宏 園田恭子	中世·近世	五輪塔、近世墓(舟形後背葉石)
7	加铁进路	玉名市津留学川園 103-3 ほか 3 軍	78km860m ~ 78km985m	2,395.35ml	H17.5.10 H17.9.30	W田徹也 早田利宏	がね・指代・ 中世	竪穴住居跡、溝、原成土坑 上師器・領恵器・青盛・白磁ほか
8	高道問首被遺跡	玉名市両追問 316-3 ほか 18 事	76km277m ~ 76km420m	742.92ml	H18.8.23 H18.10.10	坂口圭太郎 亀田 学	弥生・占墳	水田町津
9	長名平野条州桥 (古間前地区)	玉名市病迫間 字古関前 158-2 ほかり事	76km721m 76km873m	2.537.85 m	H20. 1.31	長谷部善一 方田徹明 手柴英二 占井英二 坂本亜矢子 園田恭子	弥生後期 古墳初頭・ 後期 古代・中世 近世	等生後期(堅穴住居跡・湖状遺構) 占填時代(堅穴住居跡・製鉄関係遺構・ 井戸・満状遺構・土坑) 古代(棚立柱建物跡・浦状遺構) 中世(最状遺構) 近世(粘土採掘坑)

Tab.1 九州新幹線新八代・博多間建設に伴う玉名郡市地区埋蔵文化財調查一覧

5 調査組織

本事業に伴う埋蔵文化財調査は、熊本県教育委員会が主体となり玉名市教育委員会を始め周辺市町村教育 委員会の協力を得て実施している。また、調査に伴い関係機関の方々より各種の助言、指導も得ている。

以下、当課の調査体制を記すとともに、芳名を記し感謝申し上げたい。(敬称略)

予備調査(平成15年度)

調査責任者	熊本県教育店	宁文化課長	成瀬烈大
調査総括	"	主幹兼文化財調查第一係担当	髙木正文
調査事務局	<i>"</i>	課長補佐	書田 惠
	<i>"</i>	主幹兼総務係長	櫚杭正義
	<i>"</i>	主任主事	天野寿久
調査担当者	"	主任学芸員	長谷部善一
	"	堀 託	宇田員将

発掘調査(平成16年度)

調査担当者	熊本県教育庁	文化課長	島津義昭
調査総括	"	課長補佐兼文化財第一係担当	髙木正文
調查事務局	"	課長補佐	吉田 惠
	"	主幹兼総務係長	欄杭正義
	"	主任主事	天野寿久
	"	主事	小谷仁志
調査担当	"	主任学芸員	長谷部善一
	"	主任主事	吉田徹也
	"	嘱 託	早田利宏
	"	嘱 託	園田恭子

調査助言・指導及び調査協力者

独立行政法人 国立文化財研究所 奈良文化財研究所、玉名市教育委員会、菊水町教育委員会 大牟田市教育委員会、高田町教育委員会、熊本県立装飾古墳館

牛嶋 茂、杉本和樹、西田道吉、竹田宏司、未永 崇、田中康雄、荒木隆宏、古閑敬士、大倉千寿 益田浩二、坂井義哉、猿渡真弓、高田英樹、青木勝士、坂田和弘、山下義満、岡本真也、坂口圭太郎 馬場正弘、尾方圭子、松森由美、亀田 学、池田朋生、上高原 聡、猿渡式子、横田 愛、大山智美 毛利恒彦、手柴智晴、米村 大、稲葉貴子、唐木ひとみ、土田みどり、北原美和子、内田成香、本田麻紀

調査(整理)に伴う業務委託先

4級基準点測量及びメッシュ杭設置業務 株式会社埋蔵文化財サポートシステム

出土遺物写真撮影業務 西大寺フォト

空中写真撮影業務 株式会社写測エンジニアリング

実測図デジタルトレース業務 株式会社埋蔵文化財サポートシステム

6 報告書の作成

報告書の作成は、熊本県教育庁文化課 太郎丸遺跡発掘調査事務所(平成 17 年度)及び熊本県文化財資料 室 (平成 20 年度) にて行い、2 カ年を要した。

報告書の作成に際しては、各執筆者が整理した内容を編集者がとりまとめ、調査員全体による討議を経て、 最終原稿とした。

1) 本書の執筆分担は、以下のとおりである。

第1章 序 言

吉田徹也・長谷部善一

第2章 調 查

A 本地域の歴史的背景 長谷部・青木勝士

B 地理的環境 馬場正弘

株式会社埋蔵文化財サポートシステム C 測量

第3章 週 構

1 遺跡の立地と地形 長谷部

2 遺構各説

- 早田利宏・長谷部

第4章 遺物

1 上器類・石製品

- 早田・長谷部

2 石製品・土製品ほか 早田・長谷部

第5章 附組

安楽寺領玉名荘についての文献等調査報告

大山智美(九州大学大学院比較文化科学研究科)

背木勝士(共同執筆 熊本県玉名地域振興局)

第6章 総括

- 2) 遺物の写真攝影と印刷用原稿の作成は、独立行政法人国立文化財研究所 奈良文化財研究所 牛嶋 茂氏の 指導のもと、杉本和樹(西大寺フォト)が撮影し、北原美和子・稲葉貴子・唐木ひとみ・坂井美香が補助した。
- 3) 遺物の実測は主に稲葉・唐木が行い、猿渡式子が補正等をおこなった。
- 4) 図面・図版・挿図・表の作成は主に猿渡・横田 愛がおこなった。また、報告書刊行に際し、県文化財資
- 料 室 坂本千恵・稲葉が最終的に調整及び編集をおこなった。
- **5)遺構図の座標値は、平面直角座標系第Ⅱ系による。高さは、東京湾平均海面を基準とする海抜高であら** わす(日本水準点原点:H = 24.4140m)。なお、2002 年 4 月 1 日からの改正測量法の施行にともない、 日本測地系から世界測地系へ移行することとなったが、九州新幹線建設工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査 はすべて日本測地系によっているので、本書の平面座標も日本測地系で表示し、一部に世界測地系の数字 を併記した。
- 6)発掘遺構は、遺構の種別を示す以下の記号と、一連の数字の組み合わせにより表記した。 SA(塀)、SB(建物)、SC(回廊)、SD(溝)、SE(井戸)、SF(道路)、SG(池)、SK(土坑)、SP(柱穴)、 SS (足場)、SX (その他)
- 7) 遺跡地図中に記している周知の埋蔵文化財包蔵地「玉名平野条里跡」及び「祭田下遺跡」の範囲・名称 に ついては、熊本県教育委員会作成の遺跡地図をもとに表記している。しかし、同地域には玉名市教育 委員会による遺跡地図も作成されているが、遺跡名称が未登録のため参考範囲として捉えている。
- 8) 遺物観察表に記している色調については「新版標準土色帖」(1999)、DIC カラーガイド「中国の伝統色」 (第2版)、標準色カード 230 ©日本色研 1988 を使用した。
- 9) 本書中での人名は、すべて敬称を省略させていただいた。
- 10) 註は各頁ごとに末尾にまとめた。
- 11) 本書の編集は、野田拓治 主幹兼文化財資料室長の指導のもとに、長谷部がおこなった。

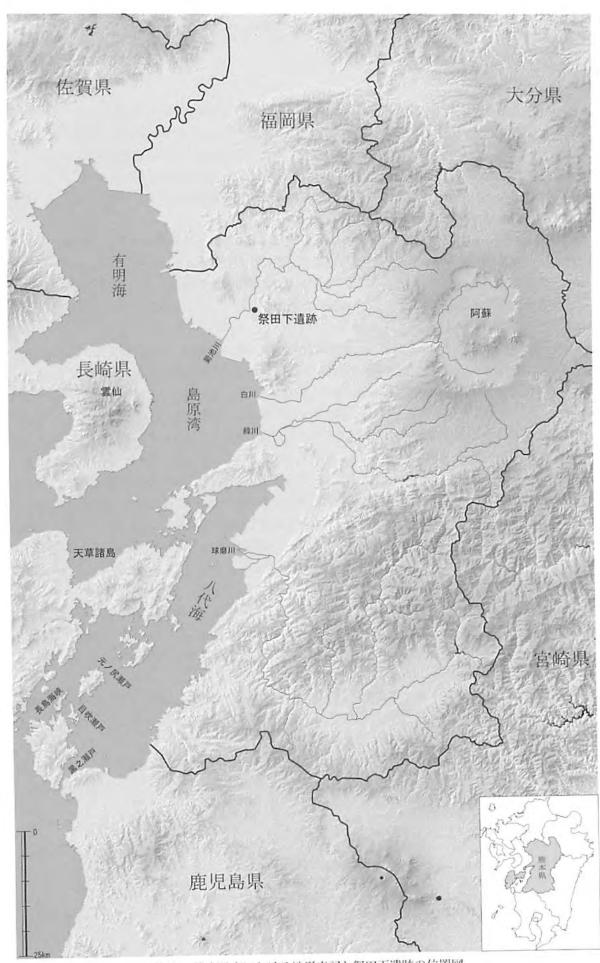


Fig1. 熊本県内における地形表記と祭田下遺跡の位置図

第2章 調査

1 調查地域

A 本地域の歴史的背景

祭田下遺跡は玉名市街から東にあたり菊池川を挟み、木葉川が菊池川に注ぎ込む合流点近くに所在する。 当該地域は古代に条里がおかれ、中世以降には安楽寺領玉名荘と呼称され、荘園経営がおこなわれていた地域である。当平野を中心とする周辺地域には周知の埋蔵文化財包蔵地は多いが、調査例は少ない。近年、木 葉川河川改修に伴い県文化課で試掘・確認調査を実施した結果、弥生時代以降遺跡が多く確認され、ようや く本地域の歴史が分かり始めた段階である。以下、各時代において現段階で判明している資料等をもとに当 遺跡を中心とする地域の歴史的環境を記す。

【旧石器時代】本地域における旧石器時代の遺跡は、広く旧玉名郡市域にまで範囲を広げてしか概観することができない。玉名市岱明町(旧玉名郡岱明町)の西照寺遺跡出土のサヌカイト製の石器が知られていることと、同様の石器が玉名市新中でも出土していることが知られているのみである。近年の玉名市域における分布調査及び発掘調査により知られてきており、今後の資料増加に伴い、より詳細な旧石器時代の様相が分かってくることを期待したい。

【細文時代】同時代を語るうえで、地球規模の大規模な気候変動の作用は避けて通ることはできない。当時は更新世末期にあたり急激な温暖化が進み約1万年前の海水面はほぼ現在の海面近くまで上昇していたと考えられている。それに伴い氷河期を終えた人類は活発な活動の中から、我が国初の上器文化を芽生えさせた時期にあたる。その事象をもって時代区分は旧石器時代から縄文時代へと移り変わる。

当該地域ではこの縄文時代が始まった草創期に相当する遺物・遺跡は認められず、先述した旧石器時代の遺物を残した人々の足跡はそこで現時点では一旦途絶えることとなる。その後、本格的に当時の足跡をたどる事ができるのは縄文早期からであり、更なる温暖化により現在の地形の原型が整った後の時期にあたる。この時期の遺跡数はまだ少ないが玉名市俗明町大野下、玉名郡長洲町「ヒイデン洲」などで見ることができる。

その後、更なる温暖化が進み約6,000年前をピークとする縄文海進が進む事になる。時代区分としては縄文前期から中期にあたる当時、海水面が上昇する現象に伴い現在の海岸線近くにまで進出していた人々は内陸奥深くにまで及んだ海岸線付近まで後退しそこに足跡を刻むこととなる。玉名市域で見られる当時の遺跡として主に貝塚がその指標としてのメルクマールとなろう。

現在の海岸線より数 km 内陸にあたり洪積台地の縁辺部にそれら貝塚は立地しており、主なもので繁根木貝塚・桃田貝塚・保田木貝塚(玉名市)、尾崎貝塚・古閑原貝塚(旧岱明町)、竹崎貝塚・尾田貝塚(旧天水町)がある。また、最も内陸に当たり、海水産の貝を包含する貝塚として菊池川中流域にあたる若園貝塚(現玉名郡和水町)が知られている。

その後、縄文後・晩期になると海水面の低下とともに海岸線は後退し、現在見ることのできる風景が残される。現在見られる玉名平野には広大な沖積地が形成され、晩期に朝鮮半島から九州北部へもたらされた稲 作文化を受け入れるだけの下地は完成されたこととなる。

九州北部で定着した稲作文化は現在の福岡市付近で成立した夜臼式土器とその系譜を継承した板付式土器とともに晩期には玉名地域へも伝わり稲作文化の定着が進むこととなった。平野上では、次にくる本格的な稲作文化の予感を感じさせる土器群が普及していった時期にあたる。

¹ 熊本県教育委員会『熊本県の条里跡』熊本県文化財調査報告書第25 集 1977

² 木葉川復旧事業として「群前遺跡」が調査され、所見のなかで「要約すれば、12世紀後半~13世紀後半に、菊池氏の支配下に置かれた 集落が存在した遺跡であると考えられる」と述べられている。熊本県教育委員会『群前遺跡』熊本県文化財調査報告第219 集2004より ほかに、調査を行い現在整理中の遺跡として、北の崎遺跡、剣抜遺跡、瀬株遺跡、太郎丸遺跡などがある。

^{3 『}玉名市史』第一章 第三節「玉名市周辺の先土器時代の遺跡」中記載

⁴ 現在はマイナス $1 \sim 2\,\mathrm{m}$ の干海上にあたるが、当時の海水面は現在より低かったことを考慮すると居住もしくは生業空間を想定するうえで十分な面積である。

玉名ではこれら一連の埋蔵文化財が他の地域に比べいち早く注目され調査・研究が進むことになる。その 要因として、田邉哲夫・坂本経堯ら県北における研究者の存在が大きい。

また、熊本県立玉名高等学校考古学部(以下、「玉高考古学部」と言う)の存在を無視することはできない。 本地域における同氏や玉高考古学部の調査は熊本県内における考古学調査の先駆けとなるものであった。

【弥生時代】玉名地域の弥生時代前期の遺跡として、玉名市伊倉に所在する城ヶ崎貝塚があげられよう。第二次大戦中に飛行場建設のため採土工事により発見され、戦後(昭和23年)に坂本経堯により『日本考古学年報1』に五社貝塚として報告されている遺跡である。遺跡からは前期の上器群とともにこの時期特有の石器である太形蛤刃石斧・磨製石斧が出土し、弥生時代前期の様相を知る手がかりとなった。

その後、田邉が指導する玉高考古学部が昭和 27 年に田添夏喜が発見した岱明町山下に所在する中道貝塚の発掘調査をおこなっている。確認した貝層からは多くの貝殻や獣骨などとともに、炭化米数十粒が出土し同時に出土した前期の標識土器である板付式土器の製・壺などから、弥生前期に当地で稲作がおこなわれていた証拠を示すとともに純粋な弥生時代前期の貝塚として県内初の調査例となった。

さらに昭和33年には日本考古学協会の弥生式特別委員会の乙益重隆が玉名市天水町(旧玉名郡天水町) 大字尾田の斉藤山貝塚の調査をおこなっている。調査の結果、夜臼式・板付式上器が混在するなか鉄斧が出 土し、青銅器を主体とすると考えられていた同時期の鉄器文化へ新たな資料を提供することとなった。

その後、玉名地域における弥生前期の調査は平成になって、大規模工事に伴う行政調査によりその一端が明らかになってくる。平成6年から始まった一般国道208号玉名バイパス改良工事に伴う柳町遺跡 (玉名市河崎)の発掘調査は縄文晩期から古墳時代末までの資料が多く出土した。なかでも縄文晩期土器とする突帯文土器、弥生前期の夜臼式・板付式土器が出土し縄文から弥生に移り変わる時期の資料が提供されている。

中期から後期にかけて菊池川流域を中心に多くの弥生の遺跡が周知され、県内でも後期特有の特色を有する上器文化が芽生えることとなった。口縁が「く」状に屈曲し長胴で短く開く脚を有する所謂「野部田式土器」などがある。それらは流域での主要な遺跡である山鹿市の国指定史跡方保田東原遺跡、菊池市七城町うてな遺跡など中期から後期にかけての遺跡から多く出土し、地域の拠点となる大規模な環濠集落内で多く用いられている。

【古墳時代】玉名市域は縄文時代の説明のなかで示したとおり、沖積平野と丘陵性台地が混在する地形を呈しており、ほとんどの古墳は平野を見下ろす台地の縁辺部に築造されている。このようななか、当市域では前期から後期にかけての古墳を多く見ることができる。前期古墳で代表的なものとして、伝左山(繁根木)古墳(円墳)・稲荷山古墳、同市岱明町に消滅したが院塚古墳(前方後円墳)があげられる。

また、本地域で古墳が多く出現する後期になると市内全域にその分布を見ることができる。玉名平野下流域の伊倉から天水町にかけての大塚古墳(前方後円墳)を代表とする古墳群、平野北部域に所在する大坊古墳(前方後円墳)、永安寺西古墳・永安寺東古墳(円墳)など元玉名を中心とする地域、菊池川左岸(平野東部)にあたる地域に山下古墳(前方後円墳(消滅))、また、近年発掘調査が実施され竪穴系横穴式石室を確認した城ヶ辻古墳群が所在する伊倉丘陵性台地付近などがある。

そのようななか、重要な古墳の多く立地する地域ではあるが、北部から東部方面は小代山を中心に花崗岩風化土壌が広く分布するため、古くから土砂採取が盛んにおこなわれ古墳が築かれやすい低丘陵を中心に地形そのものが消滅するという憂うべき状況が続いた時期があった。

昭和40年には市内山部田にて山下古墳(舒置監督監督監督、が山砂採取による消滅に際して緊急調査がおこなわれた。主体部は前方部(第1号石棺)と後円部(第2号石棺)に凝灰岩を刳り貫き底部を舟形に成形した舟形石棺が埋設され、第2号石棺南側に第1・2号壺棺が直葬され当時の葬送儀礼の一例として注目される。また、同様に市内玉名で馬出古墳が土砂採取により消滅している。その時期、人知れず破壊され

⁵ 熊本県教育委員会『柳町遺跡 1』熊本県文化財調査報告第 200 集 2001

⁶ 山鹿市教育委員会『方保田東原遺跡』山鹿市重要遺跡確認調査報告第 14. 17-18 集 2004

⁷ 熊本県教育委員会『うてな遺跡』熊本県文化財調査報告第 121 集 1992

⁸ 玉名市教育委員会「山下古墳調查報告書」熊本県玉名市文化財調查報告第11輯 昭和43年

た古墳も多く貴重な文化財が失われた文化財受難の時期を経て現在に至っている。

菊池川流域を中心とする熊本県北部域は福岡県南部の筑後川流域と共に古墳時代後期に装飾古墳が多く築造された地域にあたる。我が県を代表する文化財である装飾古墳はその大半が国指定史跡並びに県指定史跡として保護されており、玉名市内にも大坊古墳を始め永安寺西古墳・永安寺東古墳、石貫穴観音横穴墓群、石貫ナギノ横穴墓群、富尾横穴墓群、さらに隣接する和水町(旧玉名郡菊水町)には塚坊主古墳などが現在まで残されている。装飾古墳は装飾文様の保護のため通常は原則非公開であるが、近年は文化財公開・活用の一環として年1回の公開や見学申し込み等により見学が可能な活用型保護体制へと変化している。

(長谷部)

【奈良時代】玉名の文献上の初見は『日本書紀』巻7景行天皇 18年の「玉杵名邑」で、玉名郡は『釈日本紀』巻 16 肥後国風土記逸文「玉名郡長渚」である。この玉名郡は『和妙類聚抄』では「多萬伊奈」と表記され、「日置・為太・石津・下宅・宇部・大町・大水・江田」の八郷を載せる。このうち「日置」は群司日置氏の氏神と考えられる式内社の疋野神社(玉名市立願寺)一帯、「大水」は大津山(玉名郡南関町関東)一帯、「江田」は和水町(旧菊水町)江田一帯と考えられる。『延喜式』兵部省諸国駅伝馬で「大水」「江田」が見える。「為太」は荒尾市井出、「石津」は荒尾市牛水、「下宅」は玉名市伊介、「宇部」は玉名市施間部、「大町」は玉名市小田に比定されている。

イッチョ墓(和水町瀬川字鶯原)では「開白七道西海道大宰府 玉名郡人権擬少初位下日置□公 又治地 高野山」と記された日置氏銅版墓誌が須恵器壺とともに出土している。

条里制に係る地名で、菊池川右岸では字「四ノ坪」「三十六」(玉名市岩崎)、字(十六)(玉名市山田)が、 菊池川左岸では字「唐ノ平」「十五」(玉名市下村)、字「三十六」(玉名市安楽寺)が見られるので、弥生時 代から開墾され続けていた玉名平野が行政的な土地管理体制に組み込まれた痕跡と見られる。

また、字「大道」(玉名市大倉・高瀬)、「沓掛」(玉名市築地)があり、8世紀の土師器を伴う道路状遺構が字「大湊」(玉名市六田)から「土立願寺」(玉名市立願寺)にかけて伸びる事が確認されていることから、駅伝馬で繋がれた西海道とは別に地方幹線道路が存在したと考えられる。港湾も8世紀の土師器を伴う杭列が字「大湊」で検出され、字「大湊」に隣接して字「台の島」という高台があることから有明海・菊池川を利用した地方港湾が存在したと考えられる。

立願寺廃寺(玉名市立願寺)では7世紀末~8世紀末に編年される軒丸・軒平瓦が出土し、8世紀初には 観世音寺式伽藍配置に整備されたと考えられる遺構が検出され、玉名郡家跡では8世紀初~9世紀前半の須 恵器を伴う遺構が検出され、玉名郡倉跡では7世紀末~9世紀末の須恵器・土師器を伴う遺構が検出されて いる。『日本三代実録』貞観17年(875)6月20日条で「大鳥二集肥後国玉名郡倉上」と見える。立願寺 廃寺及び玉名郡倉跡は8世紀に礎石建物に整備されており、『続日本後紀』 承和7年(840)7月27日条で「以 肥後国玉名郡疋野神、預官社焉」とある疋野神社が所在することを考え合わせると、玉名市立願寺に玉名郡 の中心的行政機関「玉名郡衙」が存在したと考えられる。

【平安時代】玉名東郷・西郷(菊池川右岸の玉名市一帯)は、大治5年(1130)7月醍醐寺無量光院計文安(『醍醐雑事記』)で山庭南郷・北郷を含めた山庭荘の一部として見えるのが初見である。この山庭荘は寛治6年(1092)白川院領として成立し、永長2年(1097)12月26日に白川院から無量光院に料所で寄進され、院使・府使・国使が四至傍示を確認している。久安元年(1145)閏10月6日左大臣源雅定書状案で、山庭荘を「無量光院方二田七百丁畠二百余町」と「孔雀明王堂方二田五百丁畠二百余町」に既得権の分割がおこなわれている。このうち孔雀明王堂分は建久3年(1192)8月27日仁和寺守覚法親王御教書案(『仁和寺文書』)で仁和寺仏母院領玉名荘で現れ、この頃に荘務権が分割され、独立した行政区になったものと考えられる。

安楽寺領玉名荘(菊池川左岸の玉名市安楽寺一帯)は、承平6年(936)に太宰府安楽寺が玉名荘に安楽寺を創建したとされ(寛永18年『天満宮縁起』)、正暦3年(992)12月4日の託宣で肥後国司平惟仲が太宰府安楽寺に「玉井名」荘を立荘したとされる。(『天満宮託宣記』)さらに、万寿4年(1027)に大宰大弐藤原惟憲が「玉名庄百十町」を太宰府安楽寺西法華堂に寄進したとされ、延久4年(1072)に玉名庄が太宰

府安楽寺食堂修理料に充てられたとされる。(『天満宮安楽寺草創日記』)

しかし、これらの史料は鎌倉後期以降の二次史料であり、安楽寺領で建永元年(1206)筑後国大田文を確認できるのが「櫛原荘五十町」のみで、他は「安楽寺千五十四町七段」で一括されていることから、用途配分の権利認識での荘園としては 10 世紀に成立していた可能性があるが、荘務権が明確な行政区として荘園に認識されるのは建久8年図田帳が成立する 12 世紀頃と考えられる。

伊倉別符(菊池川左岸の玉名市伊倉一帯)は、郡司日置則利の相伝私領であったのが、承保元年(1074) に筑前講師永源に買得され、康和5年(1103)に宇佐公順に譲渡され、さらに保安4年(1123)に宇佐大 宮司公基に譲渡され、久安4年(1148)に宇佐氏女子に譲渡され、嘉応元年(1169)に宇佐大宮司公通に 買得されたとされる。(『八幡宇佐御神領大鏡』)

しかし、この史料は宇佐大宮司紀公房が鎌倉前期に編纂した二次史料であり、公基・公通は宇佐大宮司系図で確認できるものの、一次史料では確認できない。 荘務権の権利移動の系譜は信頼できる可能性があるが、行政区としての荘園に認識されるのは文応元年(1260)に建立された承久元年5月16日没の宇佐公満を「伊倉本領主」と供養塔で挙げることから13世紀初頭と考えられる。

野原荘(荒尾市野原一帯)は、鎌倉初期と推定される弥勒寺喜多院所領注文(『岩清水文書』)で「野原庄七百丁実在八百余丁」と見えることから、建久8年図田帳で「七百丁」とされ、その後再測されて「八百余丁」に定まっている。このことから12~13世紀頃に行政区としての領域認識がされるようになったと考えられる。大野別符(玉名郡岱明町一帯)は、紀姓大野氏が開発領主と考えられ、荘鎮守の繁根木八幡宮が応和元年(961)紀国隆に建立されたとされる。(『繁根木八幡宮縁起』)しかし、紀宗善大野家由緒書上(『治源寺文書』)で大野小次郎紀国隆が建久4年(1193)4月2日に関東御教書で玉名郡の内大野250町を給されたとされる。12~13世紀頃に行政区としての領域認識がされるようになったと考えられる。

また、伝承であるが山北八幡宮(玉名郡玉東町山北)が和銅2年(709)に、寿福寺(玉名市羽根木)が 天長元年(824)に、宝成就寺(玉名市高瀬)が延喜4年(904)に、中尾山報恩寺(玉名市伊倉)が延長 2年(924)に、梅林天満宮(玉名市安楽寺)が承平2年(932)に、繁根木八幡宮が応和元年(961)にそ れぞれ建立されたとされる。

【鎌倉時代】鎌倉時代には荘園を単位として領域を行政的に把握するようになったと見られる。安楽寺領玉名 荘では正安2年(1300)12月12日付け鎮西下知状案(『武雄鍋島文書』)で「肥後国小田荘給田壱町・屋 敷一所」を巡って小田土与丸代通重と小田弥次郎通俊女子藤原氏代惟任が所有論争を起こしている。この中で、本主小田通俊は正元2年(1260)5月26日付けで譲状を遺していたとされていることから、当該期には争論対象の「正富名内塩空閑屋敷」が存在してたことがわかる。この屋敷の境目にあげられている「得力」は字「上得力」「下得力」に二分されており、給田は「地頭給田」とされていることから、小田氏は安楽寺領 玉名荘のうち北側の小田を本貫地とする地頭であったと見られ、安楽寺領玉名荘北側(玉名市上小田)が「小田荘」と俗称されていたと見られる。

宇佐八幡宮伊倉別符では文応元年(1260)秋彼岸に承久元年5月16日に没した「伊倉本地主」宇佐公満と宇佐大宮司公長と念阿のそれぞれの供養塔が建立されている。このことから文応元年時点では宇佐氏の領有が安定していたと見られる。しかし、これらの宇佐氏墓塔群の中で元亨2年(1322)11月26日銘「伊倉保一方地頭沙彌行恵」供養塔が建立されており、嘉暦3年(1328)2月銘木造獅子墨書(那智熊野坐神社)で「このししわいくらのひゃうへ三ふらうのくわんしん也」とあることから、伊倉別符でも宇佐氏と伊倉氏で地頭職の下地中分がおこなわれていたと見られる。また、この下地中分の時期は「伊倉次郎」が蒙古合戦の恩賞として「神崎荘田地三町地頭職」(「深堀文書」)を得ていたことが確認できるので、弘安4年(1281)以前と考えられる。

岩清水八幡領野原荘では嘉禄3年(1227)時点で毛利秀光が地頭職を有し、代官を派遣して現地管理をしていたことが確認できるが、宝治合戦で毛利氏が没落した後は小代重俊に地頭職が与えられ、弘長2年(1262)に野原西郷は地頭方、東郷は領家方に下地中分されている。さらに文永8年9月13日に幕府は異国防御と

領内悪党鎮圧のため「小代右衛門尉子息等」の下向を命じている。弘安6年(1283)12 月には東郷で惣検 御使沙彌・預所・書生代沙彌・公文左兵衛門・図師菅原によって野原惣検注目録(『岩清水文書』)が作成さ れている。

箱崎八幡宮大野別符では弘長元年(1261)8月1日付け紀有隆請取状に「ふちの御下文」「けむきう四年の御下文」とあるので、文治年間に大野氏が源頼朝から本領安堵を受け、建久4年(1193)に地頭職が与えられたと考えられる。その一方で貞応3年(1224)に詫摩能秀が大友能直から譲渡された所領に「大野別符内尾崎村」があり、貞応4年の大友頼夜泰書状に「上賀里塔(上狩塚)」が詫摩弥八入道の本領として現われている。このことから在地系の大野氏が一円支配していたのではなく、詫摩氏や安富氏などの東国御家人も村単位で地頭職を有していたと考えられる。

臼間野荘は臼間野道山次郎惟房と鎮西引付衆の野依越前房邀信の争論記事が確認され、文保2年(1318) には肥前河上宮雑掌神勝と臼間野上長田地頭の木当六郎入道行信が河上宮三重塔修理田殖木田4町を巡って 争論している。このことから臼間野荘でも村単位に地頭職があったものと考えられる。

これらの地頭領主は文永・弘安の役にも出兵しており「蒙古襲来絵詞」には大野国隆・江田又太郎秀家・野中太郎ながすゑが確認でき、大野田島入道幸隆・大野岩崎太郎・大野二塚田羽房・築地諸太郎隆能ら大野 一族、伊倉次郎、安富頼泰らが恩賞を得ている。

寺院としては俊芿が建久5年(1194)に筒ヶ嶽山正法寺を建立し、建永2年(1207)には玉名荘預所代藤原某が石貫山内に仏法興隆のために太平野寺院を建立するよう筒嶽覚上人に命じている。また、永仁6年(1298)以前に沙門恵空が「肥後国浄光寺」を建立しており、延慶3年(1310)には永蔵氏女・草壁為末が洪鐘を寄進している。

【南北朝・室町期・戦国期・豊臣前期】

南北朝には、白木原・稲佐・臼間野(玉名郡南関町)で戦闘があり、南朝方には菊池系高瀬氏・繁根木八幡宮別当大野乗資・伊倉次郎・稲佐治郎光字・宇都宮隆房が、北朝方には小代氏・安富氏・大友系琢磨氏が確認できる。小代氏は応安6年(1373)に伊倉別符・大野別符を安堵され、詫摩氏は貞和6年(1350)に臼間野荘地頭職を安堵されている。

菊池氏は建武3年には高瀬に進出しており、高瀬武尚が高瀬を領し、高瀬武同は肥後守護代として菊池武 光を補佐している。高瀬は玉名荘や大野別符の倉敷地から博多に次いで九州で第二の重要港湾都市として栄 え、『海東諸国紀』や『図書編』など朝鮮・明の地誌にも記されている。しかし、高瀬泰朝が菊池為邦に叛し て葦北郡に追放されたことを契機に、高瀬氏の高瀬支配は菊池惣領家に替わり、文亀3年に宇土為光と菊池 武迎との合戦で菊池方の高瀬部重が戦死すると、高瀬は菊池惣領家の直轄支配地となった。

永正6年(1512)には菊池庶子家肥前家出身の菊池政隆が、豊後大友氏の後援で菊池惣領家に養子に入り 菊池武経(阿蘇惟長)に抵抗したが、臼間野桜馬場で敗れ、合志安国寺で自書している。菊池庶子家詫摩家 出身の菊池武包も小代氏を頼り筒ヶ嶽城に籠城したが、豊後大友氏から菊池惣領家に養子入りした菊池義武 (大友重治)に敗れている。

小代氏は天文2年(1533)に大友義鑑から玉名(玉名市玉名)350町・石貫(玉名市石貫)15町・日間野内上長田(南関町長田)25町を安堵されている。大友義鑑は天文12年に肥後国守護職に補任されるが、具体的な土地処分権の行使は限定的であった。しかし、天文19年の二階崩れを契機に大友義鎮が家督相続すると肥後国北・中部は大友氏の支配領域に組み込まれ、小原鑑元を南関城督に任じ、山北郷を本拠とする山上三人衆を寄子にするなど、玉名郡や山本郡など旧菊池氏支配領域を実効的に支配するようになった。小代氏も新たに長洲(玉名郡長洲町長洲)や石貫等を安堵し、肥後国の国人領主への支配力を強化している。

天正6年(1578)に大友義統が日向国耳川合戦で島津義久に敗北したことを契機に大友氏の領域支配体制は急速に瓦解し、肥後北部は筑後国と共に肥前国の龍造寺隆信の支配領域に組み込まれた。天正9年(1581)には小代親伝が龍造寺久家から安楽寺 13 町・大野別符 200 町を安堵されている。また、大津山氏の本拠とされている大津山城麓が龍造寺家晴の居館とされていることから玉名郡の国人領主は龍造寺氏支配領域に組

み込まれていたものと考えられる。しかし、天正 12 年に龍造寺隆信が肥前国沖田畷合戦で島津家久に討ち取られると、これを契機に龍造寺氏の支配領域体制は急速に瓦解し、肥後中部から進出してきた島津氏の政治領域に編入されていった。

天正 15 年(1587)に豊臣秀吉が島津氏攻撃のため肥後国に下向してくると、小代氏ら国人領主は豊臣秀吉に降伏し、本領安堵の朱印状を得ている。その後豊臣系大名として佐々成政が肥後国に入封するが、検地の実施と国人領主への再宛行を原因に、限部親永らが肥後国人一揆を起こし、豊臣秀吉の命を受けた龍造寺政家や立花統茂、安国寺恵瓊らに鎮圧されている。この時点で限部氏や赤星氏、小森田氏等が帰農し神職や名主となり、小代氏がこの後に入封する加藤清正家臣になり荒尾を離れ、名和・城氏が筑後国に移封され、中世以来の国人領主が全て在地支配から切り離され、領主としての地位を失っている。

これらの村の玉名郡代の管轄に属したが、高瀬町は高瀬町奉行の管轄として独立し、地方商業拠点として 中世以降も栄え続けている。高瀬には菊池川流域の年貢米の集積地として藩倉が置かれ、藩主の別邸として 高瀬御茶屋が置かれている。また、菊池川河川交通と有明海内海交通の結節点という地理的利点を生かし、 中世以来の堀川を運河として活用し、直接町家へ船からの荷物の積卸しを可能にした。 (青木勝士)

B 地理的環境

1)地形

本遺跡の所在する玉名市は、九州最大の内湾である有明海中央部に面している。県内の3大河川である菊池川は、阿蘇カルデラを発し玉名市にて有明海に流れ出している。その下流域には、標高10m以下の平坦な玉名平野が広がる。玉名平野は、南北15km、東西約9kmの沖積平野である。この沖積平野の中央部にある高瀬付近に狭さく部をもち、これを境に上流域の盆地状の平野部と下流域の三角洲部とに分かれる。盆地状の平野部に流れる河川としては、菊池川とその支流である木葉川、繁根木川等がある。本遺跡は盆地状の平野部で菊池川左岸に位置する。

玉名市付近の地形は、主に比較的低い山地(小俗山地、臼間山地、国見山地、金峰山地)と玉名平野から構成されている。これらの山地の周辺には、菊水丘陵、小俗山丘陵、横島丘陵、金峰山麓丘陵などが存在する。台地は、俗明町にある玉名台地のみであるが、本来一つつながりであった台地が、開析によって寸断された台地である菊水丘陵性台地、安楽寺丘陵性台地、伊倉丘陵性台地があり、山地と平野部の境界に分布している。

2)地質

本遺跡の北東側の園見由、木葉由一帯は、古生代の木葉変成岩類からなっている。木葉川変成岩類は、主に石英片岩や雲母片岩からなり、これらの南側には一部石灰岩の分布も見られる。周辺の遺跡では、片岩類は、良質な石材として使用されている。

南東から南部にかけては、金峰山系の凝灰角礫岩と阿蘇起源の火砕流堆積物が分布する。凝灰角礫岩を火砕流堆積物が覆うように堆積している。噴出時期は、金峰山系が新第三紀鮮新世で、これを覆う火砕流が第四紀更新世である。また、金峰山系の凝灰角礫岩の岩質は、輝石安山岩である。周辺の遺跡では、阿蘇の火砕流のなかで最も大規模噴火であった阿蘇4火砕流の溶結凝灰岩や金峰山系の輝石安山岩はしばしば石材として使用されている。

西側には、低位段丘堆積物(俗明層)、中位段丘堆積物(赤田層)、高位段丘堆積物(府本層)が分布し、 これらは礫層、砂層及びシルト層から構成される。また、これらの北側には、中生代白亜紀の玉名花崗岩が 分布する。これらに囲まれた部分に、礫、砂、シルト、粘土から構成される沖積層が分布する。長岡ら(1997)は、 沖積層を層相により、基底礫層、砂質の下部層、粘土・シルト質の中部層、砂質の上部層に分類している。

3) 高瀬付近の狭さく部以北の玉名平野の地形発達史

玉名市教育委員会 (1989) のボーリング資料及び近隣の北の崎遺跡でおこなったボーリング資料の結果から考察を加えるが、平野部において基盤に達している資料が少なかったため更新世の堆積環境から考察する。

ボーリング資料からは、長岡ら(1997)が分類しているように、沖積層は基底層、砂質の下部層、粘土・シルト質の中部層、砂質の上部層(菊池川両岸の低地では粘土及びシルト質粘土となる)に区分できる。これらの下位には更新世の堆積物である阿蘇3火砕流堆積物が堆積している。相位としては、軽石、スコリアを主体とする非溶結凝灰岩である。玉名平野の東西方向での基底礫層以上を取り除いた地形(沖積層の下限)は、右岸・左岸とも標高 – 10m から – 15m の位置にある。現在の菊池川付近には、標高 – 20m より深い埋没谷があり、沖積世以前も河床であったようである。

これらのことから、玉名平野の地形発達史として以下のようなことが考えられる。玉名平野付近では、玉名花崗岩や片岩類などの基盤の谷間を約11万年前に噴出した阿蘇3火砕流堆積物が埋積した。その後、河川の侵食により一旦、谷地形となるが約9万年前に噴出した阿蘇4火砕流堆積物によって再度埋積され、平坦な地形を呈することとなる。最終水期である約1万年前までは、海水準の低下による河川の浸食が進み、谷地形を形成する。その後、約9000年前から縄文海進の影響を受け、海水準が上昇することにより堆積が進み徐々に下部層や中部層の堆積により平野部が形成される。その後、約4000年前からの海水準の低下により砂質の上部層が形成され現在に至っていると推定される。

なお、菊池川の両岸で見られる粘土及びシルト質粘土は、菊池川の後背湿地にて形成された粘土と考えられる。

4) 完新世における海面変化

玉名平野は、高瀬付近の狭さく部より南側部(横島町から俗明町にかけて)は、縄文海進時には、現在の海岸線より5kmから8km内陸部にあったとしており、干拓地を除く平野部一帯は、海成層であるとしている。また、高瀬付近の狭さく部より北側の平野部には、狭さく部の上端付近には明瞭な遷急点があるとし、縄文海進はこれより上流には及んでいない(長岡ほか、1997)と考えられている。これらは、尾田貝塚等の地理的位置と矛盾しない。

しかし、海性のマガキや汽水性のヤマトシジミを産する和水町(旧、菊水町) 若園貝塚の存在すること、 北の崎遺跡において、30m のボーリングコアの花粉・珪藻などの詳細な土質分析で、湾外の海水の影響を受 けているという結果(未発表)を得ていることなどから、縄文海進は狭さく部より北側の平野部にまで及ん だ可能性が十分考えられる。

今後の詳細な調査や今後、本報告がなされる北の崎遺跡における調査報告が待たれるところである。

(馬場正弘)

引用文献

- 玉名市教育委員会 (1989:「菊池川下流域遺跡詳細分布調査事業報告書(1)」(玉名市歷史資料集成 第 6 集), 玉名市、84p

長岡信治・横山祐典・中田正夫・前田保夫・奥野淳一・白井克己(1997): 有明海南東玉名平野の地形発達史と完新世海面変化, 地理学評論、70 287-306

長谷義隆(1993):第 5 章 地質 . 玉名市史編集委員会編:「玉名市資料篇 3 自然」,玉名市,47-63。

C测量

- 祭田下遺跡の発掘調査を測量するにあたっては、事前に国土座標Ⅱ系に基づく基準点測量及び水準点測量

⁹ 熊本県教育委員会により発掘調査実施。現在、報告書作成中。

¹⁰ 未発表資料

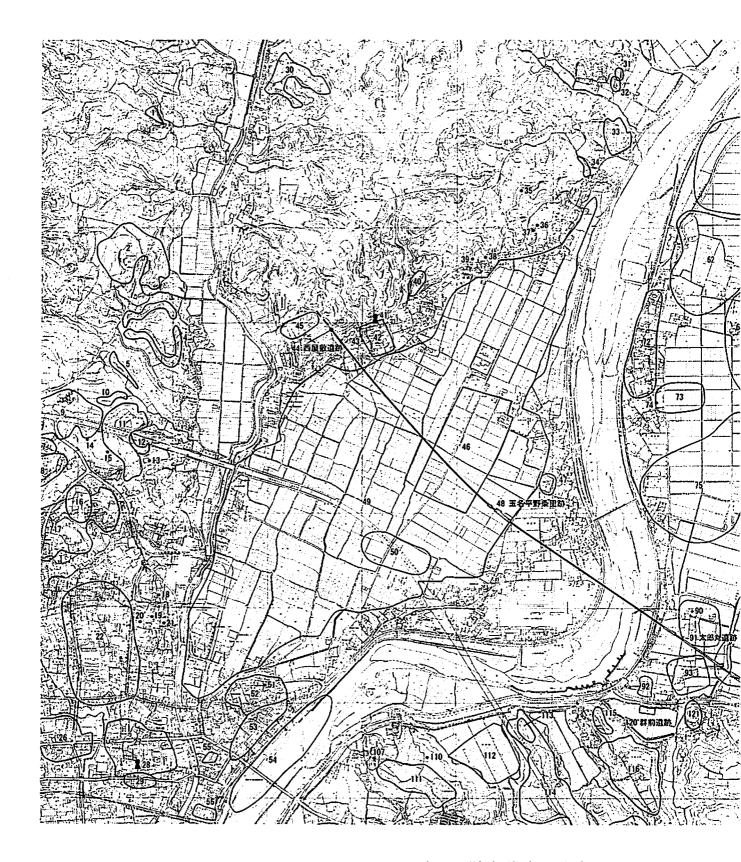
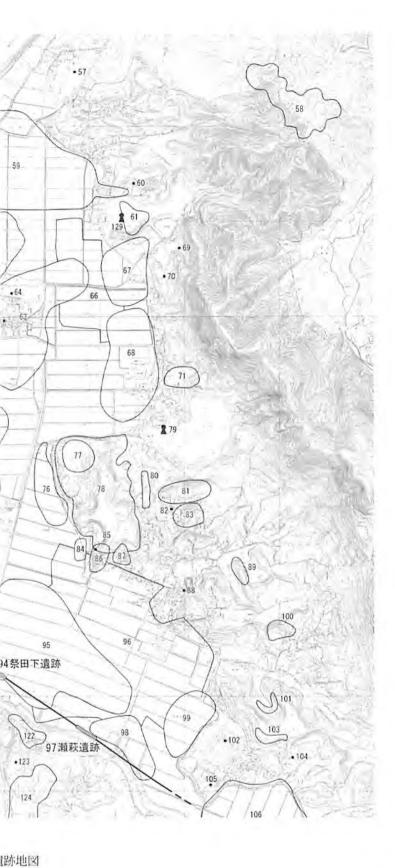


Fig.2 玉名平野下流域(菊池川左岸 安楽寺領玉名荘、右岸地域)》

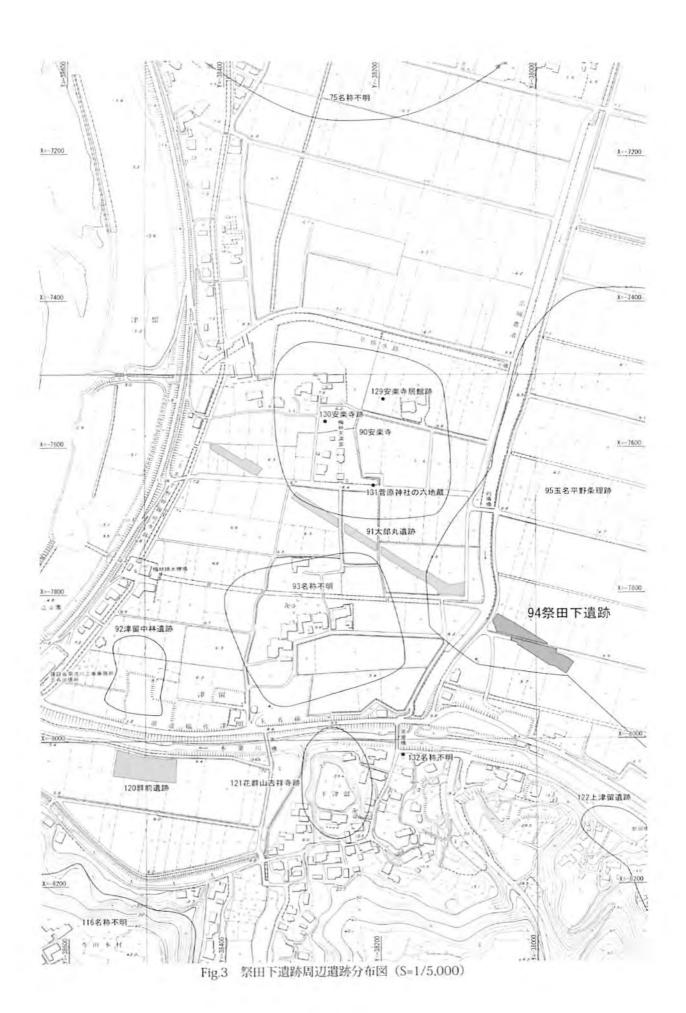


選絡	道路名	遺跡の時代	
1	上栗山遺跡	弥生後期·古墳	
2	岩原	古墳 古墳 古墳	
3	富尾浦谷横穴群 富尾原横穴群 A		
5	富尾中尾横穴群	古墳	
6	玉名部家跡	古代	
7	松尾原	弥生	
8	立順寺跡	古代	
9	松尾	古墳	
10	當尾板頭橫穴群	古墳	
11	大塚・惣萩	弥生・古墳	
12	治水横穴群	古墳	
13	冷水塚古墳	古墳	
14	大塚古墳	古墳	
15	小塚古墳	占填	
16	玉名即會時	古代	
17	下立順寺	硕文一中世	
18	池田地下式 横穴群	古墳	
19	岩岭古墳	古墳	
20	岩崎城跡	中世	
21	岩崎古墳参考地	古墳	
22	岩崎原	弥生~中世	
23	王名高校校庭	売生・古墳	
24	利出 程 2010年起	赤生	
25	だいの島古墳 玉名亀甲	古墳 御文~中世	
27	緊根木遺跡群	弥生	
28	括荷山古墳	古墳	
29	繁根木貝塚	縄文	
30	石貨菓柊	弥生・古墳	
31	青木横穴	古墳	
32	青木府崖 梵字群	古代・中世	
33	五名の平城跡	中世	
34	元玉名横穴群	古墳	
35	絵下経塚古墳	古墳	
36	小路古墳	古墳	
37	馬出古墳	古墳	
38	永安寺東古墳	占填	
39	永安寺西古墳	古墳	
40	国新式石棉群	- 弥生 - 土地	
41	大坊古墳 名称不明	古墳	
43	大坊五輪塔群	中世	
44	西屋敷遺跡	中世•近世	
45	名称不明		
46.	再迫問日渡遺跡	弥生・古墳	
47	名称不明		
48	玉名平野条里跡	古代・中世	
49		古代・中世	
50	梯町遺跡	縄文一平安	
51	保田木貝塚	縄文	
52	保田木城跡	中世一近世	
53	高潮町奉行所跡。高瀬本町通	縄文〜近世	
54	高瀬菊池川河床	古代・中世	
34	宝成就寺跡	Lily Trin	
55	(古塔姆群)	中世	
Profes	行仏群	11101	
56	大倉山永徳寺跡	中世	
57	州大門 地下式横穴	古墳	
58	小路	近世	
59	上か田宮の前	弥生	
60	上小田下丸塚	古代	
61	上小田城跡	中世	
62	上小田古屋敷	縄文~中世	
63	名称不明	4.00	
64	下小田養寺丸塚	中世	
65	養音寺跡 工名型町久田県	中世古代・中世	
66	玉名平野条里跡 名称不明	DI. 44E	
68	名称不明		
69	長建寺跡	中世	
	諏訪宮跡	中世	
		4146	
70	2. Pr. C00		
71	名称不明 名称不明		
_	名称不明 名称不明 名称不明		

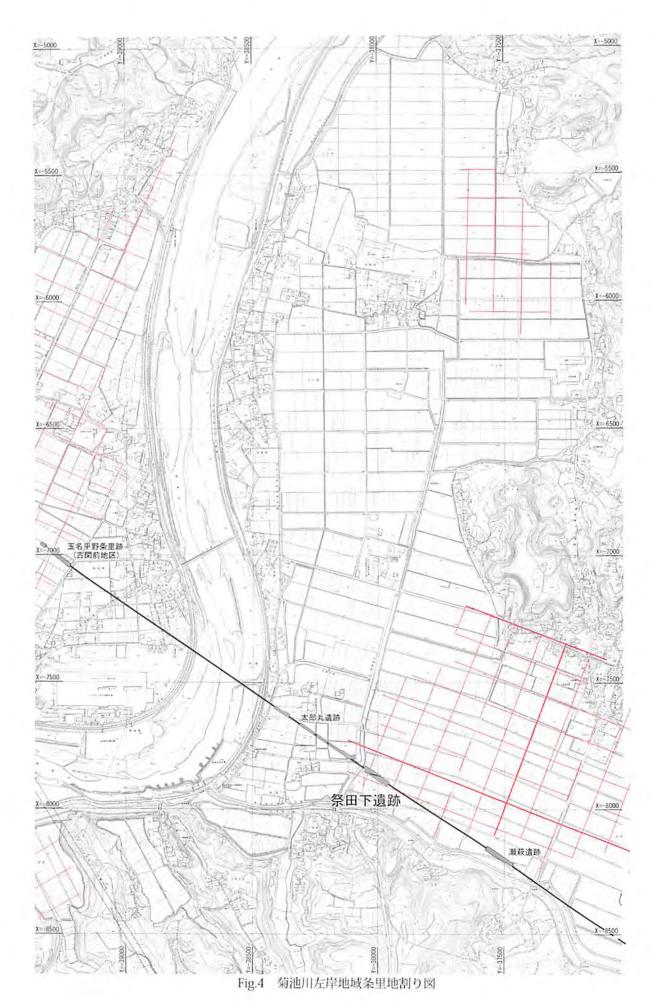
遺跡	:物学在 安.	遺跡の時代
番号 遺跡名		Mary
75	名称不明	
76	名称不明	
77	下村城跡	中世
78	高城	占填
79	山下古墳	古墳(消滅)
80	名称不明	
81	秋丸	弥生
82	海福寺跡	मेम्
83	名称不明	
84	名称不明.	
85	大宝院跡	中世
86	名称不明	
87	名称不明	4746
88	賢長寺跡	中世
89	名称不明	.4240
90	安楽寺	中世
91	太郎丸遺跡	thin
92	津留中林	縄文~中世
93	名称不明	-1-1N1-11
94	祭田下遺跡	古墳・中世
95	名称不明	-6-70 - 16-70
96	玉名平野条里路	古代・中世
97	瀬荻遺跡	弥生・古墳
98	名称不明	
99	名称不明	161.64
100	随岸寺跡	中世
101	浦方染山横穴群	tin
102	安楽寺京塚	1710
103	養田横穴群	古墳
104	長福寺跡 随月古墳	市世
105		古代・中世
106	中神久	7.17
107	松林寺山古墳	超文
108	株田古墳	古墳
110	飯塚古墳	古墳
111	和頭迫	弥生~中世
112	1.名平野条門跡	古代・中世
113	城ヶ辻吉墳群	古墳
114	名称不明	1.00
115	寺田古墳群	古墳
116	名称不明	14.17
117	古丸	古代・中世
118	折九西	髓文一中世
119	ナカント塚古墳	占填
120	B¥ñù	diffi
121	花群山吉北寺跡	-मार्म
122	上津留	罐文一中世
123	上津留古墳	古墳
124	部田	弥生~中世
125	世間部塚古墳	古墳
126	寺田久保	調文~中世
127	久保地下式横穴	占墳
128	朝日寺跡	中頂

129 徳丸古墳群 古墳 (消滅) ※本道跡地図は、版本図遺跡地図及び玉名市遺跡地 図をもとに本報告書用に再編集したものである。 よって、本表における遺跡番号は遺跡地図に定め る遺跡番号とは一致しない。

Tab.2 遺跡地名表



-15-



— 16 —

を実施した。作業計画機関は熊本県教育庁文化課で、「祭田下遺跡発掘調査に係る4級基準点測量及びメッ シュ杭設置業務」として業務委託がおこなわれた。作業実施機関は、株式会社埋蔵文化財サポートシステム である。

基準点は、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 九州新幹線建設局、(以下、「鉄 道建設・運輸機構」と言う)が、1998年に10月に設置した新幹線建設に伴い設置した1級基準点(基 -24)から 03013-1、03023-2 を経由し、同じく基準点(基 -25)へ結合する単路線方式である。路線延長 823.458m、水平位置(閉合差 0.036m 許容範囲 0.351m)、方向角(閉合差 0.03" 許容範囲 2.32")であった。 また、水準点測量は二等水準点 1467 からの直接水準測量によっている。使用した機種は、TOPCON 社製トー タルステーション GPT-1003 及びオートレベル AT-M 3である。

2002 年(平成 14 年)4 月 1 日からの改正測量法の施行に伴い、日本測地系から世界測地系へ移行する こととなったが、鉄道建設・運輸機構が本事業において設置している基準点が日本測地系であるため、熊本 県内における埋蔵文化財発掘調査はすべて日本測地系に基づいている。そのため、本書の平面座標は日本測 地系で表示した。なお、調査区のほぼ中心となる基準点について、測地成果 2000 に基づく再計算(改算) をおこなっている。

項目	目 日本測地系		世界測地系	
点名	X 座標	Y账標	X座標	Y座標
No.1	- 7850	- 38030	- 7477.4459	- 38250.8832
No.2	- 7880	- 37990	- 7507.4472	- 38210.8850

Tab.3 祭田下遺跡の4級基準点測量成果

2 調査日誌抄

- 6.1 1区、表土剥ぎ作業開始。
- 6.2 表土剥ぎ2日目。耕作土直下より近世末の磁器 ない。底面は凸凹している。 出土。
- 6.3 表土剥ぎ終了。調査区東側に向かい地表面がわ 6.29 調査区西側の灰褐色粘質土掘り下げを開始。 ずかに高くなっている様子。
- 6.7 調査事務所完成。調査機材を搬入。
- 6.8 調査作業員召集。
- う。数箇所に撹乱があることを確認。
- 人力による掘り下げを開始。中世の土師片を多く含 引き渡す。 む。
- 6.15 4級基準点及びメッシュ (Grid) 杭設置。
- 6.16 流路状の遺構を検出。深度 10cm から 15cm、 思われる。 の磁器片及び動物歯片が出土。
- るのを検出。
- 6.20 P・U-12・17 の遺構検出。土坑を確認。

- 6.22 昨日検出した土坑が切りあう遺構を確認。い ずれの遺構も平面形が楕円形を呈する。遺物は含ま
- 6.23 L~N-12~13Grid の遺構検出。
- 6.30 調査区東側の壁際にトレンチを設定。土師器 製、杯片が出土。
- 7.6 P列 Grid 東側の完加写真撮影。これまでを総 6.9 調査区の清掃を行い、トレンチの掘削をおこな 括的に見ると、遺物は中世の土師皿が多く、一部に 近世以降の磁器片及び龍泉窯系青磁が含まれる。
- 6.14 遺物包含層である灰褐色粘質土層について、 7.9 P列 Grid 以東について鉄道建設・運輸機構に
 - 7.12 近世の満と推測される S001 の北側に灰色粘 質土の分布が認められる。同溝を切る溝状の遺構と
- 幅約 1.5m で調査区に平行に検出。遺物は近世以降 7.13 先日検出した溝状の遺構の北側に灰色を呈す る同形状の遺構を検出。
- 6.17 流路状遺構に平行して杭列が2列並列してい 7.14 K列~N列にかけて溝状の遺構と推測去れる 遺構を検出するが、全体像があまり判然としない状 況が続く。調査区の南側の N 列~ P 列にかけてトレ

¹¹ 標高 9.396m (2000 年度平均成果)

ンチを設定。

7.16 〇列までの平面図を作成。

7.20 S041 にて土師器皿が 10 枚重なり直立した状態で出土。また、P-14・15Grid について、古墳時代の層まで掘り下げを開始。

7.21 2区(北側調査区)の表土剥ぎを開始。

7.27 2区の表土剥ぎ終了。

7.28 P-11、Q-11、P-14・15の加り下げ。下層になるに従い遺物(土器片)の大きさが小さくなり減少する。下層には植物根の痕跡と推測される粘土溜りが見られる。

7.30 N-10・11、O-10・11 を掘り下げ。土師器数点と青磁片 1点が出土。

8.3 遺構と思わしき簡所数簡所について、精査・検 出を繰り返し行うも、掘り込み下面に凹凸があり遺 構とは判断せず。土師器片数点出土。

8.4 K-10Grid 西側に SOO1 に平行して見られた杭 と同様の杭を検出。その近くから鉄製品と思われる 塊が出土。のちに、粘土層中の落ち込みに溜まった 鉄沈殿物であることが判明。

8.6 灰褐色粘質土層の掘り下げを終了。

8.16 K-9・10、J-9・10、H-9・10を掘り下げ、 遺構検出。いずれの遺構も底面が凸凹しており灰褐 色粘質土が混ざる。

8.17 K・J・I・H-9・10Grid 掘り下げを始めるも、 午前中後半から降雨のため、作業は午前中で中止。 午後は出土遺物の整理作業。

8.18 I・J・K・L-9・10Grid の掘り下げ及び精査。 S051・052・053 の調査を行う。S051 の埋土中から、 施泉窯系青磁が出土。

8.19 台風のため調査中止。室内にて図面整理。

8.20 午前中、降雨のため調査中止。午後から調査 を実施する。

8.23 2区、灰褐色粘質土の除去作業を実施。同層からは、土師器皿、白磁椀、青磁(I類)などが破片にて多数出土。甲佐町教育委員会 西口氏が見学。

8.24 2 区灰褐色粘質上除去。除去は Grid 毎に区切り掘り下げを行う。

2区については、I・J・K-9・10Grid を中心に遺構 調査を行う。1区から連続する遺構と思われる溝状 の掘り込みを検出。

8.25 SX004 の調査を行う。遺構は土坑の切りあいによるものと思われる(総数4基)。うち、北から2

基目の楕円土坑埋土中より土師皿が 1 点出土。土層 は単層。 2 区は引き続き灰褐色粘質土掘り下げ。

8.26 昨日、調査を実施した SXOO4 の遺構切り合い確認のため精査する。軸はややずれるが、南から北へ切り合いが古くなる。

8.27 1区掘り方、終了。 2 区は灰褐色粘質土の掘り下げ及び遺構精査作業を行う。

8.30 台風 16 号九州(鹿児島)上陸のため調査は中止。調査区では一部、シートのめくれがあるのみで被害はなし。

8.31 午前中は、台風一過による雨水等の汲み上げ、 復旧作業。午後から調査開始。2区の灰褐色粘質土 掘り下げ及び遺構精査。

9.1 H・I-5~8 Grid の掘り下げ。 1 区実測終了。 完掘写真撮影。 2 区の杭打ち実施。

9.2 2区 H・G 列の掘り下げを中心に行う。灰褐色 粘質土中から、土師器・瓦器などが多数出土する。

9.3 G・F・4~7 Grid の掘り下げ作業。溝 SD002 の検出。溝は掘り込み面が圃場整備後からの面に当たっており、出土遺物からも裏付けるように上層から下層まで近現代の磁器、瓦片が出土している。

9.6 台風 18 号の接近により、断続的に降雨がある ため台風対策をとり作業を中止。午後は事務所にて 図面整理等をおこなう。

9.7 台風 18 号再接近のため終日調査中止。

9.8 台風一過後の排水作業。台風による被害は、コンテナ倉庫が風により約 1m 移動、仮説トイレが 3 基転倒、事務所 1F に雨漏り。

9.9 2区の灰褐色粘質土の掘り下げを中心に作業を 実施。夕方、降雨のため作業を早めに切り上げる。 調査終了時に、中世にどのような歴史的環境があっ たかを把握するために、作業員へ調査表を配る。

9.10 午前中は降雨のため、排水作業を行いながら調査をおこなう。終日、排水作業。

9.13 高所作業車による I 区完掘全景撮影のため清掃をおこなうが、降雨のため断念。明日へ延期。

9.14 1区中世面調査完掘写真撮影。高所作業車 (26m)を使用。ほか、個別の完掘撮影も同時に行う。

9.15 1区F列、灰褐色粘質土掘り下げ及び遺構精 査。一部に厚く堆積している部分があるため、スコップを使用し掘り下げる。

9.16 2区灰褐色粘質土の掘り下げを行う。F列は終了しE列は継続。

9.17 2区灰褐色粘質土の掘り下げを行う。E・D 列については終了。C列を継続して掘り下げを行う。 9.21 午前中は降雨のため作業中止。午後から2区 B-1・2、C-3 Grid 掘り下げ。

9.22 終日、降雨のため調査は中止。事務所にて図 面整理を行う。

9.23 昨日までの降雨により、調査区が冠水したた め、終目排水作業。

9.24 終日、降雨のため調査は中止。事務所にて図 面整理を行う。

9.27 終日、降雨のため調査は中止。(独)鉄道建設・ 運輸機構玉名建設事務所と次に調査を予定している 太郎丸遺跡について協議を行う。

9.28 2区の灰褐色粘質土の掘り下げを終了する。 しかし、前日までの降雨のため雨水が残っており調 査に支障がでる。夕方から台風 21 号接近のため、 事務所並びに調査区の養生を行う。

9.29 台風 21 号通過のため、終日作業中止。事務 所にて遺物・図面整理をおこなう。

9.30 台風一過で良い天気となる。雨水を汲み上げ た後、調査区西側にて、遺構の広がりを確認するた め重機を入れ、トレンチを掘削する。

遺構・遺物とも確認できず。

10.1 2区北側に設置した土層観察用トレンチの清 掃、西側の南北トレンチの土層図実測作業。

10.4 北側土層観察用トレンチの清掃及び線引き。 灰色粘土屑 (9層) まで遺物が入ることを確認。遺 物は土師器片だが、小片のため時期不明。

10.5 2区各所に設けたトレンチの土層確認及び土 層図の作成を行う。また、全域にわたって清掃をお こない、遺構の検出をおこなう。

10.6 午前中、No. 10・11 トレンチの土屑断面及び 遺構検出状況の写真撮影を行う。午後から遺構調査 を開始する。

10.7 昨日に引き続き、遺構の調査を継続する。

10.8 午前中は昨日に引き続き、遺構調査。午後は 降雨のため、調査は中止。

10.12 2区、D-5・6、E-4~6 Grid を掘り下げ。 調査区北側土層図の一部、加筆・訂正をおこなう。 文化課 馬場正弘来跡。周辺での基本土層について教 示を得る。

10.13 2区A~F列の掘り下げをおこなう。併せ て、清掃作業を行い、遺構の見落としがないかを確認。

一部に、植物根の集中区を確認するに留まる。

10.14 降雨のため終日調査は中止。事務所にて図 面整理。

10.15 2区遺構平面実測をおこなう。また、事務 所にて出土遺物の整理をおこなう。土師器(椀、杯) 10.18 出土遺物の水洗作業、土層断面図の整理。 層位の確認作業をおこなう。

10.19 降雨のため調査は中止。事務所内で遺物・ 図面整理をおこなう。午後、鉄道建設・運輸機構玉 名建設事務所にて、今後の業務予定について協議。

10.20 台風接近のため調査は終日、中止。

青磁(龍泉窯系)、白磁(大宰府編年Ⅱ類・Ⅳ類)、 須恵器(東播系)などが出土している。土師器には そのほかに、「耳皿」片が出土している。

溝 SD007 の出土遺物を精査すると、肥前系磁器が 多く見られる。また、陶器(鉢、壺)、染付けなどが あり、熊本地域の既存の年代観からみて、12 世紀第 4四半期から13世紀第2四半期ころのものが多く、 中心は13世紀前半代におくことができよう。その ほか唐津(皿)、龍泉窯系青磁などが入る。肥前系磁 器の年代は18世紀後半から19世紀代のものが多い。

10.21 2区調査区内の清掃と周辺の除草作業。

10.22 調査は終日中止。出土遺物の整理をおこな う。先日おこなった、遺物観察と合わせてみると、 遺物包含層(第3層)出土資料は、13 世紀初頭から 13世紀前半までに位置付けられるようである。

10.25 降雨のため終日作業中止。

10.26 本日は高所作業車による2区全景撮影を予 定していたが、降雨のため中止。

10.27 2区中世面の完堀全景を高所作業車による 撮影をもって、祭田下遺跡の発掘調査を終了する。

(吉田・早田・園田)

第3章 遺 構

1 遺跡の立地と地形

地形の概況 祭田下遺跡は、玉名平野の東側菊池川左岸の沖積平野上に位置している。地形及び地質に関して詳細な記述は「第2章 B 地形」で馬場により述べている。よって、ここでは歴史的環境から左岸地域の発達史を見ることとする。

遺跡の所在する菊池川左岸は、西に菊池川が貫流し、北は玉東町の木葉山(標高 286m)の山塊が連なり、南は金峰山三ノ岳から伸びる伊倉丘陵性台地に囲まれている。平野の最深部(東部)は玉東町稲佐にあたり、その中心を流れる木葉川に沿って東西に広がる平野を形作っている。

本来、木葉川は現在の河道ではなく、平野の中心部にその痕跡を追うことができる。平成 16 年度には本事業に伴い埋蔵文化財の予備調査をおこなった際に、河川の埋没した痕跡が見られ古い木葉川河道の一部を窺い知ることができた。木葉川が現在の河道に移動したのは近世、細川藩政時代に水田地帯の整備が行われ現在の地に付け変えられたことが知られている。現在でも、伊倉丘陵性台地の縁辺部の小規模な丘陵先端部の切断面を木葉川沿いに見ることができる。また、平野北側の木葉山方面では、細川藩による木葉川改修工事以前は、木葉川からの水路は発達していなかったと思われ、小規模な谷川を利用した流漑が主流であったと推測される。

玉名平野の本格的な開発は、近世末に加藤清正により和水町(旧菊水町)白石に最初の堰が築かれたと言われており、玉名平野左岸の水利事業の基となった。その後、文政三年(1820年)に惣庄屋小森田七衛門が改修し、菊池川左岸の梅林牟田約 200 ヘクタールを灌漑することとなり、さらに 1961 年(昭和 36 年)に始まる県営玉名平野土地改良事業に伴い、和水町白石地区の菊池川に白石堰頭首工が築かれ玉名平野の水利統合がおこなわれ現在に至っている。

このような土地改変の歴史の中で当該調査地付近を中心にみると、木葉川河道が遺跡を横切った痕跡がないため、当遺跡上流部域のみ北に寄っていたことが窺える。また、菊池川への流入部を地形から見ても、伊倉丘陵性台地の落ちに沿っているため大きな変更はしていないと思われる。

遺跡を覆っている厚い粘質土がどこから来たのかを知る必要があるが、調査区内における傾斜が木葉川へ傾いていることから、当該調査区付近は木葉川の堤防が整備される前までは、氾濫現の一端だった可能性が高い。 土師器皿を多く含む3層では粘質土というよりも、粘性の強い粘土と呼ばれる部類に入る部分が認められることから、木葉川による氾濫の際に堆積し河道が遺跡側へ寄ったか、河道の拡大があった時期を経ているものと考えられる。

2 遺構各說

A 基本層序

本遺跡の土層は、1.2区の調査区縁辺部に設定したトレンチを基に観察し所見とする。

基本土層は、調査区 1.2区を通してほぼ 1 層~ 11 層に分層される。すべての層において、堆積状況はほぼ水平で一定している。調査に際しては予備調査の結果を踏まえ、 1.2 層は近世後期以降に利用されていた耕作土であった可能性が高いと判断し調査対象から除外した。

3 層は、灰色粘質上を主体とする層で、中世の遺物(土師器)が多く出土するため、中世段階の遺物包含層と判断した。また、この層は、1 層と同様に上の詰まり具合が相対的に弱く植物の腐食による土壌化が進んでいること、下層にあたる 4 層の上面に近くなる範囲において、鉄分・マンガン粒が水平方向には帯状に見られることや植物根痕が多く入ることから、同層が 3 層の床土としての面であったことが想定される。

4 層は黄灰色土を呈し3 層に比べると粘性が強く、締りも強い。3 層中から掘り込まれた週構は本層上面に て検出をおこなっている。本土層レベルは標高 4.4m から 4.6m を測る。5 層も同様に粘性が強く、締りを有 し4 層よりやや暗い暗灰黄色粘質上であるため、4.5 層は一連の水性堆積によるものと判断しその当時は週

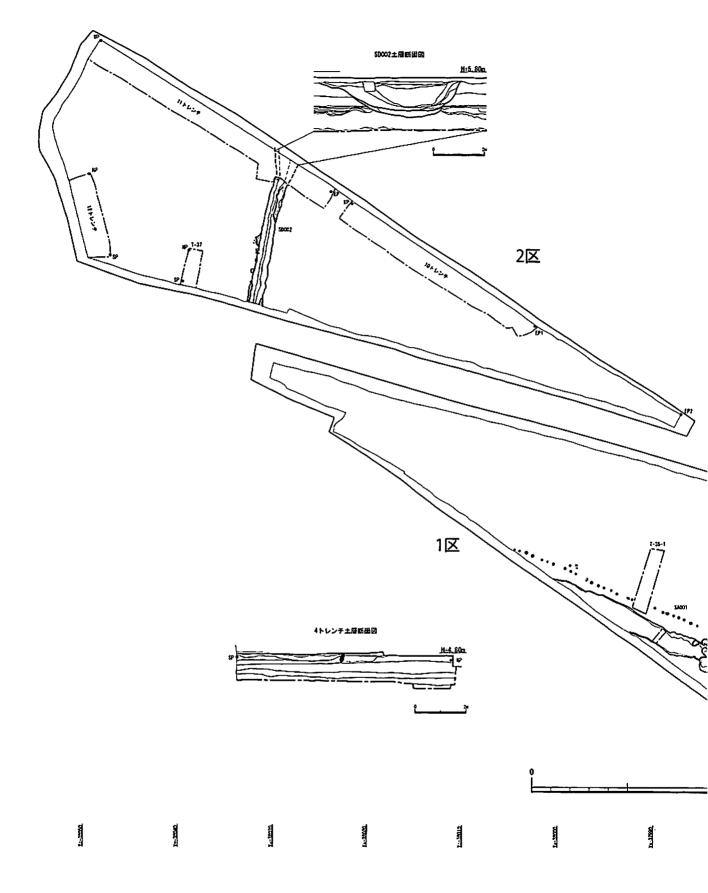


Fig.5 近世週構配置

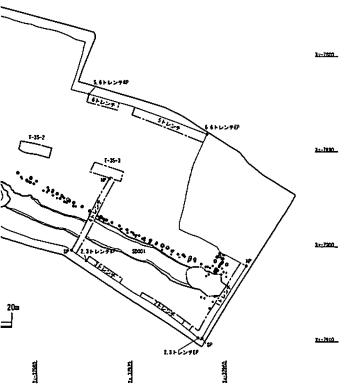


1-741

1:-7250

<u> [1-7960</u>

(~-712)__



1 (3層) S = 1/400

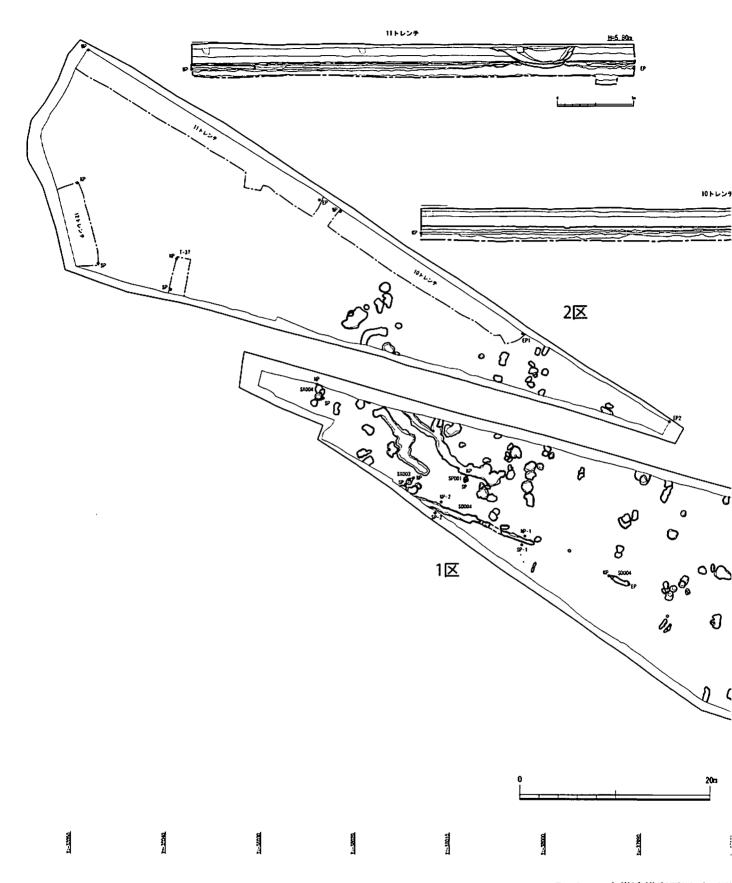
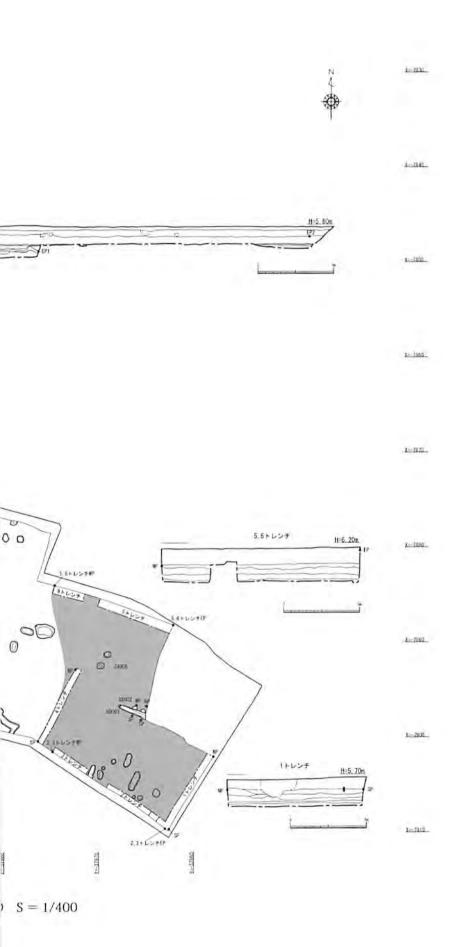


Fig.6 中世遺構配置図(4層)



跡周辺での土地利用がなされていたとは考えにくい。6層は1区の東側の一部で確認することができた層であり、調査区外である東側へ広がっている層である。色調は黒褐色土で粘性は強いが水分を多く含んでいるため締りはない。この6層は、1トレンチ、5・6トレンチにおいて土層確認のため掘り下げをおこなうと、占墳時代初頭の土師器を含む遺物を検出している。

7層は粘性を強く帯びる灰色土で、調査区全域にわたって分布している。層全体に鉄分垂下がみられ、ヨシなどの鉄分が植物根痕に集積したものと思われ、この層の形成時期において調査区周辺が湿地帯であったことが伺える層である。8層は灰色粘土、9層は暗緑灰色粘土、10層はオリーブ黒色粘土を呈している。いずれも植物根痕も見られず無遺物層である。11層は河川性堆積物からなる緑黒色砂土である。砂の破屑物は細砂と見られる程度であり、流路の河床に近い部分であったと考えられる。

B遺構

満 SD001 (Fig.5) 1 区南側をほぼ東西に貫く素掘りの満。北東から南西へ伸び、検出長 45.1m、検出面での幅約 2m を測る。検出面からの深さは溝上端から約 15cm である。断面形は緩い U 字形を呈し、底面は一定せず起伏がある。溝底の標高は 4.6m である。

遺構断而観察の結果、上下2層に渡り粘土が堆積していた。この溝にほぼ平行に北側に杭列が並んでいる。 杭は現状で杭根付近が約15から20cm程度が残っているのみで全長など上部に関しては不明。掘り方を有 するものと杭を打ち込まれたものとがあり一定しない。途中、4.5mに渡って杭列が途切れる場所を挟んで、 東側では杭列が2列になる。杭はそのまま調査区外に向って杭列は続くが、調査区際で直角に北へ向う杭列 も同時に確認できた。出土遺物は18世紀後半から19世紀初頭肥前系の染付けの小片が中心に出土している。 満という遺構の性格上、断定はできないが近世段階まで利用されていた遺構であると考えられる。

講 SD002 (Fig.5) 2 区西よりを南北に貫く素彫りの溝。表土剥ぎ後の遺構検出にて確認された。断面形は U 字形を呈する。底面は起伏はなくほぼ一定している。検出長 46.2m、検出面での輻約 1.5m、検出面からの深さは約 1.1m を測り、溝底での標高は約 4m である。 土層断面の観察で、滞水と土砂の自然堆積が繰り返しおこなわれた状況が認められた。溝底には不定ではあるが杭が打ち込まれている。埋土となる粘質上及び粘性を帯びる土砂のなかから、中世の土師質上器片・青磁と伴に、肥前系磁器・土瓦などの土器片、銅製キセル、轡などが出土していることから、1 区で検出した溝 SD001 と同時期の溝である。

柱穴 SP001 (Fig.7) 1区南側、3層上面で検出した柱穴。検出時の平面形は関丸方形を呈し、長径 55.0cm、深度 31cm を測る。埋土は基本上層における2層に類する土が入っていた。掘り方の上位、東壁に接し礫が出土。周辺に同様の柱穴や礫は確認されておらず、他の遺構との関連は想定できなかった。遺構ほぼ中央に粘土落ち込みが見られ柱抜き取りによる流れ込みの可能性もある。出土遺物はなく、埋土の状況などから中世以降のものであると判断した。

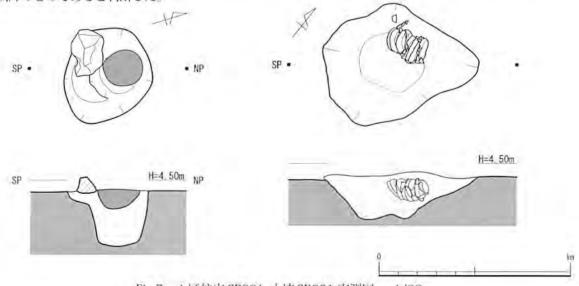


Fig.7 1区柱穴 SP001. 土坑 SK001 実測図

満 SD003 (Fig.6) 4 層上面で検出した溝。調査時には別遺構とし調査をおこなったがその後、主軸が同一 であること、遺構断面レベルが残っている範囲で一定していることから、本来は1条の満であったと判断した。 途中が途切れているのは、掘り方の単位による深度の違いであると判断している。検出長は 53m である。断 面形は緩い U 字状で埋土は単層で3層の灰色粘質土が入る。埋土から中国産白磁椀の破片が出土している。 土坑 SK001 (Fig.7) 4層上面で検出した土坑。平面形は不定形であるが、南側の上端付近では、一部に精 円形を呈する様相が見られる。底面は一定せず凸凹が見られる部分も残る。遺構の立ち上がりは緩やかでは あるが直線を呈する。埋土は単層で、粘性の強い3層にあたる灰色粘質土である。

遺物は、遺構底面より約 10cm 浮いたレベルから、土師皿が 11 枚重なり口縁を西に向けほぼ水平に横倒 しになった状態で出土している。土師皿はほぼ完形である。

土坑 SK002 (Fig.8) SK001 同様に 4 層上面で検出され3 層の粘性の強い灰色粘質土を埋土に持つ土坑。本 遺構は、ほかに南側より2基の楕円形土坑により切られる。これらの土坑は、遺物が出土していないため全 体図のみに図示し個別には取り扱っていない。遺物を出土している遺構 SK002 は、平面形が楕円で南側に向っ て底面が一段落ちる。土層の観察の結果、単層であったため異なる遺構の切り合いは認められなかった。遺 構の底面は上下面ともほぼ水平である。本遺構でも1段落ちる遺構西側部分において、土坑 SK001 同様に土 師皿が口縁を横に向け立った状態で出土している。土坑 SKOO1 出土遺物と同様の遺物出土状況を呈している と考えられる。

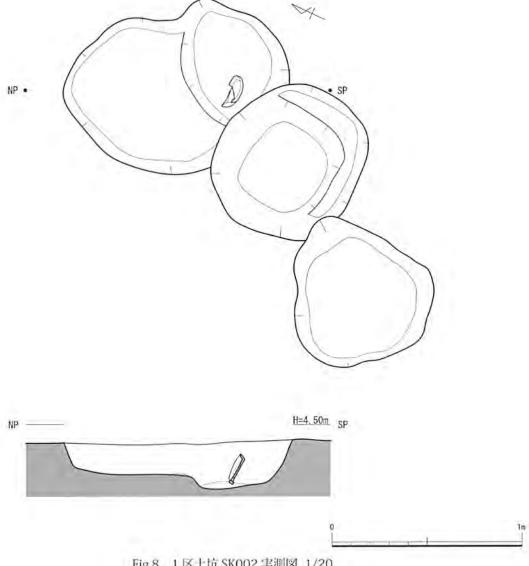


Fig.8 1区土坑 SK002 実測図 1/20



第4章 遺 物

当遺跡で出土した遺物は、弥生時代中期から近代のものまで出土している。しかし、出土量的には3層の中世遺物包含層、6層の古墳時代遺物包含層より出土した土器類が主体を占める。以下では、これらの出土 遺物について記述する。

A 近世

2周出土遺物(1.2)

1.2は肥前系染付磁器。1.丸椀で見込みにコンニャク印判による五弁花が施されるとともに体部立ち上がり部に2条の圏線が、また高台外面に一条の圏線を施文。2.丸椀で体部外面に幾筋かの直線文と二本からなるよろけ縞文を施文。

湖 SD001 出土遺物(3・4) 1 区南側で検出した杭列を伴う近世満出土遺物。 3. 瓦質の鍋口縁部。鍔部は粘土貼り付け後に整形し上部を押える。外面に粗い刷毛目痕が縦方向に残る。 4. 刺網系管状土錘。両側開口部は同じ部位が破損しており使用痕跡による欠損。

游 SD002 出上遺物 (5 ~ 17)

5~17は近世の陶器・磁器で、うち6・8・9は染付椀。5. 腰の張った丸椀底部。外面に直線文の染付がわずかに見られる。6. 丸椀で二重線により鋸歯状の網目文が施され、体部には2段以上の文様帯を施文。7. やや腰の張る丸椀で、体部に2条からなるよろけ縞文及び直線文を施文。8. 体部が緩く外に開き口径の広い丸椀口縁。外面に草木文をモチーフとした染付を施文。9. 口径が広く体部が直線的に開く丸椀の口縁。外面に文様が見られるが内容は特定できず。

10・11 は簡型椀。10. 内面見込みにコンニャク印判による五弁花、外面底部高台外に鳥をモチーフとした鳥文を巧妙な手書きにより施文。11. 体部外面に花菱状の染付、内面口縁付近に圏線を施文。底部はわずかに屈曲部を残し欠損。12. 陶器椀。内面見込みに染付が見られ、器形の形状から京焼風陶器の可能性あり。13. 丸椀底部。外面底部に縞状に染付施文有り。肥前でも波佐見系か。14. 肥前系青磁椀。器形は丸椀で底部は厚く丸みを帯びる。体部は口縁に至り薄く尖り、高台は短く直立する。底部見込みにも施釉あり。15. 小型丸椀で外面体部に染付による草花文が1ヶ所見られる。16. 陶器で高台から口縁部にかけて綴やかに湾曲した胴部を呈する。口縁下には傾斜があり平坦面は見られない。底部は厚く、高台は太く削り出される。一般的に丸皿と呼称される器種。内面見込みには蛇の目状に釉剥ぎ、高台は土見せ。釉は透明釉が薄く掛けられる。17. 陶器鉢。底部付近は欠損。体部下半と口縁上端部は土見せ。口縁外に粘土貼り付け、成形後に上部を押える。B 中世

3 層遺物包含層出土遺物(18~37)

18. 無釉陶器壺。口縁は短く、やや膨らみを持ち直立。19. 内面に型紙張りを施す磁器椀。外面には染付による草木文が見られる。20. 白磁椀。底部を含む高台が残存。見込みに蛇の目釉剥ぎ高台削り出し。21. 染付青磁皿。見込みに圏線あり。化粧土をかけた後、施釉。22. 丸椀。体部外面に染付による梅樹文を施文。23. 陶器椀。器面全体に薄く施釉し体部下半は土見せ。24. 青磁椀。内外面とも無文。外面口縁下に釉たまりが見られるが全体に薄い。25. 青磁椀口縁。内面口縁下位に1条の圏線有り。龍泉窯系青磁椀1類。26. 口禿げ小椀。直口縁の端部のみ残存。27. 口縁内面下位に1条の圏線を施す。龍泉窯系青磁椀1類。28. 幅の広い鎬連弁文で釉色は明るく緑色を呈す。龍泉窯系青磁椀Ⅱ類-b類。29. 外面体部に明瞭な鎬並連弁文。高台畳付から底部にかけて土見せ。龍泉窯系青磁椀Ⅱ類-b類。30. 外面体部に鍋連弁文を施す。連弁を削り出す際の削り痕が器面に明瞭に残る。龍泉窯系青磁椀Ⅱ類-b類。31. 口禿げ白磁小椀。口縁端部が緩やかに外反し特徴的。底部欠損。32. 青磁椀。体部外面に鎬連弁文を施文。龍泉窯系青磁椀Ⅱ類。33. 青磁杯。口縁が複合口縁を呈す。龍泉窯系青磁杯Ⅲ-3類か。34. 青磁杯。出土部位は底部屈曲部のみで詳細は不明。杯の可

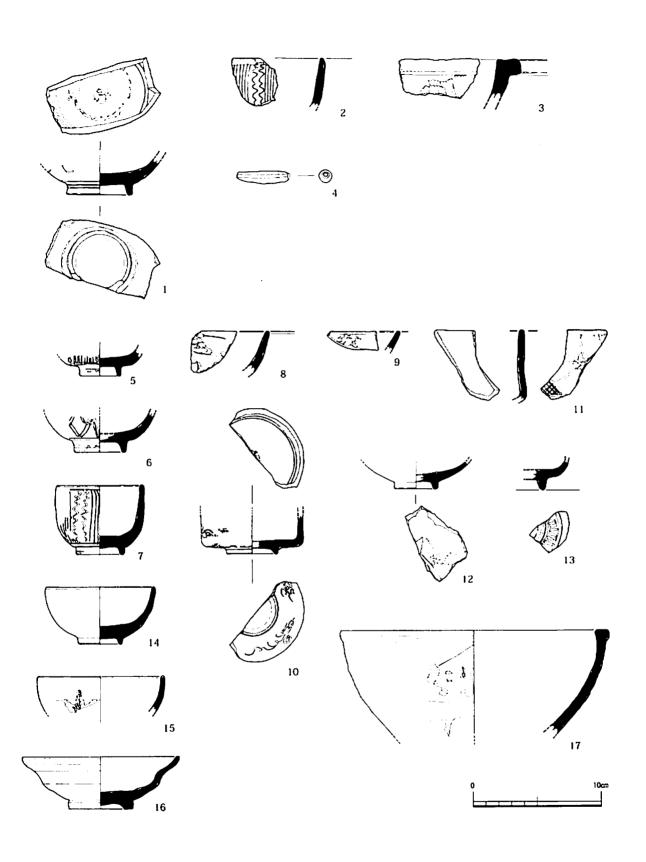


Fig.9
2 層出土遺物実測図 (1・2), 溝 SD001 出土遺物実測図 (3・4), 溝 SD002 出土遺物実測図 (5 ~ 17)

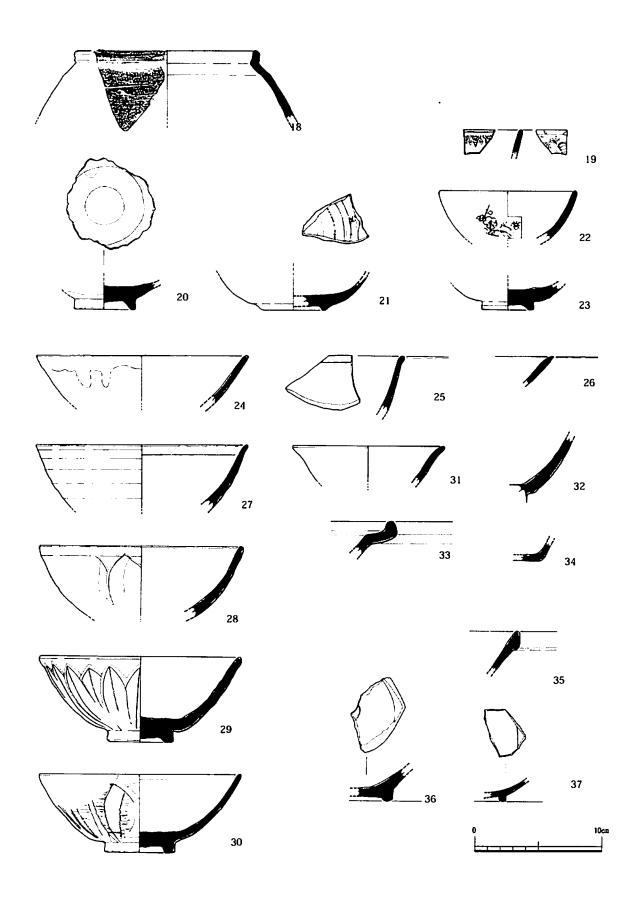


Fig.10 3 層遺物包含層出土遺物実測図 (18 \sim 37)

能性があり、釉は濃緑色。龍泉窯系青磁杯III - 1 類か。35. 白磁椀。口縁端部に玉縁を施す。白磁椀 II 類。 36. 白磁椀底部。削りだし高台。白磁椀IV類。37. 白磁椀底部。内面底部は高台接合面より低い位置まで下 げ成形。高台のみ土見せ。

土坑 SK001 出土遺物 (38~48) 出土した土師器杯には成形に伴う形状の違いはあるがほぼ法量等に差はないため一括して記述する。体部は内外面ともに回転ナデによる成形、外面底部に糸切りによる痕跡が明瞭に残り、内面底部には手持ちによる幅広の指ナデ痕が残る。すべての底面に簾状圧痕が残る。胎土は雲母・長石・石英をわずかに含み、基調は精選され細やか。

土坑 SK002 出土遺物(49) 出土した土師器杯は、SK001 出土遺物との間に製作技法・法量を含む形態の 差に違いはない。詳細は SK001 出土遺物参照。

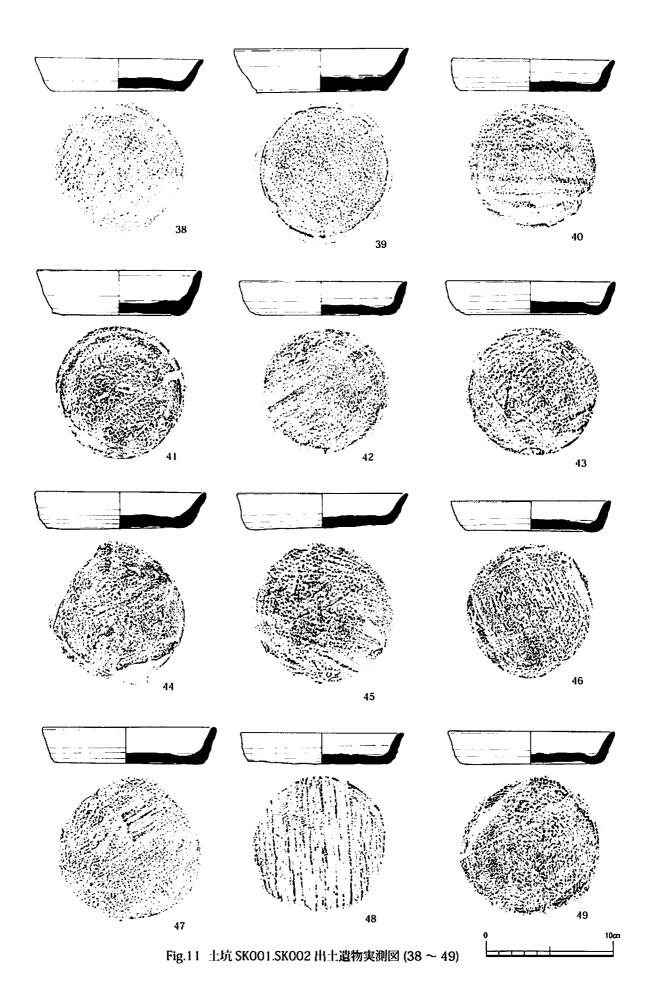
4 **層遺物包含層出土遺物**(50~83)50から57は土師器杯。50.体部内外面共に横ナデによる成形痕を明瞭に残す。底部は糸切り。51.体部内外面共に横ナデ後、ナデ。器壁は厚く口縁端部は丸くやや肥厚する。外底面には簸状圧痕を残す。52.器面に横ナデによる稜をよく残す。口縁は端部でやや外反。53.口縁立ち上がりでやや腰が張る。口縁はやや外反し端部は尖る。54.底部は厚く中心部にいくに従い薄く成なる。口縁は短く端部付近で強く外反。55.底部、口縁部とも薄い。口縁は横ナデが丁寧で稜が明確に残り端部は丸い。56.これまでの皿と比べ一回り大きい。底部中央付近で厚みを帯びる。57.底部及び口縁部へ立ち上がる器壁とも厚く端部は丸い。底部は糸切り離し。

58から62は土師器小皿。58.内外面とも回転ナデにより成形、指ナデ仕上げ。底部外面に糸切り痕が残る。口縁は直線的に開く。59.内外面とも回転ナデにより成形、指ナデ仕上げ。外底面に糸切り痕が残る。口縁の立ち上がりは短く開く。60.内外面とも回転ナデにより成形、指ナデ仕上げ。61.内外面とも回転ナデにより成形、指ナデ仕上げ。器壁が他に比べ厚い。62.内外面とも回転ナデにより成形、指ナデ仕上げ。やや腰の張る底部を呈す。

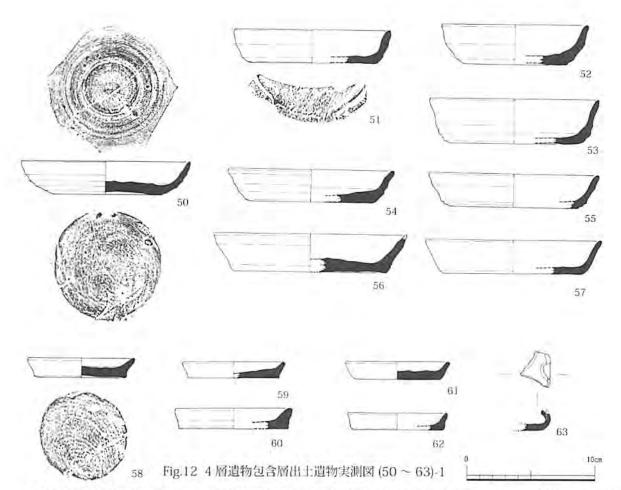
63. 耳皿。短く内側に押さえた部位のみの出土で全体の形状は不明。

64から75は瓦器椀(70は皿)。64.体部から口縁にかけての部位。内湾する体部を呈し口縁部は端部で横ナデ成形によりやや尖る。体部内外面のヘラ磨きは少なく横ナデの深い部分に及んでいない。65.口縁から高台近くまで残る部位。口縁端部内面に1条の浅い沈線が巡り、大部は緩やかに内湾する。66・67・68. 椀底部のみの部位。内外面ともミガキにより仕上げ、見込みには平行ミガキを施す。底部は器面調整後、高台を貼り付ける。69. 底部から大部中位までの部位。内外面ともミガキにより仕上げ、見込みには平行ミガキを施す。体部は丸く押し出しによるものか。高台は貼り付け高台。70. 瓦器皿。横ナデ成形後、内外面ともミガキによって仕上げ、見込みに平行ミガキが入る。底部ヘラ切り後、器面調整される。71. 底部から口縁まで残る部位。横ナデの単位により明瞭に稜が残り、内外面ともミガキ痕は残らない。口縁端部で丸く肥圧する。72. 高台から口縁まで残る部位。体部は緩やかに内湾し、口縁近くで角度を変え端部に至る。口縁は横ナデにより端部で外反する。内外面ともミガキによって仕上げる。73. 口縁から底部に至る部位。緩やかに外反し口縁へ至る。内外面ともミガキによって仕上げ、底部はヘラ切り後に器面調整し高台を貼り付ける。74. 口縁から体部中位に至る部位。口縁は端部で丸く仕上げる。内外面ともミガキによって仕上げ、口縁部付近では平行ミガキを施す。75. 口縁から底部に至る部位。横ナデ成形時の稜が明瞭に残る。内面底部から中位にかけてミガキが残る。口縁端部は丸く形成される。

76. 滑石製石鍋。口縁から鍔を含み大部中位まで残る部位。外面は鍔を挟み縦方向に細やかな削り痕が幾重にも残る。内面は使用に伴うものか、わずかに削痕が見られる。77. 東播系中世須恵器で東播系片口鉢若しくは擂鉢の口縁部。外面に焼成の際の重ね焼による色調の違いが明瞭に残る。78. 滑石製石製品。厚みのあ



— 32 —

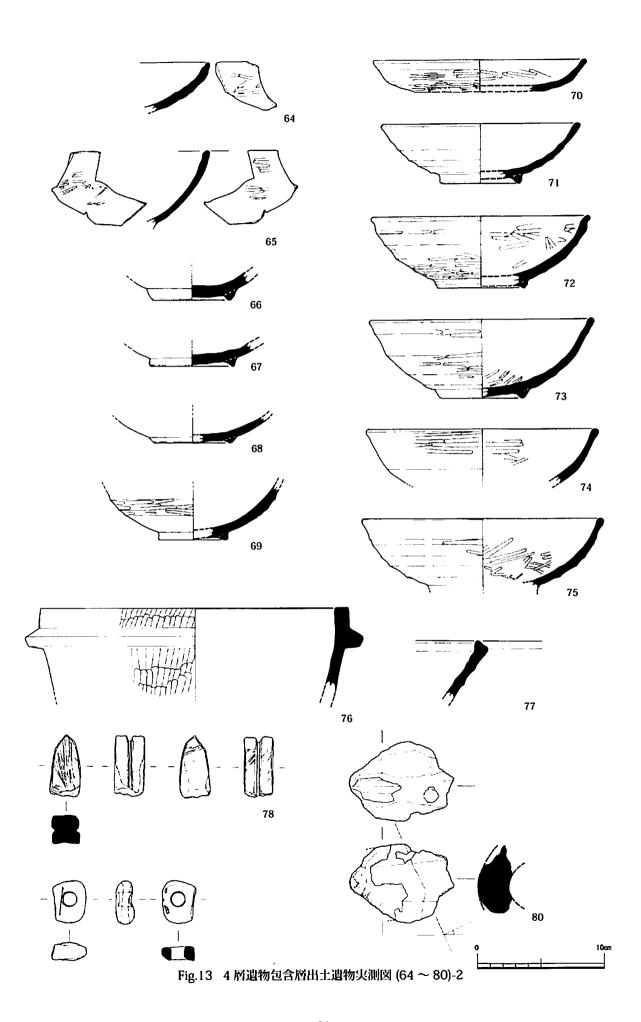


る石材の中心に切り込みが入る。切ろうとしたものかは不明。79. 滑石製石製品。周囲は円弧状に成形され中心に貫通する穴が開く。しかし、うち1辺は直線的に折れていることから石鍋等の部位であったと考えられる。80. 鞴羽口。先端の一部が焼成により崩壊する。焼成範囲の観察から炉体への装着角度は23°を測る。

C 弥生·古墳

81、82は弥生中期土器。81、鋤先形を呈する甕口縁。黒髪式土器の口縁で82の脚台と同一個体を成す部位と考えられる。82、底部がわずかに開く甕脚台。底部は中心に向かい上げ底となり端部でわずかに外反する。83から98は土師器。83、壺口縁の一部。中位に内面から1ヶ所穿孔される。84、断面形が「く」の字を呈する口縁部。布留式系の甕。85、上師器の口縁。綴く外反し口縁近くでさらに角度を変え開く。86、断面形が「く」の字を呈する口縁部。84と同様に布留式甕と考えられる。87、短く外反する口縁を有する甕。88、体部が球形をなす小型丸底壺。口縁部は欠損している。内面底部に指ナデによる押えが残る。89、丸底壺の胴部。口縁、底部とも欠損。中位外面に縦方向の刷毛目を施す。90、長頸壺頸部。直線的に伸び端部は四角に成形される。内外面ともに刷毛目が残る。91 小型丸底壺。口縁、底部は欠損する。胴部は浅く口縁は直線的に開く。92、鉢。口縁から体部にかけての部位。体部はやや内湾し体部に至り複合口縁を呈す。93、鉢の口縁から大部にかけての部位。直線的に伸び、端部で丸味を帯びる。外面に1条の沈線が巡る。94・95、甕口縁部と底部の各部位。体部中位が欠損しているが本来は同一個体になると考えられる。96・97、高杯の杯部と脚部で同一個体であると考えられる。98、飯底部の部位。底部中央にに焼成前に1ヶ所の穴が穿たれる。内外面ともに刷毛目調整を施す。

99から102は本地域で予備調査を行った際に出土している資料。99. 上師器高杯の脚部。5世紀中葉頃と考えられる。100. 高台付きの底部片であるが、機種不明。101. 須恵器壺口縁部。強く外反し折れ曲がる。広口壺と考えられる。102. 瓦質上器深鉢の口縁部。口縁に2条の突帯が巡り間に菊花文が刻印される。



-34 -

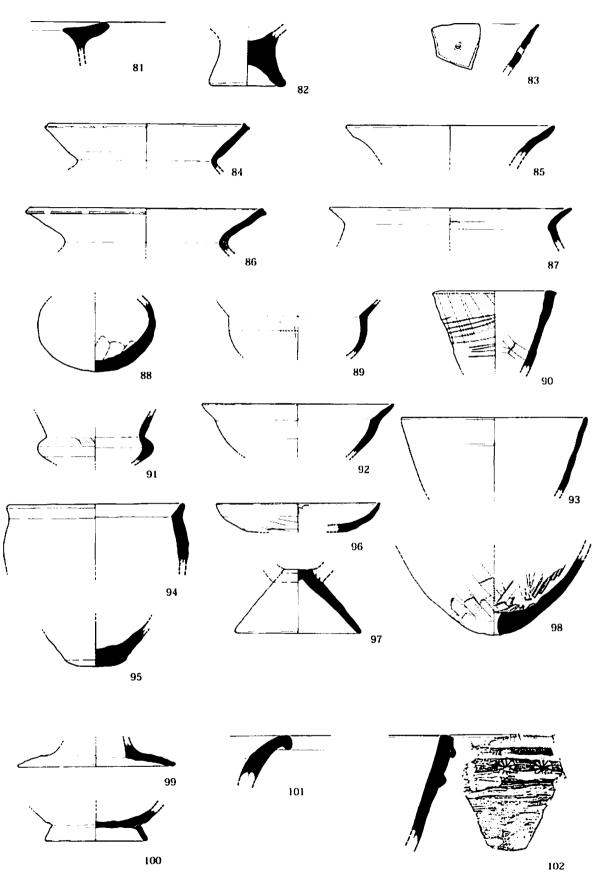


Fig.14 4 層遺物包含層出土遺物実測図 (81 ~ 85・88)-3 6 層遺物包含層出土遺物実測図 (86 ~ 98) (99 ~ 102) は確認調査時出土遺物



物 図版 号 番号	7	年 代	系列	類別	器種	出土 層位	遺構番号	器高	法量 口径	康程	胎士	e II	傷考
	近世	18 後半	磁器	染付	椀	2層		(2.7)	-	5.1	物外田	(外) 能厌色C 2 1 1 (内) 雪の灰白C 2 8 2	目跡あり
2	近世	19 前半	磁器	染付	小杯	2層		(3.7)	-	-	桃椒	灰白 C144	
3	近世		土器	ELRA	鍋		满 SD001	(3.0)	-	-	-	揭灰 7.5YR4/1	
4	中世		土器	生師器	土錘		溝 SD001	4.2	-	-		橙 2.5YR6/8	
5	近世	19 中	磁器	染位	简型椀		溝 SD002	(2.05)	-	(3.2)	被細	灰白 C144	
5	近世	18′後半	544.55E	独付	椀		满 SD002	(2.9)	-	4.4	3枚相	松緑色 C219	
7	近世	19' 前半	磁器	染付	小杯		满 SD002	5.4	(6.9)	(4.0)	数細	鉛灰色 C211	
В	近世	18° 前半	磁器	染付	椀		溝 SD002	(3.2)	-	-	初加田	鉛灰色 C211	
9	近世	18 後半	磁器	染付	栋		溝 5D002	(1.5)	-	-	桃柏	灰色 C144	
0	近世	18′後半	磁器	操付	間型椀		满 SD002	(3.1)		(4.0)	微細	雲灰色 C241	
1	近世	18° 後半	磁器	操付	简型椀		满 SD002	(5.4)	-	-	物相	松緑色 C219	
2	近世	19′ 前半	Ma 53		椀		溝 SD002	(2.1)	-	(3.4)	微細	カーキ色 C138	
3	近世	19 前半	磁器	染付	小杯		滿 5D002	(2.3)	-	-	物柜	能灰色 C211	
4	近世	18′ 前半	磁器	青磁	椀		溝 SD002	4.45	(8.6)	3.4	预把	灰白 C144	
5	近世	18: 前半	磁器	預付	小杯		灣 SD002	(2.75)	(10.0)	-	30.80	大理石の色 C215	
6	近世	19" 前半	PRI 28		Ш		溝 SD002	4.1	(12.3)	(5.0)	被細 (#2~3mmの	白茶 C107	
7	近世	17 後半	MISS		鉢		3M SD002	(8.4)	(21,2)	-	小石を育む	焦茶色 C134	
8	近世		陶器	無釉	壹	3層	通物包含層	(6.3)	(14.6)	-		灰黄褐色 10YR4/2	
9	近世	17 後半	磁器		椀	3.11	道物包含層	(1.95)	-	-	推相	大理石の色 C215	
0	近世		磁器	白磁	椀	3 7/1	通物包含層	(2.1)	-	4.8	微細	アヒルの卵の薄青 C204	
1	近世	18° 前半	磁器	染付青磁	III	3個	道物包含層	(2.55)	-	(5.0)	861B	鉛灰色 C211	
2	近世	18′後半	染付	染付	椀	3 /順	遺物包含層	(3.7)	(10.8)	-	田校州	鉛灰色 C211	
3	近世		M123		桐	3 服	遗物包含層	(1,9)	-	(4.0)	微細	焦茶色 C134	
4	中世	12 後~13 前	話器		椀	3層	遺物包含層	(3.7)	(16.6)	-	要	灰白 5Y7/2	
5	中世	12 後~13 前	磁器	WEE	椗	3周	遺物包含層	(4.3)	-	-	微細	海老の殻の灰縁 C214	
6	近世		磁器	青磁	ш	3層	遺物包含層	(2.1)	-	_	微細	鉛灰色 C211	
7	中世	125 他~135 何	磁器	青磁	椀	3 M	遺物包含層	(4.95)	(16.6)	-	被細	焦茶色 C134	
8	中世		F## 25	青磁	椀	3 //	遺物包含層	(5.5)	(15.9)	-	被細	薄い灰色 C201	
9	中世	12 世~14 前	磁器	問磁	椀	3周	遺物包含層	6.7	(15.8)	5.1	被細	大理石の色 C215	
0	中世		665 8S	青磁	椀	3.阻	遺物包含層	6.2	(15.8)	5.5	粉粉	焦茶色 C228	
1	近世		磁器	青磁	Ш	3層	遺物包含層	(2.85)	(12.0)	-	被細	鉛灰色 C211	
2	中世		62.88	收磁	椀	3層	遺物包含層	-	_	-	微細	海老の殻の灰緑 C214	
3	中世		磁器	187 TEL	杯	3.81	遺物包含層	(2.5)	-	_	微細	龍泉窟の青磁色 C207	
4	中世		122 E	では						_		龍泉窯の青磁色 C207	
	中世	12 中一版			杯	3/11	通物包含層	(1.35)			初紀		
5	中世	12 中一夜	磁器	自磁	桐	3 78	遺物包含層	(3.0)	-	-	夜柜	船灰色 C211	
7	中世	12 中一日	磁器	白磁白磁	椀	3 個	遺物包含層 遺物包含層	(2.5)	_	(3.9)	改細	銀灰白色 C143	
								-920	64.5	_	投石石英 雲	灰白 C144 浅黄橙 7.5YR8/4	Let a to produce
В	中世	13 M	土器	土師器	Ш	3層	道物包含層	2.65	13.1	10.2	母		板状圧痕
9	中世	13, 10-10	土器	土飾器	皿	3.脂	土抗 5K001	3.5	13.8	10.4	袁母石英	植 7.5YR7/6	糸切り
0	中世	13. 版一中	土器	土師器	Ш	3層	土坑 SK001	2.5	12.7	10.8	長石石英雲母	浅黄橙 7.5YR8/6	糸切り板状圧
1	中世	13: ///	土智	土師器	m	3.///	土坑 SK001	3.6	13.0	10.4	雲母石英	(外) IC SCUM 5YR7/4 (内) 漫览 5Y7/4	糸切り
2	中世	13' M~m	土器	土師器	Ш	3層	土坑 SK001	2.7	13.3	10.7	雲母 石英	浅黄橙 7.5YR8/6	糸切り 板状圧
3	中世	13,49~tb	土器	生舒起		3.层	土坑 SK001	2.7	13.4	10.4	雲母 石英	にぶい相 7.5YR7/4	糸切り
4	中世	13, 前一中	土器	土8588	Ш	3層	土坑 5K001	2.9	13.4	10.5	雲母 石英	浅黄橙 10YR8/6	糸切り 板状圧
5	中世	13 前~中	土器	土師器	Ш	3層	土坑 5K001	2.9	13.6	11.4	雲母石英	にぶい根 5YR7/3	糸切り 板状圧
6	中世	13° 耐~钟	土器	土師器	m	3層	土坑 SK001	2.4	12.6	10.0	實母石英	(外) 浅黄橙 7.5YR8/6 (内) 浅黄橙 7.5YR8/4	糸切り 板状圧
7	中世	13' 85(1)	土器	土師認	m	3 捌	土坑 SK001	2.9	13.6	11.7	長石石英雲母	浅黄橙 7.5YR8/4	糸切り 板状圧
8	中世	13 的一中	土器	土師器	m	3 個	土坑 SK001	2.4	12.9	11.2	長石 石英 雲母	浅黄橙 7.5YR8/4	糸切り 板状圧
9	中世	13, M-m	土器	土师器	Ш	3 個	土坑 SK002	2.7	13.1	10.0	長石 雲母	(外) 浅黄橙75YR8/6 (内) 浅黄橙75YR8/4	糸切り 板状圧
0	中世	13' 前一中	土器	土的學習	m	4層	遺物包含層	2.6	13.4	8.6	長石 雲母	(外) 橙 7.5YR7/6	糸切り
1	中世	13/ 航一年	土器	土師器	Ш	4 層	遺物包含層	(2.6)	(12.2)	(10.2)	長石石英	(内) にぶい根 7.5YR7/4 浸筒根 7.5YR8/4	糸切り 板状圧
2	中世	13, N2ch	土恕	土師器	杯	4 版	週物包含層	(3.1)	(11.5)	(8.2)	長石石英	橙 7.5YR7/6	糸切り
									* 10 T. T. T.			(外) 程75YR7/6 (内) 证本L/程75YR7/4	20.000

Tab.4 出土遺物観察表 (1)

動物 図	号	年代	系列	類別	器種	出土 層位	遺構番号	器高	法量口径	底径	胎土	色調	報考
54	中世	13 前~中	土器	土師器	m	4 服	遺物包含層	(2.5)	(13,0)	(9.6)	長石石英	(外) 灰白 10YR7/1 (内) にぶい掲 75YR6/3	
55	中世	13°前~中	土器	土師器	m	4個	遺物包含層	(2.6)	(13,2)	(10.0)	長石石英	(外) にぶい恒 7.5YR7/4	
56	中世	13"前~中	土器	土師器	III	4 /88	遺物包含層	(2.8)	(15,3)	(12.0)	微細	(内) にぶい植 7.5YR7/3 浅黄橙 7.5YR8/6	板状圧痕
57	中世	13 前一中	土器	土師器	Ш	4 개	遺物包含層	2.6	(13.6)	(10.6)	微細	(外) 浅黄橙 7.5YR8/6	
								2,0	(13.0)	(10.0)	DOWN	(内) 橙 7.5YR7/6	板状压痕
58	中世	13 町~中	土器	土師器	小皿	4 개	遺物包含層	1.6	8.4	7.2	改細	(外) 担 5YR7/6 (内) にぶい根 5YR7/3	糸切り
59	中世	13 的~中	土器	土師器	沙面	4 版	週物包含層	13	(8.2)	(7,2)	夜柜	(外) にぶい黄橙 10YR7/4 (内) 明貨砲 10YR7/6	板状压痕
60	中世	13° M~#	土器	土師器	小面	4 周	遺物包含層	1.4	(8.0)	(6.6)	微細	にぶい橙 7.5YR7/4	
61	中世	17 的~中	土器	土師器	小皿	4.限	遺物包含層	1.6	(9,0)	(8.6)	被細	(外) にぶい貨種 75YR7/6 (内) 樹 7.5YR7/6	
52	中世	13 前~中	土器	土師器	小田	4 ///	週物包含層	1.3	(7.8)	(7.0)	微細	(外) 松 7.5YR7/6	
63	中世	13° 机~中								11,56%		(内) # 7.5YR6/6	
			土器	土師器	小皿	4層	通物包含層	1.6	_		数細	- 橙 5YR6/6 (外) 黄灰 25Y5/1	
54	中世	13'~14' 前	土器	瓦器	模	4/8	遺物包含層	(3.9)	-	-	数細	(内) 灰白 2.5 47/1	
55	中世	13" ~ 14" M	土器	Time	柳	4周	道物包含層	(5.6)	~	-	被細	(外) 褐灰 10YR5/1 (内) 灰白 N7/	
56	中世	13 ~ 14 80	生88	TL88	椀	4 ///	遺物包含層	(2.2)	-	6.0	微細	(外) 灰 N4/ (内) 灰白 N8/	
7	中世	13' ~ 14' 80	土器	瓦器	椀	4周	遺物包含層	(1.8)	-	6.6	微細	灰白 N7/	
8	中世	13'~14'前	土器	瓦器	椀	4周	遺物包含層	(2.0)	-	(6.0)	徴細	灰白 N7/	
59	中世	13 - 14 前	土器	瓦器	椀	4.88	或物包含度	(4.3)	-	(5.A)		(外) 灰白75Y7/1	
70	中世	13~14 前	土器	瓦器	椀	4.88	遺物包含層	2.5	(16.7)	(10.0)	数紀	(内) 灰白 7.5R8/T 灰白 N7/	
71	中世	15~14章	土器	ES	椀	4 ME	遺物包含層	3.2	(15.6)	(6.0)	数細	灰白 2.5Y8/1	
72	中世	13~14前	土器	ER	椀	4 88	退物包含层	5.6	(16.2)	(6.8)	微細	灰白 2.5Y8/1	
73	4111	13 ~14 能	土器	瓦器	板	438	遺物包含層	6.2	(17.2)	(6.4)	棚へ 長石・石東・		
	111111	131 141 05		T- 00	ide	4.90	14.100002	(4.7)		1000	祖い。長石・石英・	(内) 灰白 5Y7/1 (外) 灰 N5/	
74	中世	13'~14'前	土器	瓦器	椀	4 /順	遺物包含層	(4.2)	(18.0)		利天岩拉を含む	(内) 灰 5Y6/1 (外) 灰白 5Y7/1	
75	中世	13:14:前	土28	瓦器	椀	4 版	道物包含層	(5.4)	19.1	-		(内) 灰白 5 7 8 / 1	
76	中世		石製品		钢	4層	遺物包含層	(6.6)	(24.2)	-	石材:滑石	明褐灰 7.5YR7/2	
77	中世	13 ~14 前	陶器	消更器	14	4 Mi	遺物包含層	(4.5)	-	-	夜細	青灰 SPB6/1	
78	中世		石製品		石鏈	4 階	遺物包含層	4.8	~	-	石材:滑石	総白 5G6/1	
79	中世		石製品			4 1/2	遺物包含層	7.9	-		石材:滑石	灰白 10YR8/1 (外) にぶい質型 10YR6/3	
30	中世		土製品		標羽口	4.76	遺物包含層		-	_	硬を多く含む	(内) にぶい黄橙 10YR7/4	
31	弥生	中期	土器	弥生土器	进	4.履	通物包含層	(4.2)	-	6.0	長石を多く含む	にぶい根 5YR7/4 外 にぶい 質相 10YR7/3	
32	弥生	中期	土器	弥生土器	既	4度	通物包含層	-	-	-	長石を多く含む	内 医白 10YR7/1	
33	古墳	附相	土器	土師器	查	4周	頭物包含層	(3.4)	-	-	残細	(外) 明祖庆7.5YR7/2 (内) 程7.5YR7/6	存孔あり
34	古墳	前期	土器	土的器	32	4 雅	自然流路	(3.4)	(16.0)	-	微細	灰白 10YR8/1	
35	古墳	前期	土器	土師器	셼	4 版	自然流路	(2.3)	(16.4)	-	微細	にぶい黄褐 10YR7/2	
36	古墳	前期	土器	土命器	302	6層	自然流路	(3.3)	(18.8)	-	微細	灰黄褐 10YR5/2 灰白 10YP8/2	
37	古墳	前期	土器	土師器	· 型丸	6順	自然流路	(2.8)	(19.0)		雲母	灰白 10YR8/2 (外) 浅黄橙7.5YR8/3	
38	古墳	前期	土器	土師器	底遊	4 ///	自然流路	(5.5)	-	-	長石を少量含む	(内) 質相 10YR8/8	
39	古墳	MAN	土器	土師据	小型蜂	6.服	自然流路	-	-	-	書母を少量含む	(外) 技黄橙 7.5YR8/3 (内) 浅黄橙 7.5YR8/6	
90	古圳	HOME	土器	土師器	Ø.	6層	自然流路	(6.3)	(9.6)	-	微細	(外) 联白75YR6/2 (内) 程75YR6/6	
91	古墳	前押	土器	土師器	丸底壶	6 M	自然流路	-	-	-	は相	(外) 浅黄橙75YR8/3 (内) 浅黄橙7.5YR8/6	
92	古墳	前有和目	土器	土師器	£±	6 册	自然流路	(3.8)	(15.2)	_	微細	(外) 明赤祖 2.5YRS/6 (内) 租 5YR6/6	
13	古墳	EUCON	土器	土師器	遊	6 88	自然流路	(5.9)	(14.6)	-		(外) にぶい根 5YR5/3 (内) にぶい程 7.5YR7/4	
14	古墳	FREE	土器	土師器	甕	6服	自然流路	(4.7)	(14.0)	-	Delba Services	にぶい質掲 10YR6/4	
95	古墳	前期	土器	土師器	jż.	6111	自然流路	(3.4)	-	(3.2)	自色が石を含む	灰白 10YR7/2	
96	古墳		土器	土師器	高杯杯部	6層	自然流路	(2.2)	13.0	-	長石を多く含む	外) 組灰 10YR4/1 (内) 開網 10YR7/43/2	
7	古墳		土器	土飾器	高杯製器	6捌	自然流路	(5.0)	-	(10.0)		にぶい橙 5YR7/4	
98	古墳		土器	土的市場	MA	6周	自然流路	(6.3)	-	(15.4)	長石を少量含む Western	赤褐 5YR4/8	穿孔あり
99 00	古墳		土器	土師器	高柱脚部 校		試掘T-23 試掘T-33	(1.9)	-	(8.0)	被細	橙 5YR7/8 浅黄橙 7.5YR8/6	
01	古代		四器	TRUES	变		試掘T-33	(3.4)		(0.0)	100 HB	(外) 灰N5/	
4.1	古代		土器	EN	深含		过程	(8.6)		-	141E	(内) 狭白 N7/ 灰白 N6/	

Tab.5 出土遺物観察表 (2)

※()書きの数字は復元数値を表記



祭田下遺跡現況 (2008 夏)

第5章

安楽寺領玉名荘についての文献等調査

九州大学大学院比較文化科学研究科 大山智美 (調査助言 熊本県玉名地域振興局 青木勝士)

はじめに

- 第1節 安楽寺領玉名荘概要
 - (1) 安楽寺領玉名荘略史
 - (2) 安楽寺領玉名荘研究史
- 第2節 安楽寺領玉名荘の景観復元
 - (1) 中近世の木葉川の流路と主要交通路
 - (2) 安楽寺領玉名荘内の石造物調査と寺社
 - (3) 安楽寺領玉名荘域の水利と耕作条件
- 第3節 安楽寺領玉名荘の編年的各論
 - (1) 鎌倉・南北朝・室町時代 祭田下遺跡と「小田庄」の関係-
 - (2) 南北朝・室町・戦国時代 -安楽寺玉名荘の年貢収納と在地領主-
 - (3) 安土桃山時代・江戸時代 -安楽寺天満宮(現:梅林天満宮)移遷と加藤滑正-
 - (4) 安土桃山・江戸時代 検地帳の検討と問題点-

おわりに

附編

- 1. 安楽寺下村下ヶ名別集計
- 2. 史料編
- 3. 銘文編

はじめに

本章は熊本県玉名市大字津留に所在する祭田下遺跡調査報告のうち、文献史料を中心に調査・分析をおこなったものである。

12~13世紀の中世遺物が出土する当該遺跡を含む菊池川下流域左岸地域は、中世に「安楽寺領玉名荘」として知られた地域である。同遺跡の歴史的性格や周辺地域における位置づけを理解するうえでは、地域に残るあらゆる資料を用いた考察をすることは有効であると考え、文献史料にとどまらず、考古学や民俗学、地理学、美術史などの多角的な調査・研究成果を取り入れるよう配慮した。

第1節 安楽寺領玉名荘概要

本節では先行研究を踏まえつつ、荘園の成立過程等の歴史的経緯を中心に、安楽寺領玉名荘の概要を述べていきたい (Tab.1)。

安楽寺領玉名荘は、菅原道真の菩提寺である筑前国太宰府安楽寺(現:太宰府天満宮)の荘園であった。 安楽寺領玉名荘は菊池川の下流域左岸に位置し、南側に木葉川が東西方向に流れ、東側を木葉山系によって 区切られた荘園であったようである。

国衙領で郡名荘園であった「玉名荘」の東半分(菊池川以東)が太宰府安楽寺に寄進され、安楽寺領玉名 荘になった後に、太宰府安楽寺の現地管理事務所=政所として玉名にも安楽寺が創建されたとみられる。

なお、太宰府天満宮は、太宰府安楽寺や安楽寺天満宮、戦国期以降には太宰府天満宮と名称が変遷した。 玉名の安楽寺も当初、梅林山安楽寺、安楽寺天満宮などと呼ばれていたようだが、近世以降は津留菅原神社、 現在は梅林天満宮と呼ばれている。このように名称が変遷するので、以下では混乱を避けるために太宰府天 満宮を「太宰府安楽寺」、玉名梅林天満宮を「玉名安楽寺」と表記を統一する。

(1) 安楽寺領玉名荘略史

まず、平安時代から近代まで、各時代ごとの沿革を述べていく。

① 平安時代の安楽寺領玉名荘

玉名安楽寺は、寺伝より承平6年(936)に筑前国太宰府安楽寺により玉名荘に勧進されたといわれてきた。しかし、「天満宮託宣記」が現存する最古の史料であること、太宰府安楽寺の機構整備の時期や同寺のほかの荘園の寄進が10世紀後半であることを考えると、森山恒雄氏が指摘したとおり、安楽寺領玉名荘は10世紀末から11世紀初頭の成立と考えられる。「天満宮託宣記」の記述のように、正暦3年(992)に肥後守であり、のちに太宰帥となる平惟仲が太宰府安楽寺に玉井名・合志両荘を立荘したのが荘園としての起源ではないだろうか。この立荘事情から安楽寺領玉名荘は元は国衙領であった可能性が考えられる。事実、今回の調査で条里制によると思われる地割りと地名を検出している(後述)。

さて、太宰府安楽寺が管轄する荘園に現地管理事務所=政所と共に天満宮を勧進することは知られており、 玉名安楽寺もこのような事情で創建されたと考えられよう。また、太宰府安楽寺は天満宮を勧進すると共に 荘園の管理人=荘司を派遣する必要があり、その役割も勧進された天満宮の社人が担ったものと考えられる。

寺伝には、玉名安楽寺に菊池氏が関与したことが記されている。森山氏は菊池川右岸に郡衙関係の建物が多いのに対し、左岸地域に太宰府安楽寺領が多いことを指摘し、菊池氏が有力在庁官人の立場を利用して、国衙領・郡衙領の対岸を開発し、太宰府安楽寺に荘園として寄進したとしている。「菊池氏系図」によると平安後期に韓出した庶子家のうち田口氏や砥川氏が緑川中流域の国衙領近くを本貫地とする開発領主として確認できる。系図では平安後期に菊池川地域に沿って玉名郡内に菊池氏が進出した記述は見られないが、菊池氏と玉名郡との関連は今後さらに検討する必要があろう。

② 鎌倉・南北朝時代の安楽寺領玉名荘

鎌倉時代は全国の荘園に地頭を配置するが、安楽寺領玉名荘にも小田氏が地頭として入ってきた。小田氏

¹ 後掲史料制 史料〔1〕天満宮略縁起(中野稲能校注『神社体系神社編四十八 大宰府』)

² 森山垣夫「中世の政治・社会と菊池川」(熊本県文化財調査報告書第 91 集『熊本県歴史の道=菊池川水運=』1987 年 3 月

³ 後揭史料組 史料〔2〕天満宮託宣記

年代	西曆	事象	根拠史料
承平 6	936	玉名安楽寺が筑前国太宰府安楽寺より玉名荘に勧進される?	梅林天満宮所蔵の天満宮練起寛永18年 (1641) 専上
正暦 3	992	肥後守平惟仲が太宰府安楽寺に玉井名・合志両荘を立荘	「天満宮託宣記」
万寿4	1027	太宰府大弐藤原惟憲が玉名荘を太宰府安楽寺西法華堂に寄進	
延久 4	1072	玉名荘が太宰府安楽寺食堂の修理料に充てられる	
承保元	1074	菊池則隆が玉名安楽寺を再興する	梅林天満宮所蔵の天満宮縁起寛永 18年 (1641) 書上
承久3	1221	惟遨が玉名荘を造立した太宰府安楽寺真言堂に寄進	
承安2	1300	小田氏の一族相続争いの地になる	鎮西下地状案 ("肥前武量剧剧家文盘。)
観応3	1352	南朝方が安楽寺領玉名荘を押領している状況	安楽寺領江進日録写(「太宰府天満宮日録」)
正平 口	1356	菅原氏長者が玉名柱について法印某の権利を安堵	管氏長史仰教書(「太宰府天満宮文書」)
嘉慶 2	1388	九州は題今川子俊が隠後安楽寺荘内正宮・得力両名の検支を拒否する小田氏に対して証拠の提出を求める。	今川了俊書下 (「詫摩文書」)
明徳3	1392	聖徳国学護今川直臣が、女楽寺宮師建師の主張に応じて聖後女梁寺庄内正常・母力両名を幕府の決定に従い 下地中分し社家代に沙法しつけるよう命じる	今川貞臣書下(「満盛院文書」)
大永6	1526	室町稲野が配後国守護大友氏に対し大宰的安衆寺宮師坊へ安楽寺領末名荘を安堵するよう申し殺す	足利義時與內書安(「邁盛院文書」)
天文 21	1552	肥後国守護大友氏が家臣の清田氏に安楽寺領玉名荘内の地を宛行う	大友義鎮書状写(「清田文書」)
天正8	1580	小代氏が、鹿子木氏へ静養の地として安楽寺領玉名荘内の土地を移譲する	不 197宗禅宛行状(「鹿子木文書」)
天正9	1581	龍造寺氏が小代氏へ安楽寺領王名荘内の土地を安堵する	龍造寺久家宛行状(「小代文書」)
天正 10	1582	島津氏と龍造寺氏の合戦の舞台となる	「上井党兼日記」
天正 15	1587	肥後国が佐々成政領となる。肥後国衆一揆により佐々成政改易	
天正 16	1588	肥後国半国領主が加藤清正領となる	
寛永期	近世	肥極同は綱川氏鎖となる。旧女衆寺領長名井域は「名郎内田手永の一部となる」 長名荘南半分は女楽寺・下・ 津留村となり、北半分は川部田・下小田・山部田・上小田村となる	
明治初期	近代	安楽寺・下・浄留村部分は梅林村、川部田・下小田・山部田・上小田村部分は小田村に合併・ 改聞される	

Tab. 1 安楽寺領玉名荘関連年表

は南北朝時代まで当荘に影響力を持ち続けるが、その後も戦国時代には断片的に確認できる。(詳細は後述) 小田氏は下地区あたりに屋敷を保有し、当荘の中央部つまり下地区から下小田・川部田地区付近に影響力を 及ぼしていた。南北朝時代になると、小田氏は同荘園の領家太宰府安楽寺側と相論を起こし、室町幕府から 九州の統括を委任された九州探題によって下地中分をして解決するよう言い渡されている。

③ 戦国時代の安楽寺領玉名荘

戦国時代になると肥後国は大友氏→龍造寺氏→島津氏といった戦国大名の支配下に入った。安楽寺領玉名 荘は大友氏の家臣清田氏に宛行われ、大友氏の肥後国支配が弱体化すると玉名付近の領主小代氏の支配を受 けるようになった。特に小代氏はこれらの戦国大名を頼み、その安堵を受ける形で土地の支配を保持しよう とした。

④ 近世以降の安楽寺領玉名荘

豊臣秀吉による九州平定で肥後国は佐々成政領とされた。佐々成政は国衆に秀吉の朱印状通りの領地を安堵しなかったために肥後国衆一揆を引き起こしたとされるが、寺社領も安堵していなかったであろうことが考えられる。その後、佐々氏改易後に入国した加藤清正によって玉名付近の寺社に保護が加えられており、玉名安楽寺も保護対象となったことが考えられる。そして細川氏領時代には、安楽寺の寺領は減少、規模も縮小され荒廃の一途をたどる。しかし、近世中後期にかけて荒廃した社殿が修築され、その社殿が現在に至っている。

(2) 安楽寺領玉名荘研究史

次に安楽寺領玉名荘に関する主要な研究を紹介する。

① 研究史

まず、正木喜三郎氏による大宰府領研究の一環としての太宰府安楽寺領の検討があげられる。同氏の研究は太宰府安楽寺領の歴史的段階を整理しており、太宰府安楽寺掌握の荘園を検討する際の基礎研究と言えよう。次に工藤敬一氏の研究があげられる。同氏は古来より「玉名荘」と称されてきた荘園が仁和寺領玉名荘と安楽寺領玉名荘が混在した状態であると指摘した。併せて鎌倉時代に地頭として小田氏が入部していることから、安楽寺領玉名荘が中世の早い段階から南北に生活圏が分かれていた可能性を示唆した。さらに森山

⁴ 熊本県教育委員会『熊本県の近世寺社建築』-熊本県近世寺社建築緊急調査報告書- 熊本県文化財調査報告第 85 集 1987 上記、報告書中で現在の社殿が近世後期のものと分析されている。

⁵ 正木喜三郎『太宰府領の研究』1991年 10月 文献出版

⁶ 工藤敬一『荘園公領制の成立と内乱』1992年11月 思文関出版

恒雄氏は菊池川水運との関係から論じた研究を行っている。同氏は菊池川左岸一帯の荘園の立券の背景について詳述され、菊池氏との関係によるものであり菊池川水運の利用によるものであるとされた。

② 関係資料

安楽寺領玉名荘に関係する主要な資料集等としては以下があげられる。参考にされたい。

- ・『玉名市史』資料編1地図・絵図、『同』資料編2古文書、『同』資料編5地誌
- ・『玉名市歴史資料集成 高瀬湊関係歴史資料調査報告書』一・三
- ・『玉名市内遺跡調査報告書』』 平成 11・12 年度の調査

③ 小括

現段階での安楽寺領玉名荘に関する研究は、太宰府安楽寺領研究の一環としてや、立券背景、その後の太 宰府安楽寺による支配の様子が概説的に理解されてきた。今後は、安楽寺玉名荘に関してさらに具体的に検 討していくことが必要である。

今回の発掘調査の成果や新たに確認した資料も加え、次節以降では景観復元や編年的各論をたてて論証していく。

第2節 安楽寺領玉名荘の景観復元

- (1) 中近世の木葉川の流路と主要交通路
- ① 中近世の木葉川の流路

川の流路について最も理解しやすい資料は絵図である。肥後国に関しては慶長国絵図、正保国絵図といった国絵図が残っているが、主要河川の菊池川はともかく、木葉川については当然詳細には描かれていない。 そこで、木葉川について検討するうえでの有効な絵図は近世以降の村単位の絵図ということになる。

まず、「内田手永絵図」[宝暦 14 年(1764)以降成立。]では、中世の安楽寺領玉名荘であった付近に大きな流路が二筋流れている。北側の流路は安楽寺村のすぐ側を通り三池往還がその流れに沿う。南側の流路は生見・部田・群村(いずれも安楽寺村と津留村の枝村、のち吸収)の近く八嘉台地沿いを通る。この流路は現在の流路に近い。

次に、近代の「郡村図」[明治 12 年(1879)〜明治 15 年(1822)成立 | では、三池往還が南側の流路の堤塘上を通っており、三池往還のルートが「内田手永絵図」以降に変更されたことが分かる。北側の流路に該当するのは安楽寺村の久保田溝と考えられる。

以上、絵図から理解されたことを史料と比較する。

まず、南側の流路について検討すると、宝暦 14 年(1764)下ヶ名寄帳の安楽寺村の下ヶ名「岩本」等の四至(東西南北の境)は「南ハ川境」とある。これらの下ヶ名(小字)は「郡村図」における古川溝に面している。つまり宝暦 14 年当時の木葉川は、「岩本」付近で古川溝を通っていたことが明らかである。さらに下ヶ名「瀬萩」の四至は「北ハ往還境、南ハ川境」とある。この下ヶ名は現在も南が木葉川に接している。すなわち宝暦 14 年時点での木葉川本流は古川溝を流れた後、現在の流路近くに流れ込んでいたと言える(Fig.1)。

また、三池往還は川筋と関係なく津留村の方向へ延びていた。近代の地誌であるが、『熊本縣玉名郡誌』。 よると、内田手永惣庄屋光永四兵衛が、牟田(梅林牟田)中を流れていた木葉川を八嘉台地沿いに流れるよ う掘り替え、同じく牟田中に迂回していた三池往還も木葉川堤塘上へ変更したと記す。この工事以前の三池 往還は「梅雨期には道路が浸水して交通を全く杜絶する有様」とされており、これは「内田手永風土記」| 文 化9年(1812)成立 | 当時の津留村を通る往還の様子と一致する。

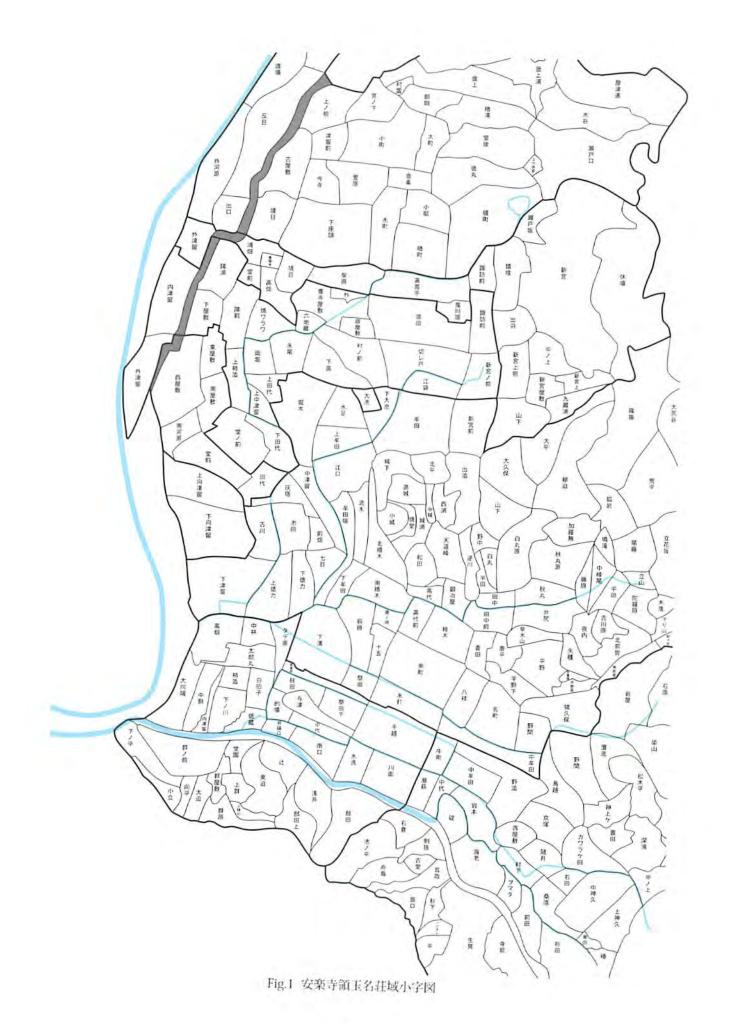
光永四兵衛は小森田武八郎から嘉永3年(1850)に内田手永惣庄屋を引き継いだとされ、嘉永6年(1853) には小森田氏が再び内田手永に帰役するので、掘り替えは3年ほどの期間内におこなわれたことになる。

⁷ 前提森山氏論文

⁸ 石井雄蔵組 1923 年 4 月 照本懸教育會玉名郡支會 769 頁

⁹ 後掲史料据 史料(20)玉名那内田手永風上記(文化力,年三月『玉名市史』資料観2)

¹⁰ 花岡興輝『近世大名の領国支配の構造』国書刊行会 1976 年2月



- 43 -

ここで前述の検討から、光永氏が古川溝を流れていた木葉川本流を現在の木葉川の流路へ掘り替えたのだろうと推測する。併せて遅くとも嘉永6年以前まで古川溝が木葉川本流であったと言える。さらに、生見集落との距離があることからも、古川溝〜現木葉川流路への合流が「内田手永絵図」の南側の流路であろうと考えられる。

そして三池往還は川筋とは関係なく津留村の方向へ通じていたと理解される。ゆえに「内田手永絵図」成立の時期は定説通り宝暦 14 年(1764)以降であり、かつ掘り替えが済んでいないことから、光永四兵衛在任期(嘉永3年(1850)~嘉永6年(1853))以前になろう。

北側の流路については、「内田手永絵図」で山口の先、木葉町付近で木葉川から引いた水路が描かれ、安楽 寺村や津留村へ流れている。安楽寺・津留村の主水路である久保田溝は木葉川の上流山口付近より収水して いると言われており、久保田溝 (津留村では部田溝) がその北側の流路に該当する。

ところで「郡村図」から合成した小字図に慶長 13 年の検地帳に見られる下ヶ名(小字)を重ねたところ、慶長期には久保田溝(=部田溝)の周囲がすでに水田化していたことが判明した。さらに天正7年(1579)には城氏が山上三名字衆の牛島氏に「とくさう丸」の地を宛行っている。徳蔵丸は津留地区の小字徳蔵が遺称地と考えられ(Fig.1)、この地は久保田溝の最下流で木葉川へ再合流する付近にあたる。徳蔵丸は宛行の対象地にあがるので16世紀後半にはすでに徳蔵付近の開発がなされていたと考えられる。これを踏まえて慶長 13 年検地帳を考慮すると、久保田溝の築造を16世紀後半まで遡及することも可能ではないだろうか。

ただ、「内田手永絵図」には基本的に河川(谷川を含む)しか描かれていない。北側の流路が用水だとする と絵図の規則性では例外的である。この例外性も含めて、久保田溝の成立について検討することが今後、課 題であろう。

以上、「内田手永絵図」に描かれた木葉川の2つの流路について述べると、南側の流路は19世紀中頃までは確実に「郡村図」中の安楽寺村の古川溝であり、かつ木葉川本流であった。光永四兵衛による木葉川掘り替えは、古川溝の位置にあった木葉川本流流路を八嘉台地沿いの南側へ移した工事であった。一方北側の流路は久保田溝(津留村の部田溝)であり、津留村前川に流れ込み南側の流路と合流する。久保田溝成立の時期は16世紀後半近くまで遡る可能性が高いと考える。

② 主要交通路

「内田手永絵図」には、近世の主要道路に関する情報が描かれている。安楽寺領玉名荘の地域に着目すると、 三池往還が安楽寺村から津留村へ向う道と、下村から山部田村方面の北へ通じる道(監器部)に分かれている。 この三池往還が広域間移動を可能とする主要道路として東西南北に縦走している。

また、下小田村から川部田村の渡(迫間渡)に通じる道や山部田村へ通じる道(長時間の登録を開いた。 が地域内の主要道路と考えられる。地域内の石造物の推定年代とその位置から考察すると、これらの「内田手永絵図」 に描かれている主要な道は中世まで遡ると考えることが可能であろう。

交通に関連して、荘園内に存在する城郭関連遺構に着目する。

まず、城郭としては下村古城があげられる。位置は荘域中央部の下地区の標高 47m を測る丘陵上である。 現在も字「高城」「中城」「小城」「城下」といった城郭関連地名を残している (Fig.2)。丘陵頂部から峰部に かけて狭歪な平地を削平し、3郭を設け各郭間を堀切で防御する構造であった。

後述するように字「池田」の小田氏居館「塩空閑屋敷」から「大道」を通って東へ行けば城に辿り着ける。 下村古城は小田氏居館の詰城として機能していたと考えられる。

南北朝期には、「安楽寺合戦」として安楽寺付近で合戦があったことが記録されている。戦国期には肥後国 に進出した島津軍が山部田の奥にあった日平(日比良)城で小森田氏を攻撃している。島津方についた城氏 は「安楽寺捨栫」を守り高瀬方向から攻め寄せてきた龍造寺方を攻撃している。。この「安楽寺捨栫」が下村

¹¹ 後掲載史料編 史料〔9〕城親賢知行状

^{12 『}玉名市史』資料編5 古文書 古代・中世編 九一号 詫間宗直印忠状案

¹³ 後掲史料編 史料〔13〕①~③『上井党兼日記』天正十年(1582)十二月十三日~十四日条

¹⁴ 後揭史料組 史料〔13〕⑥『上井党兼日記』天正十年(1582)十二月廿五日条

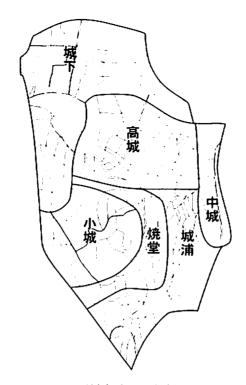


Fig.2 下村古城周辺小字地籍図

古城であると考えられる。下村古城は玉名市教育委員会により調査をされているが、採石場であったため大きく削られ、主郭を失っている。近世にはすでに畑として開墾されており、早くから城郭としての形が失われていたと思われる。他に安楽寺領の字「隋月」で中世城郭の伝承地が存在する。小字「陣の浦」において臨時的な軍事的遺構=陣と見られる地割りを検出した。

後述するように、安楽寺領玉名荘は東西側の山北と一体化して守護請が設定され、請負料を被官給分として与えられた同一の守護被官によって管理されていた。この山北と安楽寺を一体に管理する彼らの軍事的な最大の任務は吉次峠の警備ではなかろうか。日平城を落城させた島津氏は地の利の不利から山北へ移動することを決定している。豊臣秀吉が九州征伐の際に通過した道も山北から吉次峠であった。西南戦争でも要地として薩摩軍の陣営が構築され争奪戦がおこなわれている。限本を含めた国中を守護支配下におくため、また関本から南へ行くため、山北の吉次峠越えの道が要路と認識されていた。その隣接地として、安楽寺領玉名荘においても、諸勢力の軍事的施設が築かれたと見られる。

(2) 安楽寺領玉名荘域内の石造物調査と寺社

近世の地誌類から寺社を検出し、その結果を手がかりに石造物調査をおこなった。調査結果は石造物や寺社関係資料を Fig.3 に掲載し地図上で位置を示した。寺社に関する各記述については Tab.8 ~ 12 に掲載した。

略述すると、安楽寺領玉名荘内でも南北で信仰圏が異なることが指摘できる。安楽寺領玉名荘の北部(= 近世の上小田・下小田・山部田・川部田村)の地域信仰には熊野・八幡・稲荷等の信仰があげられるに対し、南部(=近世の安楽寺・下・津留村)では玉名安楽寺を核とする天神信仰があげられる。

北部では近世に小森田氏が山部田熊野坐神社の宮司に補され、地域祭祀を司っている。八幡等の信仰対象は各集落や数戸単位で祀っており、明治 20 年代から大正期にかけて合祀されるなどしたが、ほぼ現在も地域信仰として残っている。北部域でも幾つかの天神神像が伝存しているが、天神信仰が主であった南部とは信仰形態を異にする。

¹⁵ 玉名市教育委員会『玉名市内遺跡調査報告書1』平成 11・12 年度の調査 玉名市文化財調査報告書第 11 集 2002 年 3 月

¹⁶ 後掲史料編 史料〔17〕玉名郡古城道筋山川村高

¹⁷ 後掲史料組 史料 (13) ⑤ 『上井覚兼日記』天正十年(1582)十二月廿二日条

^{18 「}玉東町史」第一編第六章(阿蘇品保夫執筆部分 1995 年 1 月)に由北を通過した諸勢力について詳しい。

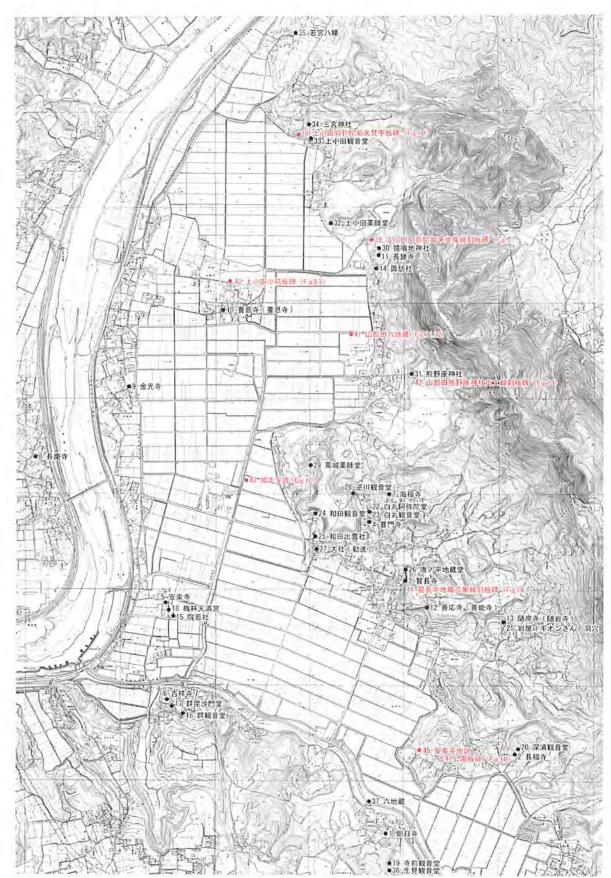


Fig.3 安楽寺領玉名荘域内の寺社、石造物位置図

西田道世氏は玉名市域の信仰を分類化するなかで、熊野信仰等が菊池川対岸の仁和寺領玉名荘であった地域等に多く分布していることを指摘している。

このような信仰域が狂劇毎ないしは生活圏毎に分かれていることは地域内区分を反映しているものと考えられ、安楽寺領玉名荘内でも中世の早い段階で南北に分かれていたことを裏付けるものと考えられる。この背景には中世の荘園制下での領家太宰府安楽寺や荘宮下職の影響力が南部には及んだが、北部には影響力が弱かったことがあると考えられる。以下、各地域ごとに特徴を述べる。

< 下小田地区 >

下小田地区の慶長 13 年(1608)検地帳に寺社等の記載はない。つまり、課税対象になるような寺社が近世初期にはなかったということになる。「国郡一統志」・「肥後国誌」等の地誌類には「養恩寺」が記載されている。下小田地区の集落内に観音堂があり、近世の観音坐像が祀られている。この付近は小字「養寺屋敷」である(Fig.1)。小字名は養恩寺に由来すると言えよう。

また、中世(15世紀後半)の六地蔵龕部が下小田地区の稲荷社神棚に安置されていた(Tab.11―57)。川部田地区の菊池川の渡場から上小田地区と山部田地区に通じる道が同地区で分岐しており、その分岐点は小字「六地蔵」である。この六地蔵龕部は小字「六地蔵」に立っていた中世六地蔵の残欠と考えられる。六地蔵は交通の要所に建立されることから、字「六地蔵」を通過する道は中世には要路であったと考えられる。< 山部田地区 >

山部田地区の慶長 13 年(1608)検地帳には寺社等の記載はない。山部田地区も同様に課税対象になるような寺社が近世初期にはなかったということになる。

「国郡一統志」・「肥後国誌」等に「養福寺」と「熊野権現」の寺社が記載されている。熊野権現は、現在の山部田神社(山部田熊野坐神社)である。諏訪社も大正時代に熊野坐神社へ合祀された。この熊野坐神社は天正 15 年(1587)勧進と伝えられる。同社には天正 18 年(1590) 6 月 29 日銘の木造男神坐像(Tab.11 —67)があるので、遅くとも戦国末期前後には鎮座していたと考えられる。また、室町時代末期と考えられる木造女神立像もあるため鎮座時期はもっと遡る可能性もあろう。しかし、検地帳に宮司等が名請人に記載されていない点から、社領等を所有しない神社であった可能性がある。

下小田地区からの道が同地区内へ入る突き当たりに、元来は中世(15世紀後半)の「山部田六地蔵」が立っていたと推定される。この道は熊野坐神社への参道としての性格も兼ね備えていたと考えられる。現在この道と六地蔵は、圃場整備及び工場建設に伴って工場敷地横にずらされている。六地蔵の筆石には近世後期に小森田氏によって再建立された際の後刻が銘されているが、中世の六地蔵を再利用して欠損部分を近世材で補填して再建立されている(Tab.11—61、Fig.11・12)。このような状況から同社は六地蔵が建立された中世以来信仰されていた可能性が推定される。

玉名市立小田小学校前を通る市道の脇の水田中には寛永 11 年間 7 月 22 日銘と寛永 19 年 8 月 24 日銘の 墓石 2 基が残っている(Tab.11—59・60、Fig.8・9)。うち 1 基には「寛永十九年八月廿四日」没の「小森田 半右衛門」の俗名が陰刻されている。惣庄屋・庄屋は手永名や村名を名字とする場合があるので、当時の下 小田庄屋「小田半右衛門」の墓と想定される。

小森田氏は日平を拠点とした国人領主の末裔で、加藤清正の家臣に採用された小森田大膳の系譜とされる。 近世に小田村庄屋を務め一流は熊野坐神社の神主であり、山部田地区から上小田地区一帯にかけて居住して いたと考えられている。おそらく寛永 11 年閏年7月 22 日銘の墓石も小森田氏に関わる被葬者と推定される。

また、山部田熊野坐神社の境内には寛永 16 年 12 月 8 日銘の「山部田熊野坐神社円文線刻板碑」が建てられている(Tab.11-72、Fig.13)。この板碑は「九州産肥後國玉名郡下小田村」の小森田甚九衛門源迎吉・小森田刑部少輔氏直ほか 4 人の小森田一族で建立されたもので、筆頭の迎吉が小森田惣領家であった可能性が

¹⁹ 西田道世「俗世と祭祀-『国郡一統志』から見た近世初頭の祭祀環境-」 玉名市立歴史博物館紀要 第二号 1997 年 3 月

²⁰ 小田平右衛門については、花園興輝氏が小田喜三衛門と異名同人だとされている。小田喜三右衛門は下小田村を含む手永の惣庄屋であったことは東料より明白であるので、異名同人だとすると喜三右衛門の墓であるとも言えるだろう。

⁽花岡興興前掲著七○小田喜三右衛門の項参照 186 頁)

ある。

小森田氏の墓石から西に進むと山部田地区の「養福寺」の遺称地小字「養福寺」がある。また、下小田地区の「養 恩寺」もすぐ近くなので、 どちらかの寺が小森田氏の菩提寺となっていたと想像できる。

他に、「国郡一統志」は正顕寺、花群山吉祥寺等を記載している。正顕寺は「肥後国誌」には記載がなく詳細は不明である。花群山吉祥寺は日平村にあったとされているが、中世末に小森田氏の日平城落城にともなって移動したと言われている。津留地区にある「群毘沙門堂」(Tab.9—2~8)も日平から移ってきた花群山吉祥寺との伝承がある。寺歴については判然としない。

< 上小田地区 >

慶長9年(1604)検地帳に記載されている上小田村の寺院は「永寿寺」、「円福寺」、「護福寺」、「昌慶寺」である。その後、最も成立の早い近世地誌「国郡一統志」(寛文9年(1669)成立)には「円福寺」と「養善寺」が記載されている。検地帳には課税対象となる寺社は記載されているが、小堂等は記載されないと考えられる。逆に「国郡一統志」は地誌であるため大小の規模なく小堂・小祠に至るまで記載されると考えられよう。よって、「国郡一統志」に見えないということは、「護福寺」・「昌慶寺」・「永寿寺」は17世紀中頃以前には廃絶していたと言えよう(Tab.13)。

永寿寺は天正8年(1580)に小代氏が鹿子木氏に譲渡した居屋敷を「永寿寺居屋敷」と呼ぶことから、寺 に近接して小代氏管下の武士等有力者の居屋敷が建っていたのだろう。

神社については、宮司・宮別当が検地帳に記載されている。彼らは上小田村の中で社伝も古く、規模も大きい上小田山王社ないしは八幡社のいずれかの神職と考えられる。大正6年に上小田村の八幡社・山王社等は合祀され、三宮神社として鎮座している。三宮神社の現在地は旧山王社跡地だが、その山王社は貞和4年(1348)勧進と言われている。

今回の現地調査で、字「楢原」で大永6年(1526)8月彼岸建立の阿弥陀如来坐像線刻板碑(Tab.11—79、Fig.7)を、三宮神社西側の民家敷地で中世末から近世初頭に大浦将監宗心の供養のために建立された阿弥陀如来梵字板碑(Tab.11—80、Fig.10)を確認した。大浦将監宗心については不詳だが、慶長9年帳に見える「将監」に比定できるかもしれない。また平安後期とみられる仏像から近世までの仏像(木造菩薩形立像・木造型観音菩薩坐像・木造天部形立像)を安置する上小田観音堂(Tab.11—6~78)及び平安後期の木造如来形立像等を安置する上小田薬師堂(Tab.11—74・75)も確認している。

<川部田地区>

「国郡一統志」に記載されている寺社は「金光寺」であるが、この寺院は検地帳の記載はなく『肥後国誌』等では古跡とされるのみである。川部田公民館裏に薬師小祠も存在することから、公民館敷地を金光寺跡に比定できよう(Tab.12)。

<安楽寺・下・津留地区>

この3地区は当初同一村とされていたため、合わせて考えたい。

後述するが、慶長9年の検地帳(慶長9年帳)と慶長13年の検地帳(慶長13年帳)の2種類が存在する。 慶長9年帳には複数の寺院が記載されているが、慶長13年帳には大土地所有の寺院しか記載されなかった と考えられる。慶長9年帳には「朝日寺」、「善能寺」、「曹門寺」、「宝城寺」が記載されているが、このうち 慶長13年帳にも記載されているのは「宝城寺」のみである。

梅林山安楽寺…本稿中で玉名安楽寺として叙述してきた寺である。検地帳に「安楽寺」という寺の記載はないが、惣検橋(惣見橋)や宮司の存在から、安楽寺が存在していたと考えられる。玉名安楽寺の旧跡は安楽寺地区上村の集落内の上村公園と言われ、皷の中には13世紀から14世紀頃と見られる四方仏がある(Tab.9-29、Fig.10)。この公園には戦時中に小学校の分校が置かれたこともあり、明治6年以来の公有地で、現在も安楽寺地区の共有地となっている。また、検地帳の名請人より、天満宮のほうは「宮司」が管理し、「宮師」等が下級神人として奉仕していたと考えられる(Tab.3)。

宝城寺…検地帳の中で1町以上の土地を所有していた寺である。その土地は安楽寺・下・津留の3村にまた

^{21 「}神社明細報」(明治 12 年編纂)『玉名市史』資料編6 文書(近代・現代)1994 年 3 月所収

- がるが、主に津留村に集中している。このことから津留村に存在した寺院とみられる。寺名は「国郡一統志」には見られるが、「肥後国誌」(明和9年(1772)成立)等では見られない。17世紀末から18世紀中頃までに廃絶したと考えられる。
- 朝日寺…検地帳より境内地のみを所有する小さな寺と考えられる。字「生見」に寺前観音堂があり(Tab. 9 —21~27)、そこが朝日寺跡と言われている。近世には高瀬大党寺の末寺に入って存続し続けたことが境内の板碑から理解される。堂内には近世から近代に修造された毘沙門天立像等の仏像が安置されている。
- 善能寺…慶長9年帳では、1町程の畠を所有している。慶長13年帳には記載がない。「肥後国誌」では下村の寺院跡として記されている。
- 普門寺…慶長9年帳では8反ほどの畠を所有している。慶長 13 年帳には記載がない。「肥後国誌」では下村の寺院跡として記されている。
 - 以上が検地帳に記載された寺院についてである。
- 次に「国郡一統志」に記載された寺院について述べる。「国郡一統志」には検地帳に記載された寺院が全て記載されており、他に「吉祥寺」、「永徳寺」、「浄福寺」、「賢長寺」、「隋岩寺」が記載されている。
- その後の地誌「肥後国誌」等にはこれらに加え「長福寺」が記載されている。
- 浄福寺ないしは海福寺…「国郡一統志」には浄福寺として記載され、「肥後国誌」では浄福寺は下村の寺院と されている。
- 賢長寺…「国郡一統志」に地蔵を安置する寺として記載されている。下地区の字「唐ノ平」に所在する唐ノ平地蔵堂(賢長寺社)が賢長寺跡として伝えられている。境内地には地蔵立像を線刻した願主有三書紀他の結縁衆による大永五年八月彼岸吉日銘の賢長寺地蔵立像線刻板碑が建てられ(Tab.10─44、Fig.14)、堂内には木造地蔵菩薩坐像と應永十六年霜月十五日銘の大願主比企□□による木造延命地蔵菩薩半棚像の2体が安置されている(Tab.10─47・48)。検地帳に記載がないのは、当時から丘陵地の先端に建っていた小堂で、課税対象とならなかったためと考えられる。
- 長福寺…「肥後国誌」に初めて記載される寺である。安楽寺地区の字「深浦」に所在する「深浦観音堂」に 比定される。本尊の木造十一面観音菩薩坐像は近世であるが、南北朝期に推定される木造菩薩形立 像も安置されている(Tab.10—32・33)。境内地には16世紀の五輪塔数基分の残欠が散在している。
- 階岩寺…検地帳の記載はなく「国郡一統志」に記載されている。字「岩屋」の「ギオンさん」洞穴であると考えられる(Tab.10—36~39)。人工的に穿たれた岩窟に木造不動明王坐像と 13 世紀頃と推定される木造矜羯羅童子立像等を安置している。修験の場といった趣である。このため課税対象にならず検地帳にも記載されなかったものであろう。天台系密教の影響を受けた鎌倉後期の仏像群を有する寺院とみられ、荘園の領家である太宰府安楽寺の影響を強く受けた寺(仏像)と推測する。
- この他、「国郡一統志」等に記載されている寺院に比定は出来なかったが、現地には以下のとおりの小堂が 残されている。
- 白丸観音堂…すぐ付近に天神の祠と神木、16 世紀の五輪塔のある空き地があり、その地が本来の寺院跡と考えられる(Tab.10―42・43)。
- 和田観音堂…傍には大きな湧水がある。室町末期と考えられる木造聖観音菩薩坐像も安置されており、寺院 跡であると考えられる(Tab.10―49~51)。
- 城下薬師堂…下村古城から薬師堂を移したとされる。周囲には下村古城(字「高城」)から移設されたという 15 世紀から 16 世紀の宝塔や五輪塔の残欠が複数置かれている。
- 照 群観音堂…南北朝期頃と考えられる木造型観音菩薩立像から、昭和に修造された観音像まで歴代の観音像を 安置するお堂である(Tab.9―2~8)。
 - その他、安楽寺領玉名荘とは直接関係はないが、以下の寺院が検出されている。

²² 延亨 4 年(1747)の見誉浄岸霊位の板碑に「高瀬大覚寺弟子」と刻まれている。玉名市立歴史資料集成第五集『高瀬湊関係歴史資料調査報告書(三)-刻石文-』1988 年 5 月

吉祥寺…日平村から移ってきた花群山吉祥寺跡と言われる群毘沙門堂が今も津留地区の群にある。このお堂 の祭りは正月におこなわれ、各家で的を弓で射るという。

永徳寺…この寺院は同一名の寺院が高瀬にあり、「国郡一統志」の誤記と思われる。

以上、Tab.9~ Tab.13 と併せて記述した。以下、今回の仏像調査の結果、次のような所見を得た。

- 1 造立年代が平安期と思われる仏像は雑密系の神像的特長を持った仏像ないしは、神木として信仰の対象となっていた木を材木として使用したと考えられる仏像が多い。
- 2 鎌倉末期から南北朝期、室町期と考えられる仏像も同様に神像的特長を持った仏像が多い。
- 3 室町末期以降の像は観音像が多かったこと。 以上の特徴と、寺社関係の史料を比較検討した結果、次のようなことが推測できる。
- ○安楽寺領玉名荘は 10 世紀末から 11 世紀にかけて荘園として立荘されていた地域であるだけに、早くから 耕作が営まれると共にすでに独自の地域信仰が根付いていた。
- ○安楽寺領玉名荘という歴史的環境と領家太宰府安楽寺が有する天台系仏教の影響が在地の仏像に反映する 割合が比較的少ない。
- ○神仏習合の影響を受けた像が多く、仏教信仰は地域信仰と融合した形で推移した。
- ●安楽寺地区上村での聞き取り調査
- < 話者 > 田原邦彦氏(昭和18年生)
- < 通称地名等について >
- ・田原氏邸を「ズイケツ(隋月)」と呼ぶ。敷地内には古墳あり。
- ・「ツメショ(詰所)」という屋号の家もある。
- ・ 集落中心の通りを「ババ (馬場)」、 集落を下る坂を「ケンモン坂」と呼ぶ。
- < 寺社・祭祀について >
- ・分校跡の公園の天満社は位置が移動している。
- ・江戸時代に梅林天満宮の宮司をしていたのは春野家で集落内に居住している。
- ・春野家は太宰府天満宮宮社家の系譜の流れを汲む家である。
- ・「ババ(馬場)」の真ん中ほどの脇に板碑あり。銘は読めず。
- ・上村集落の山を「ジュオ」と呼ぶ。中途には「耳の神さん」が祭られる。
- < 水利関係について >
- ・昔、上村集落から木葉川までの間に大きな水路が2本あり、北から「ビィル川」、「ナガレ川」と呼んでいた。 ◎考察

史料でも確認の結果、近世後期天保年間の梅林天満宮宮司は春野氏であった。現在の春野家はその子孫と考えられる。

「ジュオ」と呼ばれている集落の山は十王さん=十王信仰の山と考えられる。閻魔大王や冥界を信仰する山と言える。実際に登ったところ、山頂には五輪塔の残欠や近世の供養塔があった。

上村集落から木葉川までの間の大きな水路については、「ビィル川」は蛭が多かったことからついた名前ということで、水深が浅く流れも緩やかな性格の川であったことが考えられる。対照的に、「ナガレ川」は流れが速かったそうである。ナガレ川の位置から考えて「ナガレ川」が古川溝と考えられる。

(3) 安楽寺領玉名荘域の水利と耕作条件

慶長期の検地帳に見る下ヶ名を可能な範囲で合成した字図の中で色分けすると Fig.1 のようになった。併せて参考資料として玉名平野土地改良区及び玉名市農業振興課が管理する水路系統図の取水路と谷川や湧水といった自然水系を書き込んだ Fig.1 を添付する。

^{23 「}内田手永略手鑑」天保十五年(1844)正月甲辰写(『肥後窩の農村構造』1956年5月所収) それ以前の社人は原彦之進だったようである。 (「肥後国志草稿」(享保十三年(1728)成立)・『肥後国志』(明和9年(1772)成立)。しかし、近代の地誌においても『肥後国誌』等の記載のまま原彦之進となっている(前掲『熊本懸玉名郡誌』1923年4月)。近世中期から報面上は訂正されなかったことが分かり、現実に近世に宮司職を誰が引き継いだのか詳細を知ることはできない。

この結果から次のことが推測される。

<安楽寺地区>

小地名を記載した慶長期の検地帳がないため推測が難しいが、染山谷川の水を利用して耕作していたと考えられる。また、木葉川以南の地域では谷水等の湧水を利用して耕作が可能だったと考えられる。

その他の土地でも耕作していたと考えられるが、低地(木葉川流域)では水害を受けやすく安定した耕作が困難と考えられる。また、本地域の丘陵地上では水が得にくいため、畑作が中心だったと考えられる。中世段階では谷川等の水を得られるところが耕作の中心であったと考えるのが適当であろう。

< 津留地区 >

慶長 13 年検地帳の水田は色分けの結果、久保田溝(部田溝)に沿っており、この周囲に「中たい」、「はゝかしら」といった水田が確認される。この結果、この溝は中世末から近世初頭にはすでに整備されていたと考えられる。祭田下遺跡や太郎丸遺跡から木葉川対岸にある津留地区字「群ノ前」に所在する群前遺跡では、中世の遺構面からプラント・オパール(植物珪酸体)が検出されたと報告がなされており、当該地では中世段階に稲作がおこなわれていた可能性が高いという結果が出ている。慶長 13 年検地帳での「むれのまへ」の水田面積は約6町である。その後の下ヶ名間の調整(地撫)で他の下ヶ名へ編成された田もあったとみられ、宝暦 14 年(1764)段階において2町弱の本地となっている。

一方、木葉川以南の地域も安定していて耕作が可能だったようだが、慶長 13 年報では畠のみが検出される。 現在も谷ごとに湧水を利用した耕作がおこなわれており、近世初頭も湧水の周りを畠として耕作していたと 考えられる。

以上から、木葉川以北には木葉川の分流を利用した大きな水路である久保田溝(部田溝)が慶長 13 年(1608) 以前にはひかれ、水田が広がっていた。また、字「群ノ前」のように川近くの低地はかなり早くから水田化 されていたと考えられる。しかし、このことは逆に大水時等には水害を受けやすく、河川の状況に影響を受 けやすいという面がある。また木葉川以南では安楽寺地区と同様に畠が多く、湧水を利用して開発が進めら れていたと考えられる。

●津留地区上群での聞き取り調査

祭田下遺跡より茶屋橋を渡った対岸の上群地区において聞き取り調査をおこなうことができた。

- <話者>大林俊行氏(大正 5 年生) 永田重吉・クニ子夫妻 (昭和 4 年・8 年生)
 - 東タズ子さん(昭和 18 年生) 能勢和歌子さん(昭和 28 年生)
- < 通称地名等について >
- ・大林邸付近を「ナカマ」、永田邸を「ドウゾノ」、東邸を「タニ」、能勢邸を「チャヤ」と呼ぶ。
- ・「ハヤダカさん」、「シモノヤマ(下の山)」、「下方」と呼ぶ場所がある。
- <寺社・祭祀について>
- ・公民館裏に天子宮を祀る。
- ・「ハヤダカさん」には注連縄を張ったご神木あり。梅林天満宮の流鏑馬の行列はこの前を通って神事に望む。
- ・「一 + 一」と書いた紙を竹に挟んでお祭りをする。「ハヤダカさん」、天子宮で数が決まっている。
- ・宅地内に荒神さんを祀る。

<水利関係について>

- ・梅林天満宮東側を流れ木葉川に注ぐ水路を「松葉川」と呼ぶ。
- ・寺田水門、梅林排水機場、高橋等で堰を作って水をひいていた。
- ・水を揚げるために人力水車を使用。

◎考察

能勢邸の「チャヤ」の名称は三池往還沿いで茶屋を営んでいたことに由来する。東邸には通帳も残るそう

²⁴ 熊本県教育委員会により平成 16 年に発掘調査を実施し、現在資料整理中。

²⁵ 熊本県教育委員会『群前遺跡』熊本県文化財調査報告第 219 集 2004 年 3 月

である。茶屋の下には舟が停泊したそうで、茶屋橋も昭和 20 年頃までは立派な石製の眼鏡橋が架かっていたそうである。「ハヤダカさん」は宝暦 14 年下ヶ名寄帳にみえる「拝高」と同一と考えられる。付近の「下ノ平」にも菅原神社があり明治 11 年(1878)に梅林天満宮に合祀されているので、その関係のご神木や神事前の慣行であると考えられる。人力水車については、近世の史料中に津留村他で人力水車のために借財して購入したことが記されている。今回の調査から、昭和 40 年代の大規模な川水整備事業がおこなわれるまで、近世後期と同様な水利状況が続いていたことが分かり、用水確保が津留地区の最大の懸案だったことが窺えた。

< 下地区 >

下地区には条里制の条坊名に由来すると見られる字名と地割が存在する。小字「十五」と「唐ノ坪」である。 これらの小字については、参考に地籍図を添付している。(Fig.4)

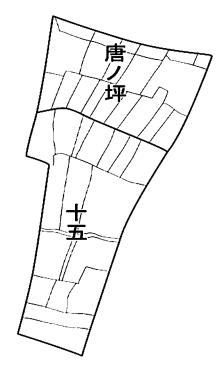


Fig.4 下地区 (条里制由来) 小字地籍図

このことから、木葉川右岸の下地区が、この地域では最も早く組 織的な開田がおこなわれたと考えられる。

同様に小字図(Fig.1)から、下村では染山谷川と井尻川の流路 に沿い慶長13年以前から水田が広がっていたといえる。また、 下村古城以東の丘陵部では湧水のある「さかさま川(逆川)」等の 谷部を除いては、畠が大半であったようである。

中世史料にみえる「得力名」の遺称地は下ヶ名徳力(小字上徳力・下徳力)とされるが、下ヶ名「徳力」は水田が無く畠地であったことが検地帳より明らかとなった。慶長13年段階のことなので、中世も同様とは言いきれない。しかし、後述するように「徳力」に隣接する小字「池田」が地頭小田氏の屋敷地と考えられ、小字図の地形から「池田」や「徳力」付近は菊池川の旧流路に沿った自然堤防上であったと考えられる。

その結果、微高地であるため水が引きにくかったと考えられよう。地頭小田氏は得力名も含めた土地の検表を徹底的に拒み、下地中分にまで持ち込んだ。これは麦が年貢の対象外だったということもあったであろうが、米の割合が少ない土地柄であったため、地頭小田氏も領家の太宰府安楽寺も麦にかける期待が大きかったという事情が反映されてはいないだろうか。

<川部田地区>

下小田村から分村したとされる。近世中期になっても津留村同様の水書が知られるので中世において安定した耕作は望めないと考えられる。慶長 13 年検地帳が現存し近世初期には耕作地となっていた。しかし、後述するように川部田村の名請人は大半が下小田村と重複し、下小田村の者の出作地のような状態であったことが窺える。また寛永 16 年地撫帳も現存するが、この帳面の「元畝」は慶長 13 年帳とあまり一致しない。寛永8年(1631)に肥後国に大風が起こったことが記録されているが、そのとき氾濫源となり、耕地が再編されたことも考えられる。

< 山部田村 >

下小田村から分村とされる。水を得にくく畠が耕作地の主力であったと考えられる。慶長 13 年検地帳が 現存し、近世初期には耕作地となっていた。寛永 16 年地撫帳も現存し、この帳面の「元畝」と慶長 13 年帳

²⁶ 前掲「神社明細帳」(『玉名市史』資料組6 文書(近代・現代)所収)

^{27 『}玉名市史』資料編 5 古文書 近世 12 産業 237 号「水踏車代銭拝借願」

²⁸ 後掲史料組 史料〔8〕・史料〔9〕 本文中〔史料2〕〔史料3〕

²⁹ 寛永8年(1631)8月14日に肥後・筑後・筑前で大風がおこったとされている(「細川家記」)。太陽暦に直すと9月10日となり台風による大雨洪水高潮等の被害が推測される。

がほぼ一致することを西田道世氏が指摘している。川部田村と違い山部田村は水害を受けなかったことによるのだろう。

< 下小田地区 >

近世においても上小田村より品が多いとされるので、中世においても同様と考えられる。慶長期の検地帳に耕作地が確認できる。また「大池原」「大池田」といった下ヶ名が下小田・川部田村の境界付近に存在する。近世の下小田村の小物成の一つに「一、御立池一ヶ所 鮒 下小田村」と池からの鮒が含まれていた。下小田・川部田村境の大きな池(字「下大池」)が存在し、この池を埋め立てて漸次耕地化したことが窺える。

< 上小田地区 >

近世においても早魃の影響を受けやすいとされるので、流漑事情のよくない中世においても同様と考えられる。ただし小代氏が鹿子木氏に静養地として譲り渡した所領には田が見えるため、どのように灌漑をおこなったのか検討することが必要であろう。

近世中期にはため池が三ヶ所とされる。餌の口溜池、鹿上溜池が「玉名郡村誌」(明治 16 年(1883)定稿)には記載されているが、このうち鶴の口溜池の所在地については、上小田村と山部田村の境とされる。山部田村の慶長 13 年検地帳には下ヶ名「つるの口」がすでに田として記載されている。

『熊本懸玉名郡誌』によれば湧水が水源ということであり、自然に溜まる水を堰き止めて作った池と考えられる。また、小代氏が委譲した土地「榎町」等もこの鶴の口溜池の扇状地下にあり、水を引くことは可能である。以上から鶴の口溜池を利用した耕作は16世紀後半頃には開始されていたといえるのではないだろうか。ほかの溜池についても成立年代を検討することが今後必要であろう。

また、上小田地区には独特の屈曲した堤塘が菊池川に沿って走っている。その屈曲した形が鍋釣のようであるから「鍋津留塘」と呼ばれ、上小田村から山部田・下小田村へと南へ延びている。

築造年代については『熊本懸玉名郡誌』に光永四兵衛が「鍋津留塘」を築いたと記す。これが史実ならば、 光永氏の惣庄屋任期の嘉永3年(1850)~嘉永6年(1853)の間に築造されたことになる。しかし、「内田 手永絵図」中にはすでに上小田村の鍋津留塘によく似た堤塘が描かれている。前述したように「内田手永絵図」 は宝暦14年(1764)以降、嘉永3年(1850)~嘉永6年(1853)の光永四兵衛による木葉川掘り替え工 事以前に成立した絵図であるため、時期的に矛盾する。

一方、宝暦 14 年下ヶ名寄帳上小田村・山部田村・下小田村分の帳面において、鍋津留塘を挟む両側の下ヶ名の四至より、菊池川の堤塘の内側にもう一筋の堤塘の存在が確認できる。これが、「内田手永絵図」にある「鍋津留塘」である可能性が高いと考える。したがって、鍋津留塘は宝暦 14 年(1764)以前に築かれており、光永氏が補修したことを指す可能性はあるにせよ、光永氏が築造した可能性は低いのではないだろうか。

以上から全体を次のように特徴をまとめられよう。

- 1 安楽寺領玉名荘において主力の耕作地は、谷川の水や湧水を利用した田と畠であった。
- 2 耕作しやすい土地は中世地名の比定地のある下地区と上小田地区に多かった。
- 3 この状況を改善するため 16 世紀後半頃に、安楽寺・津留地区を流れる久保田溝といった主要水路の整備がおこなわれた
- 4 久保田湖の配水域から外れた土地を灌漑のために、近世中期に白石堰が整備された。
- 5 微高地が存在するため揚水用の水車が不可欠であり、その苦心は大正から戦後の土地改良まで続いた。 小括

「内田手永絵図」に描かれた風景は、現地調査の結果、中世まである程度遡及可能であることがわかった。 耕地も含めて地域の景観は段階を追って変化したことが推測できた。中世後期に久保田溝が整備された段階、 近世中期に白石堰が築造された段階、近世後期に木葉川が掘り替えられた段階である。近世後期から戦後の

³⁰ 西田道世「肥後における近世初頭の村落構造序節」(上)・(下) (「玉名市立歴史博物館紀要」第1号 1997 年 4 月)

^{31 『}玉名市史』資料観5 - 古文書編 近世 一概況 3号「諸郡高人希浦々船数其外品々有物帳」(抜)元禄7年 10月

^{32 『}玉名市史』資料観2 地誌 1992年3月所収

³³ 前掲『熊本懸玉名郡誌』1923年4月

流漑事業以前までは景観は大きく変動しなかったと考えられる。また大掛かりな水路が整備される以前の水 田は、自然水利を利用するしかなく、必然的に谷川沿いの耕地(谷田)や湧水のそばに広がっていた。

このような自然条件を利用した耕作地の展開、それに伴う集落の点在が安楽寺領玉名荘内で中世の早くから生活圏が分かれる要素を生んだといえよう。

第3節 安楽寺領玉名荘の編年的各論

- (1) 鎌倉・南北朝・室町時代 -祭田下遺跡と(小田庄)の関係-
- ① 安楽寺領玉名荘と地頭小田氏
- ア) 安楽寺領玉名荘への小田氏の地頭入部と出自

源平内乱は平家拠りの立場をとっていた太宰府安楽寺に大きな衝撃を与えた。平家追討、落武者狩りが進む中、平家方についていた太宰府安楽寺にも武士の乱暴狼藉が続き、源頼朝は太宰府安楽寺荘園における武士の乱暴狼藉を禁止している。その一方、鎌倉幕府は太宰府安楽寺に対し安楽寺別当を代え、地頭職の設置をおこなった。惣荘地頭のほかにも名・村単位の小地頭が設置されたのだが、このことは正木喜三郎氏によると、「従来の下司を多く地頭に切り換え、その進止権を幕府が掌握し、荘園下職に位置する在地領主を御家人に編成することによって自領統制を意図した」とされている。小田氏もこのような流れの中で肥後国安楽寺領玉名荘の地頭職に入ったと考えられる。小田氏の地頭職については正安2年(1300)の小田氏間の相論や嘉慶2年(1388)の小田氏と安楽寺との麦の検注の相論から同荘内の得力名と正富名の地頭職だったのではないかと考えられる。

さて、小田氏についてその出自は不明である。『角川姓氏家系大辞典』によると豊後国玖珠郡の清原氏の流れに小田氏がある。また肥前杵島郡から藤津郡にかけて日向太郎通良の子孫とされ「通」を通字とする一族(婚野白石氏や綾部氏等)がおり、この一族は有明海沿岸一帯に所領を保有していたとされる。系譜は不明な点が多いが、史料の伝存状況などから後者の可能性が考えられよう。

小田氏は正安2年(1300)の相論で突然安楽寺領玉名荘に現れるが、史料内容から正元2年(1259)譲 状時点以前から同荘内に地頭職を有していたと考えられる。その後南北朝期にも同荘内得力名・正富名で権 限を主張している。管見のところ小田氏が玉名に存在した史料上の下限は、天文16年(1547)で、豊後大 友氏のものとへ参府する筑後田尻氏に餞別を贈った近隣の在地領主としての「小田中務小輔殿」ではないか と考えられる。その後、近世に至り小田氏がどのような足跡をたどったかの詳細は不明である。

近世の八代郡高田手永惣庄屋を務めた小田藤右衛門の先祖附によると、菊池武運の子孫とし、父祖は合戦により館を失い浪人となったとする。この小田氏の一族も「通」の字を多く用いている。小田氏が菊池氏の子孫であるという真偽はともかく、同じ通字を用いる点から安楽寺領玉名荘の小田氏と小田藤右衛門一族とは何らかの関係があるのではないだろうか。

イ) 正安2年の小川氏一族間相論

次に具体的に小田氏と同荘との関係を検討していく。

【史料 1 】鎮西下知状案(「肥前武雄藩鍋島家文書」『玉名市史』資料編 5)

※傍線筆者

小田土与童丸代通重与小田弥次郎通俊女子藤原氏 惟任 相論肥後國小田庄内給田・屋敷公事等事、

右、訴陳之趣、雖多子細、所詮、通重則氏女違背惣領催促、令對捍大小課役之上者、且任關東御事書相従所勘、

³⁴ 文治2年12月7日付北条時政下文(『大宰府・太宰府天満宮史料』第七巻「大宰府神社文書」)

^{35 『}吾妻鏡』文治2年8月18日条

³⁶ 正木喜三郎『大宰府領の研究』1991年10月 文献出版

^{37 『}武雄市史』上巻(1972年3月)、『白石町史』(1974年2月)、『大町町史』(1987年9月)など

^{38 【}史料 1】として後掲した鎖西下知状案は肥前武雄舞島家文書所収とされている。佐賀県立図書館所蔵の武雄鍋島家文書マイクロフィルムによると、同史料は「東妙寺古文書」と題される写報中の所収文書である。正確には武雄鍋島家所蔵東妙寺古文書(写)所収文書とすべきであろう。このマイクロフィルムについては村上品子氏にご教示を受けた。

³⁹ 後担史料相〔7〕

⁴⁰ 前掲花園卵舞『近世大名の節回支配の構造』六六 小田藤右衛門項の参照 176 頁

正安二年十二月十二日

前上総介平朝臣在判

【史料1】に見られる小田氏が地頭職を有していた得力名は、下地区に字『上徳力』、「下徳力」があり得力名の遺称地と考えられる。よってこの付近を【史料1】中の「正富名内塩空閑屋敷置温器 鑑置』、つまり塩空 関屋敷の南境である「得力」と考えることができよう。西境の「河」は菊池川であり、東境の又丸は以降の



Fig.5 下地区池田周辺小字地籍図

史料でもみられるが、現在の地名では見えない ので、下地区から山部田地区にかけての山際を 指すのではないだろうか。

また、ここでは小田氏の塩空閑屋敷が北を大道に接しているという点に着目したい。第二節の景観復元により、山部田地区から下小田地区を通り川部田地区に行く道や下地区から向迫間地区に行く道があり、どちらも立願寺の玉名郡衙に続く迫間渡しへ繋がっている。「大道」は後者の道と推定され、郡衙へ通じる要所を押さえていることになる。また今回作成した旧字図の地割から分析すると、菊池川は現在よりも東側に湾曲していたことが推測され、旧河道端と見られる地割中で、字「池田」に居館跡と推測される方形に近い人為的地割が検出される。

立地からみで、この字「池田」付近に「塩空 関屋敷」があり、屋敷地北側が主要道路「大道」 に面していたと考えられる。(Fig.5)

また、字「池田」にあった小田氏居館「塩空 関屋敷」から「大道」を通って東進すると小田 氏居館の詰城機能を有した下村古城に着く。こ の下村古城は戦国期に「安楽寺捨拵」として島 津方の城郭として再利用されるが、本来は「塩 空閑屋敷」とセット関係にある詰城であったと 考える。

次に【史料1】の詳細な検討をおこなう。登場人物の関係図は次頁のようである。

⁴¹ 青木勝士氏のご教示による。

小田氏推定系図

(惣領家) 時通 — 〇 — 上与竜丸 〔代人〕通重

(庶子家) 弥次郎通俊 - 夜叉(藤原氏)〔代人〕惟任

大意は次のようで、小田弥次郎通俊の正元2年(1259)5月26日付譲状と弘長元年(1261)5月20日付け関東御下文(安堵御下文)を根拠に、通俊女夜叉(藤原氏)が塩空閑屋敷と地頭給田を相続した。これに小田氏惣領である上与竜丸が意義を唱え、通重を代人として永仁6年(1298)に訴訟に及んだ。上与童丸側の根拠は弘安7年(1284)の「關東御事書」でこれにより惣領の指示に従うべきというものだった。これに対し、夜叉側は代人惟任をたて正当性を主張し、土与童丸側が屋敷付近を押領していると抗議した。この相論に対する鎮西探題の結論は、弘安7年「關東御事書」とは所領の権利を売却し他人に譲渡した場合を指すものでこの訴訟には当たらないこと、譲状は2通あり1通は土与童丸が所持しているとされているが、土与竜丸からの提出がない以上は従来通り地頭給田と屋敷は夜叉の所有と言うものだった。

土与竜丸の代人通重が根拠とした弘安7年(1284)の「関東御事書」にあたるのは「関東評定事書」の「一 沽却質券地并他人和與所領事弘安に エーロコープではないかと考えられる。内容は【史料1】中で鎮西探題が述 べている通りなのだが、代人通重はこの事書中の「雖載子細於設文、有限公事者、相加本領主跡、可被致其沙汰、 至年貢等者、随分限可進済、」という後半部分を根拠にしたものと思われる。つまり、たとえ夜又側が譲状等 の証文を帯していたとしても、地頭分は本領主=惣領側の権利であり、荘園には年貢を納めるべきだと主張 したと考えられる。

また、通重が訴訟に及んだ永仁6年(1298)は、元寇来襲(文永・弘安の役)の軍役負担により御家人が 困窮を極めていた。このため、女子に相続させないことなど様々な対策を幕府側も講じ、御家人側もそれま で認めていた庶子への分割相続をやめざるをえなくなった。必然的に惣領と庶子との訴訟が全国的に増えた 時期でもあった。このような流れのなかで、安楽寺領玉名荘を舞台にした小田氏の一族争いがおこったが、 文永・弘安の役以前に相続されていたという事実もあって庶子家側の勝訴に終わったのだった。

正富名は太宰府安楽寺に燈油三斗六升を納める社役も負った名だった。納入は代米七石二斗によっていたが、正富名に地頭として補任された小田氏が【史料1】中にあるような「公事以下所動任」すべき任務は、年貢の納入に加えてこの燈油料の納入だったと考えられる。しかし、後述するように荘園制の衰退とともに小田氏が正富・得力両名の権限を主張するようになっていく。南北朝期には建武5年(1338)に安楽寺領玉名荘内と考えられる上小田の地が北朝方の詫摩氏へ兵粮所として充て行われた。前述のように小田氏は南北朝期にも安楽寺領玉名荘中央部に権限を有しており、同荘は北部が北朝方(武家方)、中央部が地頭小田氏、南部が安楽寺と名勢力によって年貢が徴収されていたと考えることができよう。

②祭田下遺跡付近の歴史的役割

ア) 調査地区周辺の開発過程

今回、発掘調査を実施した、大字津留字祭田下及び太郎丸遺跡では8~9世紀のものとみられる遺物が出土し、一旦断絶した後、13~14世紀とみられる遺物が出土している。貞観11年(869)7月に肥後国で損害甚だしい大水害があったことが記録されており、発掘調査地における出土遺物の断絶時期もこの水害に関連するものではないかと推測される。同地区は近世・近代になっても水害を受けやすいことが知られており、一旦泥地化すれば生活域としては放棄されたことは容易に想像できる。また10世紀末~11世紀に玉名安楽寺が造営された際、安楽寺地区の丘陵上に選地されたことも説明がつく。その後12世紀後半か13世紀初頭に小田氏が地頭とし人部し、下地区の荘園中央部に屋敷地を構え、開発も進めたと考えられる。この荘園中央部を占拠する地頭小田氏に対抗するため、荘宮下司職等は一旦放棄されていた津留地区の開発を進めたのではなかろうか。

⁴² 竹内理三楊『鎌倉遺文』古文書編 第二十巻 15201号(1981年6月)東京堂出版

⁴³ 後担史料制 史料 (3)

⁴⁴ 現在、熊本県教育委員会で整理中。

^{45 「}日本三代実録」貞観 11 年 7 月 14 日条、同年 10 月 23 日条。

つまり現在の梅林天満宮所在地や発掘調査地付近と 12 世紀の木葉川左岸の「ムラ」とされる群前遺跡を含めた津留地区は、地頭小田氏の活動期と相対的に荘園経営において重要視される地になったのではないだろうか。またこの時期の全国的な物流機構の整備に伴い、木葉川及び菊池川といった河川沿岸に「ムラ」が形成され、地理的な不利にも関わらず生活域となったのではなかろうか。

後述するように室町後期の大友氏の肥後支配下における守護請では、請負料は上小田といった上小田地区や、自丸名といった下地区丘陵地に設定された。発掘調査地区は13~14世紀以降に土地利用が再び断絶したようであるが、16世紀ないしは近世から遺物・遺構が確認できるので、在地領主による占拠が長だしくなった16世紀後半から放棄されていた津留地区が開発地として再び注目されるようになったと考えられる。先述したように、久保田溝の最下流にあたる徳蔵丸の地が城氏に属していた山上三人衆の一人牛島氏に宛行われているが、前代の史料では検出できず、開発地の可能性が濃厚である。また調査地区の状況も鑑みると、久保田溝の掘削開始は16世紀頃と考えることが可能であろう。よって、発掘調査地付近は度々の水害を受けたため生活地及び耕作地として放棄されたものの、玉名荘の領家太宰府安楽寺側ないしは在地の荘官下司等が在地領主勢力に対抗するために開発を繰り返した場所であったと言えよう。

イ) 玉名安楽寺(梅林天満宮) 移選と開発過程

玉名安楽寺(梅林天満宮)は近世初頭に現在地に選宮してきたと考えられるが(詳細は後述)、現梅林天満 宮所在地は本来同宮の御旅所(下宮)だったのではないかとみられる。

梅林天満宮付近は木葉川と菊池川の合流地点であり、土砂の堆積ににより周囲と比べ微高地になっている。 大水が出た際、この付近一帯は浮島のように見えたのだろう。地盤が安定していることが第一の理由だった ろうことは言うまでもないが、島が信仰の対象とされることも多いので、現在地が神聖視されていて御旅所(下宮)とされていたことは考えられるのではないだろうか。

事実、現在地周辺が玉名安楽寺が移ってくる前から神聖視されていたと考えられる徴証がある。梅林天満宮南側の宅地内に院若社が鎮座している(Tab.9-9)。院若社は本来は印鎰社、すなわち印諡神を祀った社である。当て字を繰り返しているうちに何の神か不明になったようで、近世初期の地誌「国郡一統誌」ではすでに「天神御母」と注記している。本来、印諡神は古代以来国衙で祭祀されていた諡(カギ、鍵)の神だった。しかし、徐々に浸透してきた神仏習合の風潮と共に、弁才天眷属十五童子の一人印諡童子と同一に考えられるようになった。弁才天は当初水神だったが、次第に福神とみなされる。また印諡童子(印諡神)も諡(カギ、鍵)の神だったことから福神とみなされ、福神流行に乗り、弁才天と共に中世後期以来各地に勧進されていったと言われている。

梅林天満宮南側の院若社前の五輪塔水輪は 13~14世紀頃のものと考えられる。もちろん他から移動された可能性が高い。だが、16世紀後半には現梅林天満宮の周囲が再開発、耕地化されていたことは史料から明らかである。それならば、当初は再開発のために水神として勧進された弁才天並びに印諡童子が、耕地化の安定した頃から民衆の間で福神として信仰されるようになったのではないだろうか。その後水神としての性格が薄れたため弁才天が忘れられ、福神として印諡神が信仰され現在まで存続したと考えられる。

また、このように考えると、院若社が近世初期に「天神御母」と注記されて女神と混同されていたことの 説明も可能であろう。つまり現在の梅林天満宮一帯は中世後期にはすでに微高地化し、大水の際でも浮島の ように見え、水神弁才天を勧進して祀る地として適当になっていた。その後、弁才天の福神化が進むにつれ て、弁才天と共に勧進された印脳童子(印脳神)が重視され弁才天が忘れられてしまったものと考えられる。 さらに弁才天や印脳童子(印脳神)は、天満宮とは本来無関係と考えられるが、中世以降に吉祥天と弁財天 が同一視されたことはよく起こっていたようだ。吉祥天は、菅原道真が信仰し菅原氏とゆかりが深いとされ、 京都北野天満宮でも古来より祀られていた。おそらくこのような事情で、玉名荘の場合は院若社が「天神御母」 とみなされるに至ったと推測される。

以上、述べたような梅林天満宮現在地付近の再開発と信仰の流れは、梅林天満宮の移遷の背景を窺わせよ

⁴⁶ 後掛史料編 史料〔9〕城親賢知行宛行状

⁴⁷ 牛山佳幸「北部九州における印鑰社について」(秀村選三編「西南地域史研究」第五朝 1983 年 8 月 文献出版

う。すなわち現在地は、再開発の主体である富裕農民の生活の場となっていたことが推測でき、また彼らの 支援が玉名安楽寺再興にとっては不可欠だったと考えられる。度重なる戦乱で荘園からの収益は激減してお り、玉名安楽寺が主体で再興することが不可能になっていた。

後述するように、近世初頭の社地の移避は加藤清正によるものと考えられる。加藤氏からの財政面での援助は確実に受けたと思われるが、移避地の選定には在地の希望や慣習が反映されたのではないだろうか。そして当時希望をだせるような在地有力層が現在の梅林天満宮付近を生活の場にしていた、ないしは所有していた土地であったと考えることができよう。玉名安楽寺は、移選したことにより荘園領主の支配機関としての立場から、地域の鎮守=ムラの鎮守という役割として現在に至ることになったと考える。

(2) 南北朝・室町・戦国時代 -安楽寺領玉名荘の年貢収納と在地領主-

①狂域の管理と経営

正木喜三郎氏によると、太宰府安楽寺は鎌倉幕府の地頭職設置に対して、寺僧を荘司に充当し寺領支配の強化をはかったとされる。また、さらに寺領支配が難しくなると「預所」が設置されたとされる。正木氏によると預所の設置は、「惣庄単位の荘司(荘司政所体制)という包括的支配の内部に地域的に、より個別化・細分化した村・名を支配する範囲とする支配体制を形成」するためだったとされる。預所は寺官が任命される場合と在地領主が任命する場合があったようであるが、安楽寺領玉名荘においては、当初留守別当職の大鳥居氏が預所職であったと考えられる。

具体的に安楽寺領玉名荘はどのように経営されていたのだろうか。

【史料2】今川了俊書下(「詫摩文書」『玉名市史』資料編5)

天満宮雑掌申、肥後國安楽寺庄内正富・得力兩名檢麦事、可依惣庄法之處、於彼兩名者、

無檢麦由相論云々、然者殊可有支證歟、如今所進田地檢崔目 六 者、雖立證状者哉、重可有沙汰上者、來月三 日以前出费無檢麦支證等、可明申之、不然者、可被成敗之状、如件、

嘉慶二年五月廿八日

沙弥 (花押)

小田石見入道殿

【史料3】今川貞臣書下(「満盛院文書」『玉名市史』資料編5)

安楽寺宮師律師申肥後國安楽寺庄内正富・得力両名事、任去月廿五日御教書之旨、如以前成敗、令下地中分、 沙汰付社家代、可被執進請取之状如件

明德三年十二月八日

陸奥守 (花押)

齋藤六郎左衛門入道殿

安楽寺領玉名荘の荘園支配は史料の残存状況からよく分からないが、【史料3】から南北朝・室町期に「社家代」が置かれていたことがわかる。この社家代が太宰府安楽寺側の荘園管理人であろう。安楽寺領玉名荘は足利義満の時に宮師坊領(満盛院領※義満から満盛院号も下興される)になったとされる(後掲【史料5】)。 義満の将軍就任期間が応安元年(1368)~応永元年(1394)であるから、おそくとも【史料3】の明徳3年(1392)以前には宮師坊領(満盛院領)、つまり宮師坊が預所職になっていたと考えられる。「社家代」とは満盛院の荘宮下職と考えられよう。

前述したように小田氏の屋敷地は字「池田」にあったと考えられるが、地籍図より下地中分の結果と考えられる地割が生じ、下地中分線と考えられる境界線が小田氏の屋敷前から延びていることを確認された (Fig.5)。この線を南に伸ばすと上・下徳力の境界線に違する。つまり【史料3】でおこなわれた下地中分は 得力名を東西に分けた中分だったと考えられる。

②守護請と守護被官の給分

- 室町時代になり守護や国人による荘園の占領が激しくなると、太宰府安楽寺は室町将軍に対して寺領の安 堵を求めた。

⁴⁸ 正本喜三郎『大宰府領の研究』1991年10月 文献出版

⁴⁹ 後掲史料掲 史料〔6〕

⁵⁰ 青木勝士氏ご教示による

【中料4】室町将軍足利義晴御内書案

(「满盛院文書」『玉名市史』資料編5)

天満宮安楽寺領筑前國戸栗・重富地頭職、同國衙等、同大日寺村香蘭、侍嶋、下座郡内來飯、福光、福嶋、 酒井等四ヶ名、<u>肥後國安楽寺庄上家、千代丸、友貞、黒丸、得力、正富、又丸等名々</u>、井料所瀬高庄等事<u>こ</u> とごとく宮師かたへ渡され候へく候、猶々無沙汰候ましく候、相構別扶持を加られ候ハ、悦入候也

七月十三日 御判

大友修理権大夫殿

【史料 5】大宰府天满宫宫師坊領注文(「満盛院文書」『玉名市史』資料編 5)

大宰府天満宮宮師坊領之事

- 一、下座郡内來飯拾町
- 一、福光拾町
- 一、福嶋拾町
- 一、酒井拾町
- 一、肥後國安楽寺庄八拾町
- 一、千代丸拾町
- 一、发貞拾町
- 一、黒丸拾町
- 一、得力拾町
- 一、正富拾町
- 一、又丸拾町
- 一、筑後國瀬高庄千町

御公方義光様御代之時、宮師領、此御代二院號給候畢、為引手物くわりんのおしいた給候

【史料4】は大永6年頃と推定されており、宛所の大友修理大夫殿は当時の大友義鑑にあたる。【史料5】には、 【史料4】中の後半部の所領すなわち足利義満時代に宮師坊(満盛院)領になった荘園が記されている。前述 したように安楽寺領玉名荘は南北朝期に太宰府安楽寺の留守別当職大鳥居氏が預所職を務めていた状態だっ た。しかし、足利義満時代の15世紀末には太宰府安楽寺の四宮司家ともいわれる宮師坊(満盛院)が同荘 の預所職になり、宮師坊へ荘政所(荘司)から現地の下司職までが従っていたと考えられる。

【史料4】から安楽寺領玉名荘は領家が直接進退できるとされる上家分を設定し、均等名体制をとっていることがわかる。均等名体制は工藤敬一氏によると、特定の領主を下司として掌握し、特定の上層農民のみを成員とするとされている。では、実際にこの均等名の内に誰が知行地を給付されていたのだろうか。

次に天文 21 年 5 月 6 日付け大友義鎮書状写(「清田文書」『玉名市史』資料編 5 古代・中世編 224 号) を受けて発給された史料を掲げる。

【史料 6】大友氏奉行人連署打渡状写(「清田文書」『玉名市史』資料編 5)

肥後國玉名郡之内、津〃良跡上小田九町分、同郡白丸名五町、同郡同所徳力千代丸名武町五段、山鹿郡之内 南八郎跡小原五町分之事、任 御判遵行之旨、不残段歩厳重打渡申所如件

⁵¹ 大永6年頃と推定される根拠は、【史料4】の前半である筑前国中の所領坪付が大永6年であり、筑前国守護である大内氏からの安堵が 同年に出ていることによる。『福岡懸史資料』第七朝「太宰府神社関係文書」(1937年5月)

⁵² 正藤敬一『九州庄園の研究』稿書房 1969年6月

滑田遠汀美資殿

【Tab.2】安楽寺領玉名荘内知行変選図を参照していただきたい。この図でも分かるように【史料 5】段階の同荘の合計は 140 町となり寄進段階の 110 町を 30 町ほど上回っている。この理由として、均等名に編成する際に数字を全て同じくしたため、または開発が進んだ分を暫定的に 30 町程としたため等が考えられるが、いずれにせよ実態を把握しているとは考えにくい。【史料 6】中の自丸名と上小田はおそらく上家分 80 町の内に含まれるのではないだろうか。この【Tab.2】から次のように考えられる。

室町幕府から領家太宰府安楽寺(荘預職が宮司坊カ)に安楽寺領玉名荘を安堵するよう命じられた大友氏は、 守護請の形で年貢を請け負い、家臣に給分として請負料を与えたと考えられる。

年代 (英盟)	正路名	母力名	千代年名	又东名。	灰白名	黑丸名	E309	ät	संदर्भ	1-140
1259	माम-विकेश	(地頭風小田氏で		,		1		1100		
1300	地級個小研氏	地區基本田氏							_	
1339										兵程所として就摩氏
1388	知用小田民	地頭贏小田氏					I			
1392	任於 日本的以 地域 日 小田氏 中分	在角层含饰坊 地层低小组氏 中分								
1526	HADAGSUS 10	作规国名母屿 10 町	祖祖和宮55時 10年	排削型和13 約10年	គ អាច ក្រុង ម 10 មា	莊積極宮路 均 10 町	肝和和胃硷 坊和可	140 #1		
1552		併和国方は坊5町 「代札名と合わせて間 自給分として前田氏 25町	荘和職者的坊5町 同力名と合わせて顧 自給分として適田氏 25町						荘福国宮邸坊か 諸負額分として消田 氏 5 町	兵権国官の以る 海兵局分として海州氏9町
1581										相類協力的功力 開放的分として小代氏8卯 (前年に収予末氏に1卯に加速)

Tab.2 安楽寺領玉名荘内知行変遷

【史料 6 】の天文 21 年(1552)時点では清田氏に宛行われているが、おそらくそれ以前は史料中に見える津々良氏だったと考えられる。

津々良氏は隣接する玉東町の山北西安寺領でも菊池義武から預地が与えられている。菊池義武が有した権益を承継した大友義鎮から清田氏は知行を与えられているので、大友氏は在地慣習を踏まえて山北から安楽寺にわたる範囲の荘園での守護請の請負料を清田氏に被官給分として宛行ったと考えられる。

得力名と千代丸名については清田氏がその請負料として両名で2町5反分を受け取っていた。おそらく上家分も清田氏が請負料として白丸名5町と上小田9町分を給分として受け取ることになったと考えられる。

清田氏はその後みえなくなるが、天正9年(1581)9月7日に小代親伝が龍造寺久家から「肥後国玉名郡安楽寺之内十三町分地之事」を宛行われている。天正6年(1578)の島津氏との合戦(日向耳川合戦)で大敗した大友氏は肥後・筑後国内での影響力を失い、その政治的間隙に進出してきた龍造寺氏を知行安堵することで在地領主等を取り込んだ。

小代氏も何らかの理由で清田氏の請負料を引き継ぎ、その権限を能造寺氏からも安堵されたとみられる。本来的には清田氏と同様に 14 町を給分として受け取るはずだが、鹿子木氏に養生のためとして1 町ほど移譲しているのが確認できるため、史料に見られるように 13 町となったと考えられる。さらに鹿子木氏に移譲した地が上小田内であることから、やはり小代氏が上家分の請負料を取得したと言える。ここで計算をおこなうと、得力名 5 町 + 千代丸名 10 町 = 15 町分の給分が 2.5 町と上家分 80 町の給分が 14 町で請負料の割合は前者が 0.1666、後者が 0.175 と近似値をとる。つまり守護請の請負料は 1 割 7 分前後と決まっていたと考えられる。

守護被官や在地領主に請負わせたからといって、必ずしも太宰府安楽寺に年貢が完納されたとは言えない。 太宰府安楽寺の寺官等は守護や戦国大名に対して社領の安堵を愁訴し、年貢の収納を働きかけているが、戦 国期に入ると安楽寺領玉名荘について現存する史料から愁訴を見出すことができない。これは同荘が留守職

⁵³ 津々良氏は大友家から肥後國守護菊池家へ養子入りした菊池義武の家臣であり、義武が大友氏から離反し権威を失墜した後、津々良氏等 義武家臣は知行地を没収されているようである。(「玉東町史」第三編第六章 阿蘇品保大氏執筆分 1995 年 1 月)

⁵⁴ 後掲史料組 史料 [12]

⁵⁵ 後掲史料観 史料〔10・11〕

^{56 【}史料3】の時点で得力名と正富名は安楽寺側と小田氏側で下地中分がおこなわれている。小田氏が同地域付近で確認できるのが前述のように天文 16 年(1547)のため、大友氏による守護請時にもこの下地中分はまだ有効だったと考えられる。

大鳥居氏から宮師坊(満盛院)へ荘司職、預所職が移譲されたこととも関係していると考えられる。

中世後期に入ると大鳥居氏と小鳥居氏による安楽寺別当留守職を巡る争いは激化し、大鳥居氏が豊後大友 氏の庇護を受けると、小鳥居氏は秋月氏らと結び大鳥居氏を追放している。満盛院がこの時どちら側にいた か詳細は分からないが、太宰府安楽寺がかなり荒廃していたことは確かである。そのような状況下で、安楽 寺領玉名荘は宮師坊(満盛院)が荘預職となったために太宰府安楽寺の衰退とともに勢力の弱い宮師坊では 保全しきれなくなり、守護被官や在地領主を請負代官職に補任し、さらに彼らの恣意的な領有に流されてい たと考えられよう。

この状態が豊臣秀吉の九州平定後、佐々成政が入国しても社領を主張できず、近世にはついに「社田高三 石六斗」を保有するのみとなったのである。

(3) 安土桃山時代・江戸時代 -安楽寺天満宮(現梅林天満宮)移遷と加藤清正-

天正 15 年(1587)の豊臣秀吉による九州征伐で国分けに伴い、肥後国は佐々成政領国となった。佐々成政は豊臣秀吉が朱印状をもって安堵した在地領国の土地を朱印状通りに安堵しなかった。その結果、国衆の不満が高まり、肥後国衆一揆が勃発したと言われている。一揆鎮圧後に佐々成政は切腹させられ、肥後国は派遣された上使衆によって検地がおこなわれ、翌天正 16 年(1588)加藤清正と小西行長に半国ずつ与えられた。

①佐々成政の寺社対策

非常に短期間の領主ではあったが、佐々成政は寺社に対してどのような対応をしたのだろうか。佐々氏は 玉名郡内の寺社領合わせて 40 町と設定していた。玉名郡内の寺社は寿福寺 (繁根木八幡宮) や石貫山広福寺、 山北西安寺などの大寺社からその末寺まで様々な寺社が多数存在した。そのうえ荘園制下の安楽寺領玉名荘 だけでも 110 町とされていた。現実的に経営できていた規模は縮小していたにせよ、郡内全ての寺社領の合 計が 40 町とは大激減である。

玉名安楽寺の縁起書には佐々氏によって寺領を全て失った旨が記されているが、佐々氏の寺社領全体の縮 小政策によって領地をほとんど失った寺社も多く、おそらく玉名安楽寺もその一つだったのではないだろう か。事実、太宰府安楽寺の肥後国内の荘園において、佐々氏によって安堵されたのは、中世後期に大鳥居氏 が預所職であった合志郡の富納村のみで、その面積は田畠あわせて8町に減少していた。

前述したように、15世紀末頃には安楽寺領玉名荘は宮司坊(満盛院)領となっていた。戦国の動乱の中で 大鳥居氏は肥後の領地宮納村の保全にも腐心していた。満盛院は筑前国内の領地の保全には執心していたが、 肥後国内の領地に関する史料は【史料2】・【史料3】以外には見られない。ただ守護請をしていたことが窺 えるので、【史料6】の16世紀中頃までは影響を及ぼしていたと考えられる。

しかし、小代氏が主張した権利は、当初は大友氏の守護請の請負料の権利を引き継いだものであったとしても、肥後国守護でない能造寺氏からの安堵も受けるなど、もはや太宰府安楽寺(満盛院)の関与の可能性は薄いのではないだろうか。満盛院による直接的な影響は、大友氏の肥後国支配の瓦解と共に及ばなくなったとみてもよいのではないだろうか。そのような状況では、佐々氏の寺社領縮小政策に対して対抗できなかったのだろう。しかし、佐々政権自体が一年足らずで消滅したため、佐々氏の寺社対策は完全になしえなかったかもしれない。

②加藤清正の寺社対策

加藤清正は熊本城を居城とし、領国内において河川改修や干拓など様々な事業をおこなったと伝承されているが、玉名郡でも河川改修や寺社再興といった事業をおこなったとされている。

- 寺社再興に関しても『熊本懸玉名郡誌』によると、伊倉八幡宮や繁根木八幡宮、妙光寺や妙法寺といった

^{57 「}太宰府市史」第1個第5章 (2004年12月) 等参照

^{58 『}新熊本市史』通史楊第三巻 近世1 (2001年3月) 第一章第三節 森山恒雄執筆分参照

⁵⁹ 後掛史料 史料 [15]

⁶⁰ 後拠史料 史料(1)

⁶¹ 天正 15 年 7 月 19 日付け合志那富楠村太宰府天遇宮領御指出置日記(『大宰府・〔太宰府天満宮史料』上七巻)

寺社を保護・移転したとされている。このうち大津山神社に関しては、文禄年間の修理棟札が残っている。 高瀬の繁根木八幡宮の修理も慶長期と言われている。よって玉名安楽寺の修造と移選も加藤清正によるもの ではないかと考えられる。

慶長13年(1608)検地帳津留村分には「はゝかしら」「みやの前」などの下ヶ名が存在するため、慶長13年以前には津留村へ玉名安楽寺は移遷していたと考えられる。ちなみに梅林天満宮の現在地の下ヶ名(小字)は太郎丸という。北野天満宮側建の説話中で天神の託宣を受けた人物として太郎丸という童男が登場する。

玉名安楽寺の末寺と伝えられる朝日寺という寺も検地帳に見えるが、同名の寺が太郎丸同様に北野天満宮 印建に関わっている。

中世と違って、近世に入ると一気に太宰府ゆかりというよりも北野天神社ゆかりの固有名詞が見えるようになる。

近世の太宰府天満宮は天正 19 年 (1591) に筑前領主小早川隆景によって社殿が修造された。一方、北野 天神社は豊臣秀吉の保護を受け、天正 15 年 (1587) には有名な北野大茶湯の舞台となった。秀吉の死後の 慶長 12 年 (1607) には豊臣秀頼が社殿を修造し、この時に加藤清正も寄進をおこなっている。加藤清正が 領内の天満宮修造に際してモデルにしようとするのは、小早川氏が保護する太宰府天満宮よりも、主君であ る豊臣家が崇拝する北野天神社となるのが自然なのではないだろうか。北野天神社ゆかりの名詞が散見され たのもそのような背景があるのではないだろうか。

さて、後述する検地帳の分析において、宮司や宮師、惣検橋などの所有地の合計は以下のようである。

	惣検橋	宮司	宮師 (ミやし)	諸司	さう人
	11 101 15	HI 135.23	-		
奥县九年龄(宣科会一)	出101.15	£ 299.10		高 19.15	ስነ 6.00
	屋敷1ヶ所	屋敷5ヶ所			
	田 155.24	⊞ 10.09			
MET L - MENT CANDILLAN	島 91.21	高 93.03	III 87.03		
慶長十三年帳(津留村分)	山高 26.12		/ሕ 34.03		
	屋敷1ヶ所	屋敷しケ所	· ·		
慶長十三年帳(下村分)	HI 24.21	HI 83.12			

Tab.3 慶長期検地帳における玉名安楽寺領一覧

※表内の数値は町反畝 歩で示す

宮司が玉名安楽寺の天満宮の神官、宮師は宮司支配下の神人、さらにその下にさう人(雑人ヵ)や諸司といった雑仕が置かれていたと考えられる。 惣検橋は玉名安楽寺の別当と考えられる。

太宰府安楽寺は菅原道真の菩提寺という性格により、別当職をトップとし(中世後期には在京しているので実質的には留守別当職がトップ)、宮司家が続き下級神人が従う図式になっていた。玉名安楽寺は検地帳中の所領規模から、慶長期には寺としての性格より神社=天満宮としての性格が強かったのではないだろうか。

宮司や惣検橋等の所有地合計は慶長9年検地帳(実態は天正16年を反映しているとされる)において、田約2町、畠約4町である。玉名安楽寺のみで6町近くの寺領をもっているのに、郡内全部の寺社領合計を40町に押さえることはとても不可能である。やはり、佐々氏は寺社領の極端な縮小政策を打ち出し、その後加藤氏が佐々氏よりは保護を加えたと考えることができるだろう。

しかし、加藤氏の旧来寺社に対する対応は決して保護ばかりではなかったことは熊本藤崎八幡宮への対応で明らかにされている。藤崎宮は中世期の所領の2割まで減らされ、清正による新神宮寺の建設が社領に影響していた。加藤氏の玉名安楽寺への対応も決して保護だけではなかったと考えられる。

③細川氏入国後の玉名安楽寺

加藤氏が改易され、細川氏が寛永9年(1632)入国した。細川氏時代の玉名安楽寺領は、貞亨2年(1685) に祭田高3石6斗(此畝数3反)、流鏑馬田1石2斗(此畝数1反)その他高1石2斗(此畝数1反)を物成

⁶² 间: 180~181頁

^{63 「}玉名市史」資料組 5 古文書 組年史料 352 号

⁶⁴ 京都国立博物館編『特別展覧会 | 營原道真公 1100 年祭記念 | 北野天満宮神宝展』2001 年 4 月等参照

⁶⁵ 前掲『北野天満宮神宝展』参照

^{66 《}新熊本市史》通史铜第三卷 近世1 (2001年3月) 第四辐第一章二 森山市建執筆分

の内から高を引くことになったとされている。その後の史料では、安楽寺村の下ヶ名岩本に流鏑馬田御免地 1 反、津留村下ヶ名祭田下に氏神天満宮御供田 3 反が宝暦 14 年(1764)段階で確認できる。宝暦 14 年下ヶ名寄帳は下村分が現存しないため正確には貞亨 2 年(1685)段階より減少したのかは分からないが、細川氏時代の大半の間、寺領は 4 反前後と決まっていたようである。これは加藤氏時代から考えると明らかに寺領は激減している。

近世中期の宝暦5年(1755)には荒廃した梅林天満宮修造のために相撲・芝居等の見世物興行の許可が申請されている。社領や氏子からの寄付だけでは修造もままならなかったことが分かる。

以上から、近世の玉名安楽寺(梅林天満宮)領に関して考察したが、最終的な寺社領縮小は細川氏によってなされたことが理解できる。加藤氏時代までは依然として地域の大土地所有者の一員だったが、細川氏によって徹底的に領地を減少させられた。

(4) 安上桃山・江戸時代 - 検地帳の分析と問題点-

肥後国には近世の検地帳類が数種類現存している。すでに諸先学によっても検討されているが、本稿では 旧安楽寺領玉名荘域部分の検地帳の内容について整理し、若干考察する。

①旧安楽寺領玉名荘内の現存検地報類について

慶長9年9月検地帳(※以下、慶長9年帳と略記する)

作岡興輝氏、森山恒雄氏、松本寿三郎氏等を中心に議論がなされてきた。この議論より、慶長9年9月(1604)検地帳は、天正15年(1587)の肥後国衆一揆鎮圧後に派遣された上使衆によって作成された天正16年(1588)検地帳の写ということが明らかにされている。この天正16年検地帳を「御前帳」とみるのか、その翌年に作成された天正17年(1589)検地帳を「御前帳」とみるのかで森山氏と松本氏の間で論が分かれるが、慶長9年9月検地帳=天正16年検地帳という図式は定説化していると言えよう。

旧安楽寺領玉名荘域では、慶長9年帳は安楽寺村と上小田村の2村分が現存している。 慶長13年検地帳(※以下、慶長13年帳と略記する)

関ヶ原の合戦後、徳川政権が確立すると加藤清正は徳川氏に対して御前帳を提出した。これが前述の天正 16年(1588)検地帳を写した慶長9年(1604)9月検地帳とされているが、原本作成からすでに20年近 くが経過しており、その帳面上と実際のズレを把握するため検地が実施された。この際の検地帳の一つが慶 長13年帳である。

この慶長 13 年帳は、旧安楽寺領玉名荘域においては、津留村、下村、下小田村、山部田村、川部田村の 分が現存している。

寛永 16 年地撫帳(※以下、寛永帳と略記する)

正確には検地帳ではないが、慶長 13 年 (1608) からさらに 20 年余りの歳月を経ており、実態に即したものにするために書き直された帳簿である。この検地帳に関しては、西田道世氏が詳細な検討をおこなっている。その論によれば、寛永帳は慶長 13 年帳に修正箇所等を記入していたものが限界にきたために書き直されたものであるという。この寛永帳は、旧安楽寺領玉名荘域では山部田村、川部田村の分が現存している。宝暦 14 年下ヶ名帳 (※以下、宝暦帳と略記する)

これも正確には検地帳ではないが、下ヶ名ごとに本地と、新地・諸開等の開墾地を整理したものである。 この宝暦帳は、旧安楽寺領玉名荘域においては下村を除き、安楽寺村、津留村、下小田村、山部田村、川部 田村、上小田村のほぼ全域が現存している。

^{67 「}新国 肥後国志草稿」(「五名市史」資料園2 地誌)

⁶⁸ 花岡県輝「肥後の検地報-特にその成立についてー」(『熊本史学』293号 1965年9月)

⁶⁹ 森山中雄「肥後加藤氏の二つの検地(梯)と領地高一現説への基本的な疑問と再検討ー」(『熊本史学』50号 1977年 12月)

⁷⁰ 松本寿三郎①「肥後国検地娘の再検討(一)-天正士七年検地概をめぐって-」(『熊本大学 文学部論叢』第9号史学観 1982 年 11 月)

② 「肥後国検地根の再検討(二) — 「慶長国絵図」と慶長期の村高 — (「熊本大学 文学部論叢』第 17 号史学観 1985 年 10 月)③ 「近世初頭の肥後検地根における村落把握についての覚書」(「熊本大学 文学部論叢』)第 45 号史学観 1994 年 2 月)全て「近世の領主支配と村落」(清文堂出版 2004 年 7 月)に再録

⁷¹ 西田道世「肥後における近世初頭の村落構造序節」(上)・(下)(『玉名市立歴史博物館紀要』第一巻 1997 年 4 月)

以上の現存状況を、一覧表にすると以下のようになる。

	安楽寺村	下村	津留村	下小田村	山部田村	川部田村	上小田村
慶長9年帳	0	(()	(()		_	_	0
慶長13年帳	_	0	\circ		0	\circ	-
寛永報	_	-	_		0	0	_
宝暦帳	0	- "	0	0	0	0	0

※下・津留村は慶長9年報段階では分村とされておらず安楽寺村分に含まれているため、(○)と示す。

Tab.4 検地帳類現存状況

②旧荘域内の現存検地報類の問題点

安楽寺領玉名荘は近世に入ると下図のように分村された。

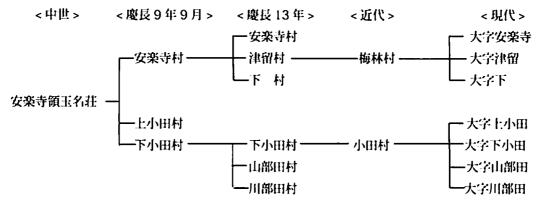


Fig.6 旧安楽寺玉名荘域の近世分村状況

Fig.6 をもとに、まず安楽寺・下・津留村について、次に土小田・下小田・山部田・川部田村について検討する。ア)安楽寺・下・津留三村について

①問題の所在について

天正 16 年(1588)の様相を写したものとされている慶長 9 年帳の安楽寺村には、安楽寺・下・津留村の 三村合一の高が記されている。その後、下・津留村分の慶長 13 年帳が存在することから、郷頓村高として 認定されていないとしても、慶長 13 年には実態としては三村に分村した状態が成立していたと判断される。 検地帳の現存状況としては Fig.6 を参照していただき、いくつかの検討したい点を述べる。

一つは、慶長9年帳と慶長13年帳の名請人の比較である。定説通り慶長9年帳が天正16年帳の写しならば、現実的に20年余りを経た慶長13年帳の名請人との一致や同名者の存在の割合は低くなると考えるのが普通である。この点を検討する。

次に名請人の屋敷所持の有無の点である。松本氏は多数の無屋敷登録人が整理されたことを指摘し、屋敷請けのような形での村支配になったのではないかとした。また西田氏は、慶長 13 年帳と寛永帳の土地承継関係を主に分析し、大土地所有者が漸次、名主屋敷を中心とした集落単位の土地所有に改編されていったとした。また、政権は名主屋敷を把握することで土地所有の実態を把握していったとした。これらの指摘は安楽寺領玉名荘についても同様かどうか検討する。

②名請人の比較

安楽寺・下・津留三村の名請人について、村の名請人数や同名と考えられる者の人数等の一覧を表にする と以下の通りになる。

	安楽寺村	下村	津留村	合計
名請人	155	91	38	284
安楽寺村名請人と同名の名請人数	_	64 (65)	29 (30)	73 (75)

単()内は同名の可能性が高い者を含んだ数

Tab.5 安楽寺・下・津留村名請人数一覧

Tab.5 から次のように考えられる。安楽寺村と下・津留村における名請人のうち同名の者の数を検討した

⁷² 松本氏前揭論文③

結果、安楽寺村名請人数 155 人に対して、下・津留村と同名の名請人 73 (75) 人の占める割合は 47%前後 にあたる。また下村名請人数 91 人に対して安楽寺村と同名の名請人 64 (65) 人の占める割合は 70%前後 にあたる。津留村名請人 38 人に対して安楽寺村と同名の名請人 29 (30) 人の占める割合は 78%前後にあたる。

従来の説では慶長9年帳は天正16年の状態と考えられているため、天正16年(1588)から慶長13年 (1608)まで20年を経ている。20年の年代差がありながら同名の名請人が7割~8割近い割合で存在するということは、自然増減以外に三村ではあまり名請人の変化はなかったように考えられる。

また、同名の名請人の半数の所有地が増加しているという結果も得た。(別表備考欄参照)

慶長9年帳は三村合一の状態であるため、慶長13年帳の下・津留村分のほうが慶長9年帳より多くなっていれば、分離された安楽寺村分を考慮すると所有地は確実に増加しているということになる。これは計算上確実に増加している者が半数ということであるが、分離された安楽寺村分は不明なので、場合によっては所有地が増加したものがさらに増える可能性がある。前述したように松本氏や西田氏の研究によって、名請人は中世の名主・有力農民層による大土地所有から慶長期に名主屋敷単位へ解体し、寛永期には百姓個人へと添次解体されたと考えられている。

この考えから推測すると、安楽寺村三村の場合、慶長9年帳=天正16年状態から20年間では自然増減以外に名請人に大きな変動はなく、さらに大土地所有者から独立した名請人は、下村や津留村といった安楽寺村からの分村地に名請人として定着し開発していったと言える。ただし、ここで問題となるのは平和時にはこの仮説が成り立つのであって、慶長9年帳=天正16年状態から慶長13年までの20年間には、肥後国衆一揆の鎮圧後の混乱と、文禄・慶長の役という大きな混乱が起こっている。名請人等の農民も夫役として軍役に狩り出されていたことは容易に想像でき、変動がなかったとは考えにくい。松本氏も天正16年上使衆検地の翌年に天正17年検地がおこなわれた理由の一つとして、国衆一揆による土地所有件保持者の滅亡と農民たちからの地撫要求を想定している。。

よって、大きな混乱期において名請人を個人として考えると同名名請人の割合が高いということは異常な 状況といえる。では、個人ではないとすると先行研究のように名請人は名主屋敷名等の名称という可能性が ある。

そこで、次に名請人の屋敷所有について考察する。

③屋敷所有の有無

慶長 13 年帳下村分については畠部分の後半が欠如しているので、下村の屋敷所有者については分からない。 慶長 9 年帳安楽寺村分と慶長 13 年帳津留村分の屋敷所有者について検討する。

	安楽寺村(慶長9年帳)	津留村(慶長 13 年帳)
名請人数	155	38
屋敷所有者	55	28
		両帳で屋敷所有 13 慶長 13 年帳のみ屋敷所有 15

※複数の屋敷を所有していても1人としている。

Tab.6 屋敷所有者数一覧

Tab.6から、慶長13年帳段階で津留村においては7割以上の者が屋敷を所有していることが分かる。これは慶長9年帳で安楽寺村(ただし三村合一状態)では屋敷所有者数の割合が約35%だったことに対して、屋敷を所有するものが激増したことを明確にしている。

慶長9年帳と比べ、慶長13年帳には複数の屋敷を所有する者は存在しない。これは慶長13年段階には、 少数だった屋敷持ちの大土地所有者から多くの名請人が屋敷を持って独立したことを示すと考えられる。松 本氏や西田氏が指摘された通り、慶長期には屋敷単位で村落を把握しようとしていたと考えられるのではな いだろうか。

同名の名請人の屋敷については、慶長 9 年帳と慶長 13 年帳とでは津留村には 29(30)人の同名名請人がいたことは前述した。このうち 13 人が両帳において屋敷を所有しているが、残りの 15 人は慶長 13 年帳の

⁷³ 前揭松本氏論文①

みの屋敷所有者である。つまり、慶長9年帳では無屋敷だったが慶長13年には屋敷を所有するようになった者が半数以上いたということになる。これからも大土地所有者から多くの名請人が屋敷を持って独立したことを示していよう。

以上の検討から考えられることは、慶長9年帳(実は天正16年状態)で複数の屋敷を所有するような一部の大土地所有者から、慶長13年までの20年間で多くの名請人が独立したことである。彼らは津留村や下村など安楽寺村の分村に屋敷を構え定着していった。

慶長 13 年段階では多くの名請人が屋敷を所有しており、政権は屋敷を単位にして村落を把握していたと考えられる。しかし、20 年間に大きな戦乱が起きた中で、夫役等に動員される農民の変動がなかったとは考えられないので、こうした名請人は個人的性格のものではないと考えられる。つまり、名請名は親子や兄弟での襲名・相続の可能性が考えられるが、名義人名であり加藤氏政権下では長く使用され続けた土地の名義であったと言える。

慶長 13 年帳では名請人の大半が屋敷を所有するようになることからも、政権は従来の名請人に屋敷を付けて独立させたと考えられる。政権が屋敷を単位にして村落を把握していたと考えるならば、屋敷 + 土地 = 名請人名義であって、それを相続継承するのが無縁の他人である可能性も十分あったといえよう。

イ) 上小田村と下小田・山部田・川部田村について

①名請人の比較

慶長 9 年帳上小田分と慶長 13 年帳下小田・山部田・川部田村分の名請人について、安楽寺三村の場合と 同様に名請人の比較をおこなった。結果は以下の通りである。

検地帳種類	慶長9年帳	慶長 13 年帳				
村名	上小田村	下小田村	山部田村	川部田村		
名請人数	84	74	21	34		
上小田村と同名の名請人数	1	15	8	13		
下小田村と同名の名請人数	15	-	8	29		
山部田村と同名の名請人数	15	8	-	9		
川部田村と同名の名請人数	13	29	9	_		

Tab.7 上小田村と各村の名請人数一覧

上小田村名請人数 84 人に対して、下小田・山部田・川部田村と同名の名請人数は重複を除いて 21 人であり、その占める割合は 25%である。下小田村名請人数 74 人に対して上小田村と同名の名請人数 15 名が占める割合は 20%、山部田村名請人数 21 人に対して上小田村と同名の名請人数 8 人が占める割合は 38%、川部田村名請人数 34 人に対して上小田村と同名の名請人数 13 人が占める割合は 38%である。四村にわたる同名諸人は 3 人のみである。

次に、下小田村は慶長 13 年前後には下小田・山部田・川部田村の三村に実質的に分村したと考えられるが、この三村では 37 人の者が同名の名請人である。また、川部田村はほとんどが下小田村の名請人と同名であった。これにより、川部田村は下小田村の者によって開墾された村であったことが窺える。

以上より、上小田村と下小田・山部田・川部田村については、村の成立事情により安楽寺村三村と違って 同名の名請人は少なかった。逆に下小田村三村は分村事情より非常に同名の名請人が多い。同時期の検地帳 であることから、同名名請人は同一者と考えられる。

② 屋敷所有の有無

屋敷の所有についても検討する。

-	検地帳種類	傻長9年帳	慶長 13 年帳					
ı	村名	上小田村	下小田村	山部田村	川部田村			
ı	名請人数	84	74	21	34			
ı	屋敷所有者	29	28	15	16			

※複数の屋敷を所有していても1人としている。

Tab.8 屋敷所有者一覧

上小田村の屋敷所有者数の割合は名請人数に対して 34%である。これは慶長 9 年帳安楽寺村分の屋敷所有

者数の割合に近い。しかし複数の屋敷所有者は2人のみで安楽寺村に比べ非常に少ない。これらは中世の名に由来するような土地の集積ないしは中世の名主の系譜をひくような名譜人が上小田村では少なかったためではないだろうか。実際、史料上においても上小田は「上小田」として表現され、「得力名」のような名はみられない。また、安楽寺村同様に「庄屋」は屋敷を所有していなかったが、「肝煎」が屋敷を所有している。

下小田村の屋敷所有者は28人で川部田村の屋敷所有者は16人だった。前述したように川部田村は大半が下小田村と同一の名請人と考えられるため、下小田・川部田村合計名請人数79(=74+34-29)人に対して屋敷所有者数44(=28+16)人は55%である。同様の作業を下小田村と山部田村でもおこなった結果、下小田・山部田村合計名請人数87(=74+21-8)人に対して、屋敷所有者数42(=28+15-1)人は48%となった。よって、慶長13年段階においては下小田・山部田・川部田村の名請人の半数ほどが屋敷を所有していたことがわかる。ちなみに三村の複数の屋敷所有者は1~3人程度で非常に少なかった。

小結

旧安楽寺領玉名荘の村の近世初頭の検地帳を分析した結果、明らかになった点は次の通りである。

まず、上・下小田村地域と比べて安楽寺・津留・下村三村の検地帳中の同名名譜人の割合の高さが明確になった。安楽寺三村の分村事情を鑑みると同一の名譜人と考えられる。先行研究により慶長9年帳が天正16年の状態を示すとされているため、慶長13年までの間に20年の年代差がある。よって、計算された割合は自然増減と考えても可能な範囲である。

しかし、その 20 年間は肥後国衆一揆の鎮圧事後処理や文禄・慶長の役といった、地域に大きな変動を与える政治的事象があった。それにも関わらず同名名請人が多いということは、名請人が個人的性格を持つものではなく、土地の名義というべきものであったと考えるべきではないか。そして、事情がない限り加藤氏政権下では名請人(名義)の変更はおこなわれていなかったと解釈すべきではなかろうか。

また、慶長 13 年段階には屋敷所有者数が非常に多くなっている。これは先学の指摘のように、村落を屋敷単位で把握しようとしたものだろう。そうすることによって、名義変更がおこなわれないために実際の耕作人が不詳でも、屋敷数さえ把握していれば役人は各屋敷へ年貢を徴収に出向けばよいことになる。

次に上小田村と下小田・山部田・川部田村については、安楽寺村三村ほど同名の名請人はみられなかった。上・下小田地域と安楽寺村地域の分村事情は異なっていることが大きく影響しているので、当然の結果であろう。 その中で、下小田村と川部田村は同一とみられる名請人が多く、川部田村の成立は下小田村からの開発によるものと理解できた。

おわりに

以上、現地調査と文献等資料を比較して、景観復元と現地資料の概要、各時代の検討結果を述べてきた。 詳細は各節各項のまとめに譲るとして、安楽寺領玉名荘全体に対しての考えと今後の検討課題を述べて結語 とする。

まず、荘園の南北の地域では信仰面にも耕作・水利等の面にも別途の特徴が見られた。北部の小田地区では信仰の面で菊池川対岸の影響を受けていたと考えられた。一方、南部の安楽寺地区においては、水利面では用水整備、政治面では守護請等に関して山北と一体化する傾向が見られた。これは山北と共に経済的・軍事的要地として考えられていたことが背景にあるといえよう。どちらも荘園制という枠組みとは別の地域携帯が形成されていたことが微証だと考えられる。今後の検討課題として、荘園周辺部の地域との関係を視野に入れた検討が必要になろう。併せて、土地利用が地理的用件と歴史的用件によって変遷していることが指摘できた。今後とも歴史と地域を分析していくうえで、多眼的な視座が必要であろう。

また、水利については段階的に整備が進み景観にも耕作化にも大きく影響していたことが分かったが、資料不足もあって論じきれなかった。今後の課題としたい。

他にも、菊池川水運を利用した流域間交流についても触れることはできなかった。河川を利用した水上交通の歴史研究が昨今盛んに進んでいる。菊池川をはじめ県内4大河川に強く影響を受け、水資源が豊富な熊

⁷⁴ 後掲史料編 史料〔4〕・〔8〕 本文中〔資料6〕

本県では河川を視座に据えた検討が必要であろう。

(付記)

今回の報告書作成にあたり、熊本県立美術館の大倉隆二先生・有木芳隆氏、八代市立博物館未来の森ミュージアムの石原浩氏、景城大学の中西真美子氏、玉名市立博物館こころピア牧野吉秀氏・村上品子氏に多大なお力添えを載きました。この場を借りて感謝申しあげます。

また、祭田下遺跡(のち太郎丸遺跡)発掘調査事務所の皆様と背木勝士氏には、マイペースな調査をあたたかく見守っていただき、全面的にご支援いただいたことを深く感謝いたします。

そして何より、「何か調べよりなはっとですか?」とあたたかく声をかけてくださり、貴重なお話から調査 まで快く協力してくださった地元の皆様に対して深く感謝いたします。

Na	場所	資料名	既刊掲載書	時代	法 景	詳 細
1	三池往還沿民家敷地	五輪塔水輪		津留地区		
_	二把注题而民家规理	几颗粉水釉		13~14世紀のものとみられる	総第 112.7	・ 梵字を彫る ・ 台座まで 侑一木丸彫、 彫眼
2	群観音堂	木造型観音菩薩立像		南北朝期 14 世紀後半	(月过代)	・右肘先欠失・右膝下焼痕あり
Y.				machini 11 Englis ((集高 104.7 (銀珠)	・像の中央部から内部等に割着り ・背面部に手斧銃攻す
3	群観音堂	木造如来立像残欠		室町期。	総高 52.2	・輸一本造
	1000	COLOR CO.			(現状)	・台座まで様一木造
4	群観音堂	木造菩薩形立像		宝永元年(1704)	総高 93.8 像高 69.5	・近代の観音も一体安置・台座背面に墨書銘あり銘文編に記載
5	群毘沙門堂	木造毘沙門天立像		鎌倉末期	総高 113.5 像高 99.5	 ・ 檜一木造 ・ 衣紋線を浅く刻む。神像的性格力 ・ 両肩先には別材 ・ 背板風に内刳をしたあと貼付
6	群毘沙門堂	木造不動明王立像		南北朝~室町期。	豫高 42.8 (現状)	様一木造・彫眼・内刳なし
7	DE ER STANTAN	Artific Freight de Hills		10.44	(係所 34.3	様一木造・膨眼
4	群毘沙門堂	木造女神立像		近世	(現状)	· 丸彫 ・彩色
						• 槍一木造
8	群毘沙門堂	木造僧形立像		室町期ヵ	像高 56.1	・彫駅 丸彫・内刳なし
			-	13~14 世紀のものとみ		・ 台座後補 ・ 梵字を彫る
9	院若社	五輪塔 水輪		られる		74 11 2 11 0
10	梅林天満宮		高瀬湊 (一)	27,5	高瀬湊 (一)	
	Mr. I L. well backer	制紙金字般若心経	293·1 熊本懸玉名都誌		293-1 に掲載 高瀬湊 (一)	
H	梅林天清宮	佛説阿弥陀経	高瀬淡(一)	平安時代後期	293-2 に掲載	・関神体とされる
12	梅林天満宮	木造翁面	熊本懸玉名郡誌 高瀬湊(一)	南北朝時代	高瀬湊(一) 293-3 に掲載	
13	梅林天満宮	木造男面	高瀬淡 (一) 293-4	江戸時代後期~近代	高瀬湊 (一) 293-4 に掲載	
14	梅林天満宮	木造鼻高面(赤)	高瀬淡 (一)	江戸時代 (天明ヵ)	高瀬湊 (一)	
15	梅林天満宮	木造鼻高面(白)	293-5 高瀬湊 (一)	江戸時代 (天明ヵ)	293-5 に掲載 高瀬湊 (一)	
-	NATION CONTRACTOR	TSEE STRUME CELLS	293-6	「天明元丑/八月五吉貞口」	293-6 に掲載 高瀬湊 (一)	
16	梅林天満宮	木造鼻高面(青)	高瀬湊 (一) 293-7	第	293-7 に掲載	
17	梅林天満宮	天満宮縁起	熊本懸玉名都誌 高瀬湊 (一)	江戸時代	高瀬湊 (一) 293-8 に掲載	
18	梅林天満宮	鉄釜	熊本懸玉名郎誌 高瀬湊(一)		高瀬奏 (一) 293-9 に掲載	
19	梅林天満宮	鳥居	高瀬湊 (三) 337	左柱銘「元禄九丙子曆十二月吉 日 安楽寺中」(1696) 右柱路	200 0 10 1910	
00	D-EI 1-MEsta	1.1/1.+16		「厲治武力己亥年十月吉日」(1659) 近代		元は参道にあり
20	梅林天満宮	六地蔵		女 荣寺地区		現在は境内中
21	寺前観音堂	朝日寺跡観音堂	高瀬湊(三)	弘化二年已刊五月廿五日 路	高瀬湊 (三)	
22	寺前観音堂	大乗妙典塔 朝日寺跡観音堂	333 高瀬湊 (三)	弘化二天己正月吉日 第	高瀬湊 (三)	
23	寺前観音堂	水盤	334 高瀬湊 (三)	「延享四丁卯天八月廿六日」銘	334 掲載 高瀬湊 (三)	見誉浄厚(高瀬大覧寺弟子)の発
20	72 HURCH 215		336	water 1 style All 1 Mills	336 に掲載 総高 121.2 (現状)	
24	寺前観音堂	木造型観音菩薩 立像		近代》	像高 112.0 (現状)	・内刳なし・本体と台座を一木から彫り出す
25	寺前観音堂	木造多聞天立像		近世中期 (寛延元年(1748))	総高 73.2 像高 63.5	 ・ 檜一木造 ・ 谷色は後荷 ・ 台座も檜 ・ 両肩先・足首別材 ・ 像底に墨青路 ・ 単文編に全文記載
26	寺前観音堂	木造天部形立像		近世後期	総高 74.5 像高 63.0	・ 様は一木造 ・ 彩色は後補
27	寺前観音堂	五輪塔 水輪		15~16世紀のものとみられる	Table Octo	
28	生見束橋たもと	六地蔵	高瀬湊(三) 335	「延徳武年庚戌四月廿八日」銘	高瀬湊 (三) 335 に掲載	
29	上村公園	板碑	-43	13~14世紀	and the tention	
30	上村集落内	板碑		中世。		・円文あり 損傷は大で銘不明

Tab.9 安楽寺領玉名荘域内寺社什物·石像物等 資料(1)

Na	場一所	資料名	既刊掲載書	時代	法量	詳細
31	馬道脇	六地蔵		部分中世		・無路 ・傍に近世の里程石あり
32	深油製音堂	木造十一面観音 菩薩坐像		7E) (像高 78.2	・材不明 一本造 彩色は後補 玉殿 ・内朝なし ・面相部は耳前で割翔いで玉殿を 人 、 天冠より上は別材
33	深油観音堂	木造菩薩形立像		1813E-00101	総高 58.3 (現状) 像高 50.0	・ 橋一木造 ・ 右肩先は大きく欠損する ・ 頭部には天冠台の痕跡がある。 ・ 神像の可能性と宋風の菩薩像の可 能性が考えられる。 ・ 体には如来風の停袘をつける
34	深浦観音堂	木造菩薩形立像		室町期	総高 71.8 (現状)	 材は様 右下半身大破 自然の電木等を利用した神像的が 格強い。
35	深浦観音堂	額面「天満宮」		近世		· 75%
36	岩屋「ギオンさん」 洞穴	木造作用羅麗子立作		鎌倉末 13世紀後半	像高 93.5 髪際下 90.2	・ 権一本造 ・ 彩色は新補 ・ 内別なし ・ 面相部を割矧いで玉眼を依入
37	岩屋「ギオンさん」 洞穴	木造制 遊童子立像		鎌倉末 13世紀後半	像高 91.0 髪際下 88.2	・ 檜一木造 ・ 彩色は新補 ・ 内別なし ・ 玉曜 ・ 面相郎を割切ぎ玉眼を嵌入・ 両用 先生で体幹部を共木で彫り出す
38	岩屋「ギオンさん」 洞穴	木造不動明王坐像		江戸末~近世再興。	総高 34.3	 - 核・木造 - 彩色は新補 - 脂前部別村 - 康前部体体内列 - 王眼
39	岩屋「ギオンさん」 洞穴	五輪塔残欠		中世』		観音安置と思われる岩譜に現在は3 輸塔と切株を安置
		The state of the		下地区		
40	納骨盤	五輪塔多数		中世		別落ひどい
41	納骨堂	宝塔三基		中世		梅鉢紋の祠
42	白丸阿弥陀堂跡	天神小祠		近世		養応寺跡。 天神小画と神木のある空き地
43	白丸阿弥陀堂跡	五輪塔		16 世紀		寺院跡とみられる
44	唐ノ平地蔵堂	板碑		大永5年 (1525)		001120014
45	店ノ平地蔵堂 店ノ平地蔵堂	板碑 五輪塔 地輪		中世中世		銘は読めず
47	店ノ平地蔵堂	木造地蔵菩薩坐像		室町末~江戸初期	像高 38.1	・様一木造 ・両手首先別材 ・内側なし
48	唐ノ平地蔵堂	木造延命地蔵 菩薩半枷像		室町開立 (忠永 16 年ヵ)	像高 37,1	・材は権 ・彩色は昭和2年。 ・週前部は別材 ・本体地付部幅7cm に渡り別材を指 付 ・像底を没く内勢する ・両手首・両足先・左耳は別材
49	和田観音堂	木造型観音 菩薩坐像		江戸柳	經濟 34.3	・材は不明・数色補修は平成 (3年)・両手首、陸前別材
50	和田観音堂	木造型観音 菩薩坐像		江戸期 (元禄2年)	総高 43.4 像高 34.0	 材は不明 一木造 ・設先別材 ・平成 13年12月堂再興のうえ像も
51	和田観音堂	木造型観音 菩薩坐像		室町末左	像高 31.7 (現状)	・ 仰一木造・ 虫根大
52	和田田宝社	木造女神坐像		中世末。	像高 22.2 (現状)	・ 権一本造 ・ 膝前欠失 ・ 內別なし ・ 房子墨書「奉源大社宮 安政四年 己亥正月古日 氏子中」
53	和田出雲社	木造男神坐像		江戸(安政期)ヵ	総高 27.7	・樽一木造 ・冠中子・杓欠失 ・内朝なし
54	和田出雲社	木造女神坐像		江戸(安政期)。	総高 17.4	・ 韓一木造 ・内別なし ・ 厨子墨書「奉諭大社宮 安政四年 己亥正月吉日綴え 氏子中」

Tab.10 安楽寺領玉名荘域内寺社什物·石像物等 資料 (2)

Na	#\$ 19f	資料名	既刊掲載書	時代 川部田地区	法加	群和
55	公民館裏	薬師小祠		THERETALES.		公民館が金光寺跡。
				下小田地区		
56	稲荷社	狛犬		中世		残存状况型
57	稲荷社	六地蔵		中世		離削のみ 字片地蔵にあったものか
58	水田中	五輪塔		th (it)		単基分の後世合わせ
		Wind		山部田地区 寛永 19 年 4 月 24 目没		小森田半右衛門墓
59	小田小学校前の市道協の水田	墓石		(1642)		路文編に全文を掲載
60	小田小学校前の市道額の水田	Mili		寛永 11 年閏 7 月 22 日没 (1634)		小森田氏の墓。 銘文編に全文を掲載
61	市道縣	六地蔵		龕部は中世 近世中期に 台部製作		小森田氏による 路文韻に全文を掲載
62	熊野座神社	木造天神坐像	高瀬湊 (一) 292-1	「天保五牛九月」銘 (1834)		
63	熊野座神社	木造女神立像	高瀬湊 (一) 292-2	室町時代末期		
64	族野座神社	木造男神立像	高瀬湊 (一) 292-3	江戸時代後期(京都作)		型德太子孝養保。
65	熊野座神社	木造男神坐像	高瀬湊 (一) 292-4	江戸時代初閉		
66	能野座神社	木造男神坐像	高瀬湊 (一) 292-5	江戸時代		
67	熊野座神社	木造男神坐像	高瀬湊 (一) 292-6	「天正拾八辛卯六月廿九日」 銘		
68	熊野座神社	木造女神坐像	高瀬湊 (一) 292-7	「廿六日」銘 室町時代末期		292-6 と同時期 長正 18 カ
69	熊野座神社	木造男神坐像	高瀬湊 (一) 292- 8	室町時代末期~江戸時代初期		
70	熊野座神社	木造階身半枷像 (阿形)	高瀬湊 (一) 292- 9	「天正拾八辛卯六月廿九日」 銘		
71	熊野座神社	木造階身半枷像 (吽形)	高瀬湊 (一) 292-10	「天正拾八辛卯六月廿九日」 銘		
72	熊野座神社	板碑		寛永 16 年(1639)		小森田氏2名記載 銘文編に全文を記載
				上小田地区		
73	地蔵管	板碑				排傷甚 煙示石。
74	上小田薬師堂	木造如来形立像 (薬師ヵ)		平安後期	條高 101.5 (現状)	・柳 - 木造 ・丸彫 (台連まで) ・左脇方焼食あり ・背面部に入きな割あり ・神本的な用材による神像何作例の 可能性あり ・現代薬師像も安置
75	上小田薬師堂	木造女神坐像		江戸	像高 18.4	· 絕 一木造
76	上小田観音堂	木造型観音苔蹟坐像		室町期	総高 117.0 像高 88.0	・標一本道 ・彩色は新補(現代) ・彫閣 ・顕都は内別を施さず ・体が離は有面から内別を施し。そ 版をはめる。背板後袖 ・現津(筑後)より流れてきたとい っ伝承あり
77	上小田観音堂	木造菩薩立像		平安後側	像高 88.3	・ 榜一木造 ・ 左肩接合部接着用と思われる後近あり ・ 宝冠等虫損 ・ 足ほぞ虫欠損 ・ 内別なし ・ 背面は虫損によりに一部欠失 ・ 両肩先別材、欠失 ・ 木目が美しい
78	上小田観音堂	木造天部形立像		江戸初期	総高 43.0	・ 棹 一木造・ 右肩先欠失・ 内別なし・ 台座まで丸彫
	322,049	阿弥陀如来坐像線 刻板砌		大永6年8月彼岸(1526)		・銘文編に全文を掲載
79	the state of the s					

※1 梅林天満宮のNo 10 ~ No 19、寺前観音堂No 21 ~ No 23、生見東橋たもとNo 28 山部田熊野坐神社のNo 62 ~ No 71 については「玉名

Tab.11 安楽寺領玉名荘域内寺社什物,石像物等 資料 (3)

市歴史資料調査報告書。(一)、 玉名市歴史資料集成第五集 高瀬湊関係歴史資料調査報告書。(三) にすでに掲載されているので参照さたい。

※2 上記以外については今回現地調査・仏像調査を行った。石像物については、重要と判断したものについては拓本・写真撮影を実施した。仏像調査のデータについては、信仰対象であるという点を鑑み、概要だけを表中に掲載し、写真も安楽寺領玉名荘と関係の深いもののみ掲載した。

名称	慶長期檢地帳	初出地誌	近世状況	明治 12 年 (1879) 神社明細帳	現況(確認状況)	備考
			安楽寺・下			
梅林天満宮	記述はないが、関連 下ヶ名として慶長13 年(1608)安楽寺出 分津留村機地帳に「み やノ前」「ははかしら」 跨がみえる	「国都一統志」	梅林山安楽寺 安楽寺天満宮	津留菅原神社 津留村の字下ノ平 の菅原神社を合祀	梅林天満宮	群前の三池往還沿いに神木「ハイダカ(拝高)さん」あり。近世に梅林天満宮に合祀された下 ノ平天満社関連と思われる。
院若社		「国郡一統志」	下ノ川隠若社床 宝暦 13 年		梅林天満宮南宅地	「国都一統志」には「天神御母」 と注記されている
宝成寺 (観音)	慶長9年 (1604) 安 菜青村核地報 慶 長 13年 (1608) 安楽寺田分津留村検 地	「国郡一統志」	国郡一統志』以降 の地誌に記載なし			
善応寺(阿弥陀)	善維寺5 慶長9年(1604) 検地帳	「国郡一統志」	下村「肥後国志草 稿」、『玉名郡誌』			浄土宗『肥後国志草稿』、『熊本 懸玉名郡誌』
普門寺 (観音)	慶長 9 年(1604) 検地帳	「国郡一統志」	下村「肥後国志草 稿」、「熊本懸玉名 那誌」			禅宗の古迹「肥後国志草稿」、「熊 本懸玉名郡誌」
朝日寺 (観音)	慶長9年 (1604) 検地帳	「国郡一統志」	寺前観音堂床 宝暦 14 年 (1764) 安栗寺村下名寄帳	安楽寺村字寺ノ前 観音堂	寺前観音堂 境内に湧水、裏は昭和 まで石切場	今草堂に観世音を安置 玉名都 村誌! 天台の古迹、往昔天満宮 の社僧。または禅刹とも。『熊 本懸玉名郡誌』
吉祥寺(毘沙門)		「国都一統志」	沖冊村「肥後国誌」、 「熊本懸玉名郡誌」	津留村字堂園 毘沙門堂	位園毘沙門堂。毘沙門館 は南北朝期のものと見ら れる。花群山吉祥寺跡と いい近世に日平村より現 地へ移動という	古成寺 が
浄福寺 (薬師)		「国郡一統志」	下村「肥後国志草 稿」		10.27	海福寺ヵ、天台宗寺跡、下村に あり『熊本懸玉名郡誌』
賢長寺(地蔵)		「国郡一統志」	F村『肥後国志草稿』、『玉名椰誌』	下村字加ノ平地蔵	唐ノ平地蔵堂 賢長寺として祀られ る。地蔵像2体のうち 1体は応永銘あり。中 世板碑と五輪塔地輪あ	浄土宗「肥後国志草稿」、「熊本 縣玉名都誌」
随岩寺(随岸寺) (観音不動鎮守祗 園弁才天)		「国郡一統志」	(安楽寺村岩屋) 「玉名都村誌」	安楽寺村字岩屋の 八坂神社	不動・祇園・弁才天は 現在も祀る。 観音を祀っていた洞に 今は五輪塔と切株を安 置。 不動監侍の童子像 2 体は鎌倉明のものと 見られる。	今岩洞の内不動の木造を安置 『玉名郡村誌』。天台の古迹、往 苦天満宮の社僧。または、禅和 とも。『熊本懸玉名郡誌』
来迎寺 (阿弥陀)		「国郡一統志」			不明	
長福寺		安災寺村 「肥後国志草稿」 「肥後国志」「熊 本要玉名郡村誌」	安渠寺村字深浦「五名郡村誌」		深浦観音堂 付近に湧水あり 上仏は十一面観音像他 寺から安置したとみら れる古仏も安置	神宗の古迹。 今草堂に観世音を安置。天台の 古迹、往昔天満宮の社僧。また は神刹とも。「熊本懸玉名都村 誌」
大社(出雲勧進)		「国郡一統志」			和田大社神社 1体は室町末期の女神 像	
白丸観音堂				下付字自丸の観音 堂	すぐそばの集落入口に 天神小祠と神木、中世 五輪塔のある空間地あ り。寺院跡とみられる。	
逆川観音堂				下村字逆川の観音 堂	近世後期の観音像を安 図	
和田観音堂				下村字和田の観音 堂	室町末期の観音像残欠 から近世まで歴代の駅 音像を安置。 湧水あり	
群観音堂					南北朝期から近代まで 歴代の観音像を安置	
高城薬師堂				堂	高城より移設という集 師	
			川部田		by the an IVI define at 184	Introductions design
金光寺 (薬師)		「国郡一統志」	西居屋敷「薬師堂 床」に該当か 宝暦 12 年 (1764) 川部田村下名寄報		現在の川部田公民 館が跡地と考えられる。公民館 れる。公民館 美師の石祠あり	東言宗の古迹 「肥後国志草稿」、『肥後国誌』「 本懸玉名都誌』

Tab.12 安楽寺領玉名荘域内寺社文献記述一覧 (1)

名称	慶長期検地帳	初出地誌	近世状況	明治 12 年 (1879) 神社明細帳	現況(確認状況)	備考
天子 (森)		「国郡一統志」	東居屋敷「天神社 床」に該当か 宝暦 12 年 (1762) 川部田村下名寄帳	天神社あり	不明	
地蔵		「田郡一統志」	下柿添「地蔵堂床」 に該当ヵ 宝暦 12 年 (1762) 川部田村下名寄帳	川部田村字南屋敷 地蔵堂 5	西居敷地蔵堂	
			山部田			Tona a series
熊野権現		「国都一統志」		山部田字神宮 境内狂 伊勢宮 稲荷神社 天神門	山部田熊野坐神社	紀宮小森田氏 「肥後国志草稿」 天正 15 年(1587)勧進 「玉名郡村誌」加筆より
諏訪社		「国郡一統志」		山部田字猿喰 明治 40 年(1907) 山部田熊野坐神社 に合祀	社跡確認できず	
養福寺 (阿弥陀共二所)		「四郡一統法」			遺称地が下か名 (小学)となる	押宗の古迹 「肥後国志草稿」 「肥後国志」「熊本縣五名都誌」
正顕寺		「国郡一統志」			不明	
接喰地神社				山部田字積喰の地 神社	未確認 小森田松の場所。	
			上小田	4.1.4	A Amistra Acadimi	1
北王社		「国郡一統志」	宝暦 14 年(1764) 上小田村 下名寄帳 に部田居屋敷 に部田居屋敷 上宮社床」あり	三ノ宮神社として合 祀 大正9年(1920) 現在地直和4年	三宫神社	社人小森田氏、氏神 『肥後国誌』『熊本琴玉名師誌』
若宮八幡(合社)		「何郡一統志」	字瀬戸口『玉名郡 村誌』	三ノ宮神社として他 社を合祀 大正9年(1920)ま で鎮座し、その後山 王社跡に遷宮	社入口・参道を確認。 社人口に傍ぶ石のよう なものが立つ。入自付 近を「オミヤドウ」と 呼ぶ。	社人小森田氏 『肥後国誌』『熊本懸玉名都及』
円福寺 (観音)	慶長9年 (1604) 検地報	「国郡一統志」		字植浦観音堂。	寺跡未確認 字橋浦観音堂に現在観 音・毘沙門等を一ヶ所 に	
養善寺(毘沙門)		「国邸一統志」			奇跡未確認 字機舗観音堂に現在概 音・毘沙門等を一ヶ所 に	
阿弥陀		「国郡一統志」			寺跡末確認 字権補観音堂に現在機 音・毘沙門等を一ヶ所 に	
永存存	慶長9年(1604) 検地帳	地誌類に記載なし			不明	大正8年 (1580) の童子木氏 への移譲地に永寿寺居屋敷がある
護福寺	慶長9年 (1604) 検地根	地誌類に記載なし			不明	
昌慶寺		地誌類に記載なし			不明	
小社・小党計三ケ所	10000	肥後国誌	ASTEM.	めり。	徳丸の薬師堂を確 認。平安後期の薬 師像を安置する。	
الترقيق		Access to the	下小田		statte and the Research de-	
稲荷 若宮		「国郡一統志」		下小田村字下屋敷	中世の狛犬、六地蔵龍 部を安置	諏訪大明神宮カ、社人小森田氏「肥後国誌」、「原本懸五名
		TRADIA WITCH		24 A0 1 A1 2 - W	6 12 40 M	West.
發思寺 (観音)		「国郡一統志」		字資寿観音堂	公民館横の観音堂に近 世の観音菩薩を安置	14,7,7
熊野宮		「肥後国志 草稿」			川部田地区よりにあり	社人小森田氏 (山部田村住)『服 後国誌』、『熊本懸玉名郡誌』
六地蔵	11	『肥後国誌』	14		稲荷社に監修安置	

Tab.13 安楽寺領玉名荘域内寺社文献記述一覧 (2)

च्छ 🗃	71.4	1 1	.4.633	-11.1	1 4 1		-1-10 T	.1.1	Justa I	.1	31	Arec dist.	Assets et e abb	filestaded	I factoriale
番号	下ヶ名	上田	4411	TH	.l:/il	中街	下出	111.1:	1[11]1	班下	<u> </u>	筆数	初出出典	他史料	比定地 安楽寺村岩
	岩や	238.09	4.27								243.06	16	度長 13 検地報		屋と合同力
2	のま	83.27	1.12	5.06							90.15	9	慶長 13 検地報	宝曆 14 地引 合 野間	野心
3	中牟田 (中む た)	128.06	30.27			-					159.03	15	慶長 13 検地報	宝曆 14 地引 合 中牟田	中牟田
-	ひる莚	18.03					ļ				18.03		庭長 13 検地報		
-	はたけ	351.00	11.12								351.00		慶長 13 検地帳 慶長 13 検地帳		sit me-t'
	平野下 ゆノき	589.18 223.24	11.12 46.12								601.00 270.06		度長 13 検地根		平野下
\Box			40.12				 								
8	十五	161.09									161.09		度長 13 検地帳		干五
9	かとふく	68.03						-			68.03	6	慶長 13 検地帳	宝曆 14 下村	
10	柿ノ木	173.18	19.09								192.27	18	慶長 13 検地報	電送管御場田	柿木
11	前田	369.12			31.03						400.15	31	度長 13 検地帳		
12	とうのつほ	72.27			l						72.27	7	慶長 13 検地報		恵ノ坪
13	ほり田	123.24									123.24	11	慶長 13 検地帳		堀木カ
14	はたけた	9.21									9.21		慶長 13 検地帳		
15	はし木	244.15						i			244.15	13	傻長 13 検地報	宝暦 14 地引 合 南橋木	南橋木 北橋木
16	嶋た (嶋田)	56.27									56.27	5	慶長 13 検地報		
17	城のうら	110.09	5.18								115.27	11	傻長 13 検地報	宝曆 14 地引 合 城浦	城ノ浦
18	そうつ山	90.03									90.03	7	慶長 13 検地帳	宝曆 14 地引 合 早水山	早水山
	浦のまへ	93.06									93.06		度長 13 検地似		
-	手なし	102.21		1001							102.21	6	度長 13 検地帳		pl:efs
21	よないさこ 吉かうら	33.09 42.24	52.09	12.24 52.09							45.33 147.12	14	慶長 13 検地報 慶長 13 検地報	宝曆 14 地引 合 吉川原	夜内 吉川原
23	なる竹		11.06								11.06	1	慶長 13 検地帳	1.17 HDK	野滝
24	桑のさこ	21.24	7.06	2.27							31.27		慶長 13 検地帳		桑迫
25	藤原 (藤わら)	55.24	1.12	5.27							63.03	7	慶長 13 検地報	宝暦 14 地引 合 藤原	藤原
26	井尻ノまへ	60.24									60.24	4	慶長 13 検地帳		
	坂口	14.00									14.00		慶長 13 検地帳		
	さかさま川	248.00	61.21	5.21							315.12	_	慶長 13 検地帳		逆川
	ひかし平	126.02		45.00							45.00 127.12		慶長 13 検地帳 慶長 13 検地帳		
	まへ 城の下	126.03		2.00							2.00		慶長 13 検地報	宝暦 14 地引	城下
32	おきわら	55.24	12.21								68.15	6	慶長 13 検地帳	1 ⁷⁷² /-1	荻原
	ひらの(平の)				56.24	10.21					66.45	7	度長 13 検地帳		平野
34	寺嶋	172.27	4.09								177.06	19	慶長 13 検地帳		<u> </u>
	香町	79.15	43.24								123.09	_	慶長 13 検地根	<u> </u>	香田
	水うち 大工瀬町(大	466.15									466.15		慶長 13 検地根		水打
3,	工セ町)	201.21									201.21		慶長 13 検地報	宝曆 14 地引	鍛冶屋カ
	たて原 まへ畠	38.15			199.09	49.03	45.15			1.18	38.15 295.15		慶長 13 検地報 慶長 13 検地報	合 たら原	陀羅原カ 前畑
														宝曆 14 地引	
\vdash	にし平					32.03	58.18			1.18			慶長 13 検地報	西浦 宝曆 14 地引	西浦カ
41	いのくほ平					25.15	71.00				96.15	5	慶長 13 検地報	いのくほ 宝暦 14 地引	猪久保
42	せんかい				5.03	38.21	135.24	49.24		28.21	258.03	27	慶長 13 検地報	合 北 せんかい 南せんかい 宝暦 14 地引	
43	屋ひつ							11.27		12.09	24.06	7	慶長 13 検地帳		失概

Tab.14 安楽寺下村下ヶ名別集計 (1)

番号	下ヶ名	上田	中田	FIII	上畠	中畠	FA	<u>ин:</u>	flith	山下	ät	重数	初出出典	他史料	比定地
44	屋敷ノ内				17.15	13.27	12.00	18.00		3.00	64.12	6	慶長 13 検地帳	宝曆 14 地引合 公城下居屋敷	
45	द्रता	 		 	5.18		24.27	86.15		9.12	126.12	23	慶長 13 検地帳	初入「おすた正方 人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	いしり				13.03		21.07	00.10		0.12	13.03		慶長 13 検地帳		排尻
	秋丸原				130.12	85.09	47.21		20.03	130.06			度長13検地帳		秋丸原
	秋丸			<u> </u>	47.18	28.18	4.24	51.24	12.03	12.00			度長 13 検地帳		秋丸
49				<u> </u>			44.03	8.27	14.00	10.00	67.00		殿長 13 検地報		1747 6
-	大くほ				53.18	162.15	19.06			1.06			度長 13 検地張	-	大久保
	ひさい原			i i	3.12	4.15		165.24	14.00				度長 13 検地帳		
	うそ				12.15	16.21	7.03				36.09		慶長 13 検地帳		
53	占城						21.06	11.21			32.27		度長 13 検地報		
	うしろとう				17.02		8.21				25.23		度長 13 検地帳		灰塔カ
	古川				487.21						487.21		慶長 13 検地帳		胡川
56	かいね				144.15						144.15		度長 13 検地帳		
57	こかのまへ				75.15						75.15		慶長 13 検地帳		
58	徳力				256.11						256.11		唆長 13 検地帳		下徳力 上徳力
59	その畠				61.09						61.09	6	慶長 13 検地帳		
60	下牟田				175.09	T i					175.09	14	度長 13 検地帳		下牟田
61	打まかり				147.21						147.21	14	慶長 13 検地帳		
62	その	4.18				1	1				4.18		度長 13 検地帳		
						1									
63	名町					İ							宝曆 14 地引合		名町
64	出逐					i							宝曆 14 地引合		出添
65	大鳴瀧						Ì						宝曆 14 地引合		大鳴瀧
66	荒平												宝曆 14 地引合		荒平
67	中峯尾						T i						宝曆 14 地引合		中塞尾
68	水田												宝曆 14 地引合		平田
69	平野原												宝曆 14 地引合		平野原
70	池田							i					宝曆 14 地引合		池田
71	牟田はた												宝曆 14 地引合		牟田端
72	北平												宝曆 14 地引合		北平
73	高城							ĺ					宝曆 14 地引合		高城
74	小城						ĺ						宝曆 14 地引合		小城
75	中城												宝曆 14 地引合		中城
76	大道峯												宝曆 14 地引合		天道峯
	野印												宝曆 14 地引合		野埠
78	からん												宝曆 14 地引合		加羅無
79	早水口												宝曆 14 地引合		
80	大平たいら												宝曆 14 地引合		大平
81	孤岩												宝曆 14 地引合		孤岩
82	に 藤												宝曆 14 地引合		尼藤
	木落												宝曆 14 地引合		木落
	下り山												宝曆 14 地引合		下归山
85	松が平												宝曆 14 地引合		松ケ平
							\neg				\neg				
							\neg								
							1								

Tab.15 安楽寺下村下ヶ名別集計 (2)

思其黑

る病害を退きさいなんをしりそけすと云事なし 即て強尊むべしをなし もとのことく宝蔵に納奉りぬ 誠や此御経、度拝せし報は天神の利生によって諸なの地紙は少し焼ながら経文は一字も焼すして猶あさやかにありしかは見る人奇異の思ひや彼御経は忽に飛去給ひ境外の梅の木の梢にかゝり居給ふ 神主見付ておろし見奉るに御宝不残焼失す彼御経も御殿と共に灰爐となり給ひぬらんと人々かなしみなげきしに不思議の紺紙金記の心経阿弥陀経其外種々の霊宝とも宝蔵に納りありしに其のち火災にあふて霊政等に破却退転に及びぬ 然れども本社は今に古の如し 扨当社御宝物と申は天神御真筆即陸へ御下国ありて承保元年当社御再與菊池御代ゝは先代にいやまし御敬敬神徳ますゝ光、前宮を当地に奉御勧請ありし霊社なり そのかみは御寄附なしおかれたる社領八十一九神門後国玉名郡梅林山安楽寺天満宮と申奉るは人王六十代醍醐天皇承平 六 年弘前太宰府「「」」天満宮路縁起(中野幡能及は『神社大系神社獨四十八 太宰府□

正曆三年十二月四日御託宣 |乾gas||(2)||天満宮託宣記 (『俳書類従』第二輯神祇部所収)

(壬安)

庄等事は、技志有者だ?(後略)右大辨惟仲朝臣(我家乃門生也、肥後國乃司と有志問爾、為寺爾頗有用意、玉井名・合志乃

(前路)(前路)天満宮安楽寺草創日記(「大学府天蔵宮文書」『玉名市史』資料編5 古代・中世編二四三号)

因法籍堂》,"一条院御願。"45

富名 万莽四年F-9惟邀建立 常進玉名庄百+5 三味六日灯油三斗六升代米七石二斗玉名庄正(1027)

(壬安)

真言堂""承久三年辛巳惟密造之明"

游進米多田五十七町三段

五十神師供田井三丁伝法師勾当供二町=====に伝法師供田六丁 修 際米五斛六斗(ァ丶)

(壬隺)

食堂 别当基円建立建外四年(1072)

修理之庄。 夜須・河口・土師・安志・青木・下妻・高樋・玉名以上八庄也

(忽路)

道、北嶋弥次郎入道、同八郎次郎・同七郎等跡事、為兵粮所、一族中論論論論。『暫 所 預 置肥後國上小田・上築地・桑原・安永・小山田、葦北庄内野津彦太郎・谷山彦五郎左衛門入[4]少弐頼尚知行預ヶ状条(「詮摩文書」『玉名市史』資料編5 古代・中世編八九号)

也、弥可被致忠、仍執途如件、

発摩別當太郎殿 (索道) 建武五年三月七日 (1338) 大宰小弐 在判(報尚)

(海煙) 王名庄凶徒押衔之、 大路由庄同さ 片俣頃同さ 高生同と ぬ田南郷原田同之 **非** ト 猛 旧口庇別府問之 15良 比同さ 解生生同さ 赤星庄同之 佐野庄同之 田嶋田同之 常官根本御領、地頭御家人甲乙能合財領所、抵蚓社可と (級器) 観応三年二月日復之云々 都維那大法師實會 寺主大法領奉佑 上唑法橋上人位隐峻 権修理別當法眼和尚依 主即領政 「6」 菅氏 長吏御 教書(「太宰府天滅宮文書」『玉名市史』資料編5 古代・中世編 ニーセ号) ロロ法印知行肥後國王名庄・肥前國石動庄以下供米事、任演典之旨、背領不可有相違ロロ 長史之仰所候也、仍執達如件 正平十一年六月十九日 法插增勝率 口口数 [7] 田尻製種参府日記 (「筑後田尻文抄」『玉名市史』登料編5 古代・中世編 :IOニサ) 天文十六年十月十六日 就留参上日記之中 (丑盗) 一、甘六日夜、山鹿中村へ御一宿候 (壬盎) 就豊後立、よ所より引物之事、 (문を) 长皓丁謡 - ・日子統シ建酸 (日宏) 长語 | 語 田民式部股御中 (級格) [8] 大友義鎮獣状写(「莆田文書」『玉名市史』資料編5 古代・中世編 コニ四号) 肥後國王名郡之内、上小田、同郡之内白丸、同郡之内徳力千代九名、山鹿郡之内小原分之 事、至常用強工人道令扶助侯、嚴正可被中數事肝更嫉,恐々謹言 五月六日(海海) 缆ૂ (抗酐形) 田吹上號外殿 夏足民都少輔殷 (MH) 志饮左馬助殿 消田越後守殿

[5] 安楽寺 倒注進 目録写(「太宰府天湖富文書」『玉名市史』資料編5(古代・中世紀)(一三号)

天証九年朔月七日 小代数

火家 (花岬)

(1581) 肥後国玉名郡安楽寺之内十三町分地之事、可有御知行候、猶鍋島飛弾守可中侯、恐々謹言、

[2] 龍造寺久家宛行状(「小代文書」七八『玉名市史』資料編5)

以上六区 三区二大・「山内」は、日内に対し、自由 (原序) 紹達まいる

「反一丈」まるの水まち三、丈

三、丈かかいらことできていまった。ことではない。ことでことのでは、大きからいまちのですまり。一所非日地で名郡上小田之村永莽寺居庭敷一所并田地

【日】不二軒宗禅·武宛行知行坪付(「见予水文書」一六『玉名市史』資料編5)

(Kii<字)(1580) 置候、北部麟慶可令申候、恐々謹言、 紹達まいる申称へ(処子水) 五月十四日(5000)

宗禅(花押)下二年(小代表忠)

就妾住之族、無尽期得候芳志之条、一所雖立御用度候、我等知行分遺方故、于今不然候、 餘親疎之採候問、小田村之内居屋敷一所進之候、顕心底計候、領地一帯之砌、必少地可進

[2] 不二軒宗禅:『宛行状(「庇子木文書」」五『玉名正史』 資料福う 家わけ)

城三郎左衛門尉殷

九月廿八日

製政 (光押)

[[579] 天正七年

二百分

交架寺之内小房敷名

川富

安楽寺之内とくさう丸

一下

一声三区

池租宫尾之内迁名

一声三区

池龟百尾之内古閑名 一下

池龟窗尾之内原口名

一斯压区

[o] 城親賢知行宛行状(「牛岛文書」五号 『新熊本市史』史料綱 第二巻古代·中世)

(以注) 古阿三河中殿 (選注) 大津留常遊介殿

- 候由也、三人連判申候、(後路) 十三日、かこしまへ背状を以申上候、昨日日比良邊之火色見得候由、又三舟・限庄質人米[□] ○『上井覚兼日記』ズ正十年十二月本(『玉名市史』資料編5 古代・中世編二七六号)
- 々日平・安楽寺なと落居之田開得候、(後略)良之都各被相働、洛居之田也、媛而道良之都各被相働、洛居之田港說候、日出候、未各より御左右不承候、如何之由也、媛而道十三日、(前略)殿本當番吉利殷・新納武州・伊作州、彼三人へ使背にて中候、「昨日日比【12]②『上井覚兼日記』天正十年十二月十三日条(『玉名市史』資料編5 古代・中世編二七六号)
- (後略) 其外敵数多被打留候、各軍勢之躰なと、追而巨細可承由之常状也、忠陳連判二返害中候、十四日、(前略)此日、新納武州・伊集院作州より日比良之城無被攻落、城主小森田討補候、〔四〕③『上井覚派日記』共正十年十二月十四日≪(『玉名市史』資料編5~古代・中世紀こじ六号)
- 之由也、拥着幹加治木治部左衛門尉、軍ニ合陝而隨延梁侯、分補も申陝由也、(後称) 衆中各日比良称賞、軍勢被中由也、拙者幹者共も別而辛勢中由也、衆中二長野談路守分補十六日、三舟・陳庄へ使仰ニ相付候皆状ニ判仕侯、此例、肥後へ指遣候宇多能称守配婦侯、[臼]①『上井覚浙日記』天正十年十二月十六日冬(『玉名市史』資料編55 古代・中世編二七六号)
- 之御働之様子、又煲元誰方角之饒背状を以中햇候、忠棟・拙者判住侯也、可被仰通之由也、彼意趣、忠棟宿にて覩者同前二被仰候、此晚、鹿児鳴寄合中へ日平落居由被仰道也、菟角日平談合衆被中処も光候、然者涯分御談合被成、追而一途之段、従爰元をなをされ候て可然之儀出合候条、集山寺・丹生民部少輔両似にて日平へ被居候軍へ右の知之由也、黃角日比良へ諸軍衆逗留者、一向土地無賢所にて候条、山北なと申在処へ陳所着陳可然之由也、伊野・上長被見候処者、蒲野二着陳候ても、急度一途見得侯する事へ知は二日、伊野州・上長州日平より帰宅候問、於陣内意趣各被問せ候、其衆、武庫様・中古[日] ⑤『上井覚兼日記』天正十年十二月廿二日条(『玉名市史』資料編5 古代・中世稲二七六号)
- を、城殿人衆追虜、高衛川まて追詰、め三人被討取由也、(後略) 井五日、吉利殿より使にて承候、一昨日廿三、肥前衆従高衛、安楽寺捨権へ一二千龍米候〔四〕⑤『上井覚兼日記』天正十年十二月廿五日朱(『玉名市史』資料綱5 古代・中世紀二七六号)
- (前路) ⑤ 『上井覚楽日記』天正十二年十月,日条(『玉名市史』資料編5 古代・中世紀二七六号)(USSA)

家被改修て可然之由出合候、此日、御祓合候、小代落者之儀共也、先々押領之分者被召上、本領被下候而、今分ニ小代此日、御祓合候、小代落者之儀共也、先々押領之分者被召上、本領被下侯而、今分ニ小代

(忽昂)

【は】伊集院忠棟起請文(「小代文書」八三号「『玉名市史』資料編5 古代・中世編 家わけ)

(端菜ウハ書)「 小代下総守殷御返報 伊集院右衛門大夫忠様」

(豬球四粒)[]

阿蘇妙現民謝天神茂御照寬、不可有改易之状如斯 於無異篇者、聊不可存疎意候、殊到一城在宅之儀、被仰付候之条、別而可申該覚悟、今度以 神文、對御當家、向後無二可被抽忠貞之殷、重疊被顕背載候、尤肝心候、従其方

七月十七日 忠執(治理)

小代下総守御返報

王名郡内社家之事[5] 板波助進知行評付書出写 (「田民文書」『玉名市史』資料編5 古代・中世編 ニ九九号)

 □ 五町帯
 赤風本地

 □ 五町帯
 限部本地

 □ 下六町岩
 恩後個

 □ 四拾町部
 社家分

令而五拾六时

(KH+HEが) 部分共二、節合七拾五町出来分共二、

- 徳力 その畠 下牟田 打まかりくほ ひさい原 うそ 古娥 うしろとう 古川 かいね こかのまへかい 屋ひつ 屋敷ノ内 沈山 いしり 秋丸原 秋丸 二反さこ 大水うち 大工瀬町(大工セ町) たて原 まへ畠 にし平 いのくほ平 せん川 ひかし平 まへ 城の下 おきわら ひらの(平の) 寺崎 香町吉かうら なる竹 桑のさこ 藤原(藤わら) 井尻ノまへ 坂口 さかさま木 嶋た(嶋田) 城のうら そうつ山 浦のまへ 平なし よないさこまや のま 中中田(中むた) ひる鐘 はら はたけ 平野下 ゆノき「い」①殷長十三年椋地帳 安楽寺下村下ヶ名(抜)(『玉名市出』 資料編2 六二 1111)
- 池ノひら しまはた むれの平略畠 むれ原 嫩の内 楠平 とうその 西ひら(西平) あさいかうらかた はゝかしら こせもり ミそはた そのはた 下ノ川 富ノまへ中たい まとは とをり むれのまへ ひたしり しやうノ逸 ほりた買)
- しきかわら) かわら たうのまへ 古川 中つる 江之日 やしきそへ やかわら) かわら たうのまへ 古川 中つる 江之日 やしきそへ やかきそい(かきそへ) をとなし したはた 大池原 蝸はた 下川原(下新宮まへ(新宮のまへ) そうつの日 大池田 りうて 城下 嶋こし 木町[2]③慶長十三年核地帳 川邊田村下ヶ名(抜) (『玉名市史』資料編2 六二二頁)
- 外つる やしきそい 布か谷 守わノわき さんはミ 游はた 帆はた ひかし 北 やすミいめ 宮 山遼田(山へた) やしき うら 宮ノうら 宮ノまへ まへ高なわて 恩かわら つるの口(つる之口) すわノまへ ほり 高畠 さか[2] ④媛長十三年検地帳 山部田村下ヶ名(抜)(『玉名市史』資料箱2 六二三頁)
- し 下畠 土とり 晩畑 大池原(おいけはる) まへ畠 ひかし 西ろう ちんのまへ かきそへ 上田代 田代 山ミち ゑいノ尾 おとなまへ田 はる田 をどり田(をとり田) をにがわら やしき之内 やけわ柿木町 新宮之まへ ゑ袋 大池田 中馬町 きれと 村ノまへ ほり田[12]⑤废長十三年検地帳 下小田村下ヶ名(抜)(『玉名市史』資料編2 六二三頁)

浦畠 尾しき 五兵衛屋しき 外川原 中つる 江ノロ せと畠 出口

大町 小町 津留の前 上の前 宮下 宮の上 堪下 寺原(寺の原) 庭上 やつれ 木谷 樹浦 どうご平 茶の浦 瀬戸口 日平ノ前

天正拾年三洛城住当年迄六拾老年、城主肥前岂かけ特被成候由申伝候、知行高各名字不知

天正拾老年ニ落城仕当年ニ迄六拾年、城主小森田又次郎、知行百三拾弐町、高ニシテ弐千

西北南高サ弐百七拾間、東高サ弐百四拾間、東西南北堀口弐間、深サ壱間、くるわ百開

同都決留村 天神宮

一玉名郡内田手永安梁寺天满宫之簇、菊池川隨公正平二年筑前国宰将勧請二面、例年十月 甘玉日祭礼之節へ鏑流馬執行被仰付険、然処神殿拝暾楼門いつれき板葺ニ而険処、殊外及 大破候得此、近年氏子共致零落修糉雞成、只今之通ニ而差閻候而ハ御神体雨務も惡り申居

右天神宮、往古社敗致饒失勧請年代委御不相知候、出田靖三石六斗従前々将来候

(永青文邱所成「党級宋暦三年」、『玉名市史』資料福 o 近世福一〇寺社 一七六号)

志水 徳丸 複町 小堀 下夕田 水町 下座頭 第目 出口 原 そり目 彼場 日虚の尻 竹の下ヶ 古屋敷 今寺 鴬原

(いでぐち) 屋敷そい ミふなやしき

とうご 臣 毘 敬 田 田 屋 敷

[口] 玉名郡古城道版出川村南

一下村古城 但、山城、畑二作り中候

一日平村古城 但、山城、竹木省 東西七間 南北玉拾九間

[82] 玉名郡神社本宋嘏

東西三名問 南北三百三名四門

笛サ東西弐倍正明、孫薮有、同南北三倍門、くるわチ六百弐倍門

上小田村

(温湿)

九百八拾石

(※※)

(运器)

(後路)

四月二日

[12] ⑥宝暦十四年下ヶ名常帳(『玉名市史』資料編30 大1:三百)

確数百九拾四秤

并口压在窗門

二龍成中侯、(中略)

(宝曆五)三月廿九日

[2] 安楽寺天蔵宮大破につき相談芝居領

[2] 王名郡内田宇永風士記(文化九年三月『玉名市史』資料稱2 九六页)

—81 —

炒人数七百拾三人

一 高于百三拾弐石四斗老升 安楽学村

田玉拾七町四反弐拾七歩

福口宿物馬大区长坡中国形

険、川筋其外道協心り不中候水害之節ハ年々程ニ御損引願出候処、誰免ニ被仰付撫下米割渡大躰之年柄ハ諸免通講除申太害之節ハ年々程ニ御損引願出候処、誰免ニ被仰付撫下米割渡大躰之年柄ハ諸免通講除申入、田方皆無之敵方茂有之、跡作菜・麦を作、薪不弁利ニ之有、かしき場ハ弁利能、以前此村往遺筋ニ而村方打散手広所柄ニ而御座候、田畑ハ釣合宜候得共、大川筋畑方悉ク水ニ

強数八拾五軒

惣人数三百六拾四人

一 高大百五拾弐石四斗六升 淮留村

田川祐物門川区区域

至头结四甲回玻络右王步

街上を洗流し道房り兼申候、手入者無油断甲付儀二御座候 往還筋洗通シ、夏中者道悪少土手違ク村方二而者届兼候二付、手永寄夫を以道造仕候得共、ケ御座候、往還筋を請、道低年々道造り手入いたし候得共、 木葉川増水之出端水勢強ク、村方二見合候得者人畜少ク御嘗誦等夫役二茂引下り申候、村役人之申付を相守り心得方宜都而告無二相成、少々畑方之内小田手永寺田村二蜭居、其分ハ水二入不申、唐芋を作申候、無難之年柄へ謂免二道申候、此村手永内大一番程之水告所二付、洪水之節々田畑共二此村田畑大躰釣合地味宜敷、請免前年々程二御損引廢出候処、請免二相成構下米相応二割

隨数弐百六拾四軒

炒人数千九拾弐人

一一商手百人拾九石穴斗弐升 下村

田玉恰四町正反壱畝九歩

西西格人町弐畝三歩

各別御百姓之業無忘相勤め、道橋等之手入無油断仕候 1草切二馬を牽参り、宵之中会所之前を通り、未明二へ帰申候、行程壱里程有之、脇村二 手遠夕群・かしき不弁利ニ有之、夏内田畑草波手入相仕廻候得者、七月始切三奥野与申所 小割仕出精相働、脇村丁場三一入早夕相仕廻申候、田方二へ水を恐菜種子作面ニ仕候、山 之、一躰渡世方二賢ク、各別難渋之者少、且多人数ニ付、御普請丁場割獲候上ニ而拾組ニ 作足り不中、近郷拾三ヶ村二懸出作又者質地・滅地二茂取聞農業出精仕候、格別之富家無 成甲候、御百姓一村一和二男女共ニ相働、村高二見合候得者、入畜多ク村内之地方ニ而へ 下米割波二相成候ニ付、近年御損引等頤出不中、田畑半へ水害を受、洪水之節々皆無ニ相 此村田畑釣合能、御土名太ク地位与釣合不中、以前者年々程ニ御根引腳出候将共、請免無

(忽器)

惣人数百六拾壱人 陷数三拾三軒

加格三町九区七畝六歩 田人町弐反八畝弐拾壱歩 一 高弐百三拾八石九斗壱升 川部田村 **井大川協晤手を消得無心手入住侯** 木潤沢ニ人込、其後早田無御座侯、山手遠夕緒・かしき不弁利ニ付払山等を買求メ、道橋村之内ニ新碩を仕立、逆水を登せ水車代銭拝借等をいたし、踏水ニ而八町余之早田を發イ代ニ木爽川ຝ所温安楽寺村・淮留村・下村ニ贻候莪水井手之余水を見立、安楽寺・淮留両災を討候村方ニ面、早魃之年柄へ悉ク及早田水之子仕法無之候処、文化六年小森田吉郎助成候、地味宜敷、田方へ菜種子作而ニ作り、無災之年柄へ秋作之取実多ク、然共水・旱両此村田畑釣合能候得共、沖留村同前之水音を講候所柄ニ面、洪水之節ヶ田畑共ニ皆無二相

(忽疑)

窓数六拾八杆

惣人数弐百九拾弐人

一一随回百九结长宿长外 下小田村

田恰八町三反九畝

祖王 恰拉斯耳 医乳 敬 弐 倍 心 步

(後略)り茨等を剪縛ニ用ひ、又者払山有之候得者求メ中候、大川坍筋を請、道橋之手入無意仕候而踏水いたし拾八町余早田を養ひ申候、水車へ代銭拝借いたし拵置候、山無之日平野ニ参毘之水早夕絶、早田ニ相成居中候処、起又文化六年小森田吉郎助代逆水之仕法を以水車ニ無少ク、畑方へ悉ク水ニ入皆無ニ相成、地味へ宜敷、跡作菜・芝面ニ作り、早魃之年柄へ此村隣村当汝畑勝ニ前川部田村同前水・早両災之所柄ニ而、田方川部田村当少シ引上り皆

強数弐拾六軒

您人数百弐拾六人

田穴町五区七級六歩

抽拾四町九歩

出来中候、畑作菜・麦を作り難禁之者居不申、薪・かしき弁利宜敷、道筋無意手入住候水害を受候得共、田方ハ下小田村ご猶引上り各別之條無御座、津留畑ハ悉ク水ニ入皆無茂程行之候処、川部田・下小田同様文化六年右同断逆水を水重ニ而踏上ケ、共後早損無之、此村脇村並ご畑勝ニ面、田方者堪之水ニ面義イ候得共、早魃之年柄者早夕木場、早田八町

確九拾七軒

惣人数四百五拾八人

一一 活七百四拾九石三斗 上小田村

田三拾三町四区大歩

雇工格工厂工区代表工家

能、大川地手を受、尚又其内ニ諸姉有之、危キ所々無忘手入住険、早りニ者早根不住、以来ハ早根薄相成可申候、跡作業・安を作り、山多ク群かしき之弁利村ニ境不居侯田方六七町者木薬川逆水を踏上ケ、彼是と水手之仕法を付候ニ付、一通り之文化六年水車代銭拝借ニ而車を住立、大川端切レ増之打堀ニ水溜居候を踏上ケ、且山部田水いたし、田方悉ク早田ニ相成、諸免前年々程ニ御視引願出候処、撫下り米を茂割渡、且鬼者大堤ニ而、山部田村・下小田村・上小田村ニ而分水いたし候ニ付、早魃之節ハ早夕場此村田畑釣合居地味能候得共、手永一番之早預所ニ而、忠三口有之、其内蔵ノ口と中所之

(叙器)

怨乂舚

仏像銘文 (弘の~11の必を参照)

4样観音堂木造菩薩形立像台座背面跟背銘

宝永元甲申六月十日作之

忠兵府

伊兵衛

经国金

孫兵衛

半⇒

助兵衛

涿布海託

凝力

凝左衛門

緬力

人兵衛

徐把

搖助

以上十三人

迟寺前観音堂木造多開天立像台座底面銀背銘

党延元戊戌暮 生見村庄島理左衛門

観音大士之脳立多間天再與

九月县辰 施主粮英勇

修唐ノ平地蔵堂木造延命地蔵菩薩半跏像底部盟告銘

膨水十六年己丑

帘月十五日供後之

大願主比丘口口

以和日概音堂术造型観音菩薩生像背面陰刻銘

压名郡安荣寺村九郎兵衛

元禄二年己巳十二月

佛師常長流 大田七右衛門

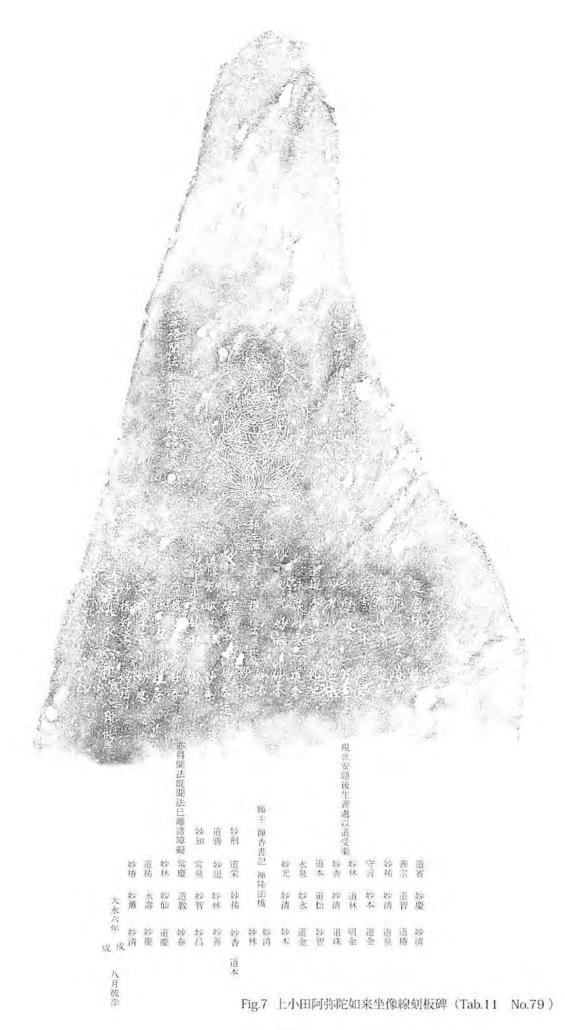
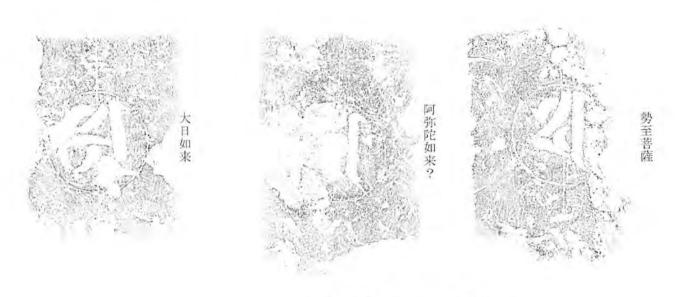




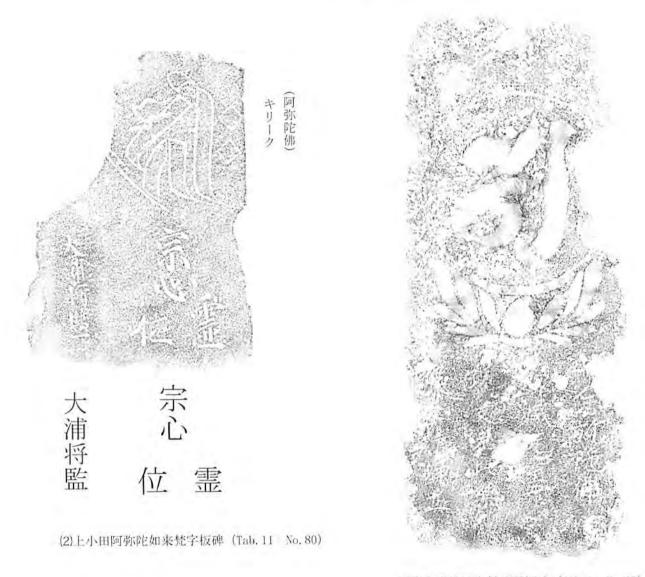
Fig.8 上小田小前板碑 - ②(Tab.11 No.59)



Fig.9 上小田小前板碑 - ①(Tab.11 No.60)



(1)城下宝塔 (Tab. 11 No. 58)



(3)安楽寺地区上村公園板碑 (Tab. 9 No. 29)

Fig.10 (1)城下宝塔 (2)上小田阿弥陀如来梵字板碑 (3)安楽寺地区上村公園板碑

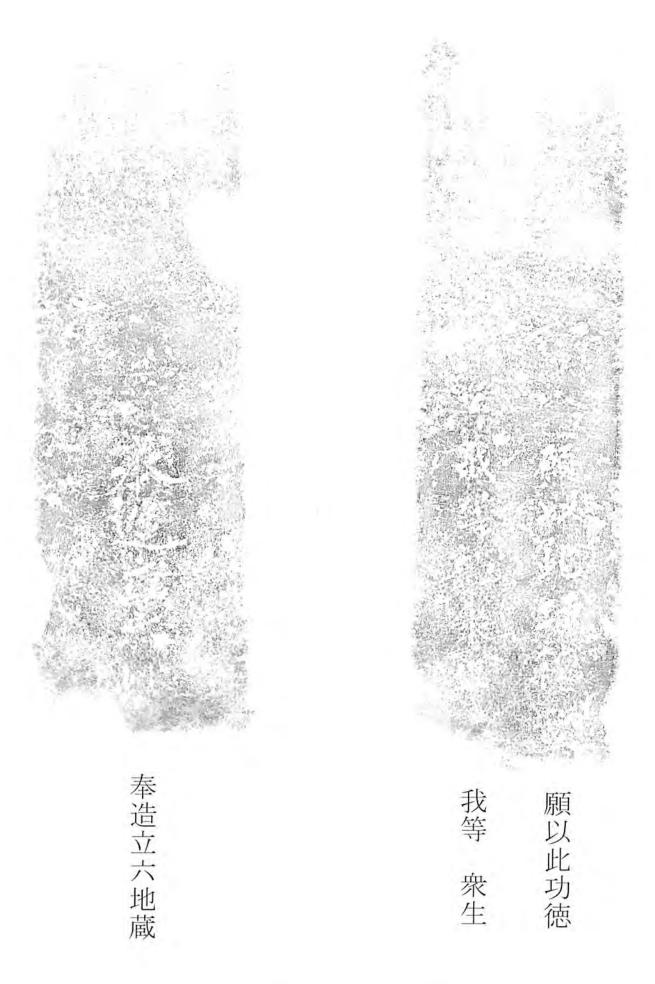


Fig.11 山部田六地蔵 - ①(Tab.11 No.61)

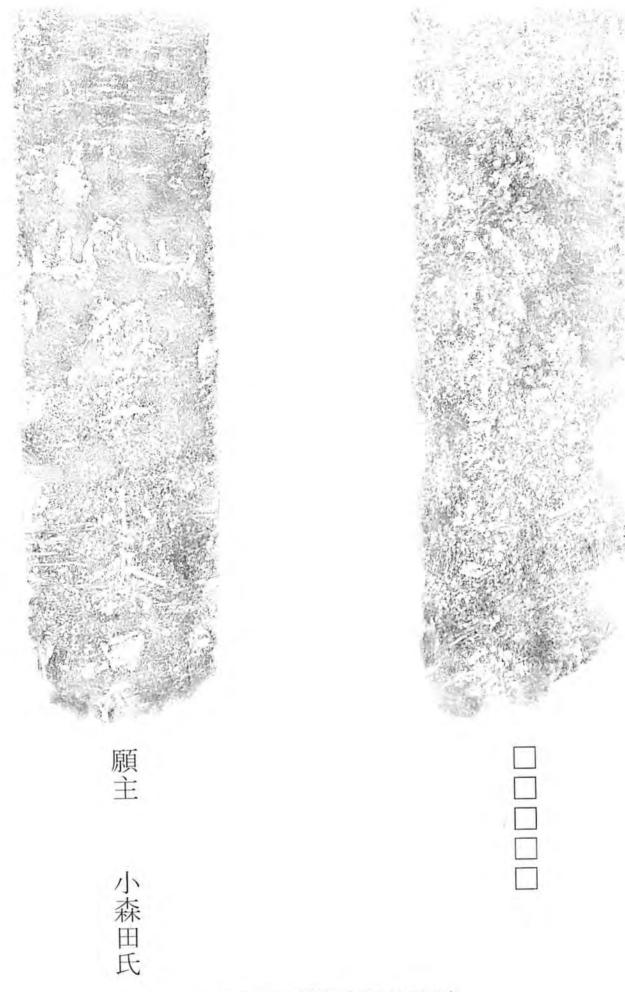


Fig.12 山部田六地蔵一②(Tab.11 No.61)



Fig.13 山部田熊野座神社円文線刻板碑(Tab.11 No.72)

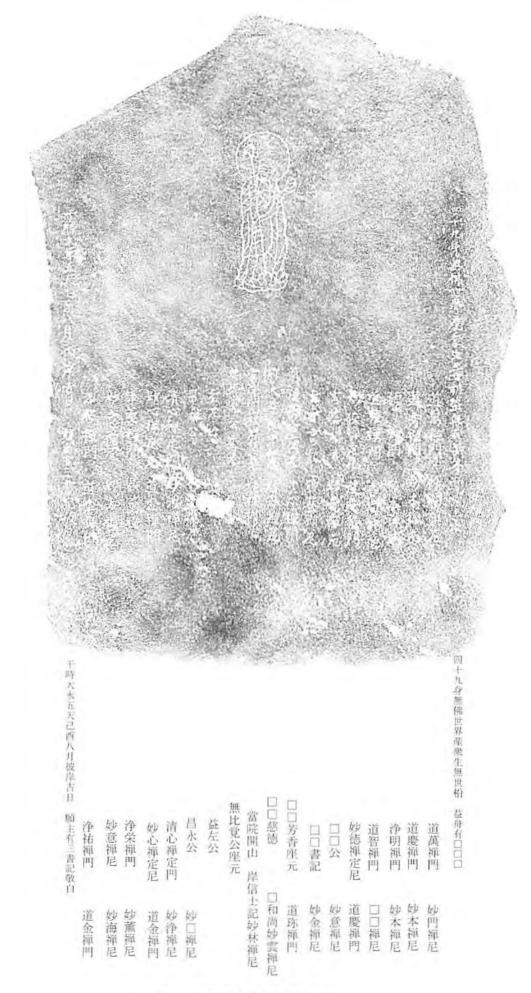


Fig.14 賢長寺地蔵立像線刻板碑

第6章 総 括

1 遺構

本遺跡では生活跡に関する遺構はなく遺物埋納遺構、用途不明の不定形土坑状遺構、地形にそった状態で検出した消状の遺構などが主である。遺構の大半は1区からのものである。

中世週物包含層(3層)下層から検出した遺構は数あるが、そのなかでも土坑 SK001 は平面形が不定形でありながら埋土中に土師皿が完形で 11 枚重ねられ、横倒しの状態で出土している。また、隣接する土坑 SK002 から同じく土師皿が完形で 1 枚立った状態で出土しており、故意に埋められたものと推測することができよう。特に SK001 では 11 枚すべてが接しており重なった状態で置かれたことは明白である。これらは、埋納という人為的な行為が考えられ、祭祀的・精神的な行為であることが考えられる。しかし、ここではそれらを論証するだけの資料が少ないことから、本稿では事実報告のみに留め、他遺跡などからの出土例もあわせて検討されることを望まれる。

ここでは数ある同様の遺構から遺物を含まない遺構について土地利用という観点から検討を加えることとする。通常、当該地付近の現在の土地利用と同様に中世においても水田耕作が主であるならば、水田の水漏れの原因となる床土以下に掘削が及ぶ掘り込みはあってはならない。水田痕跡は土地によっては水分中に多く含まれる鉄分の沈殿による赤化した面が発達し水田面としての手がかりを残してくれることもある。それらは、本遺跡において圃場整備前段階の近世の水田痕跡として1区北側土層断面に見ることができる。

次に水田ではなく畑地としての利用という観点からみると、近世の例をあげると畑地であれば隅に芋など 根菜類を貯蔵する掘り込みが掘られることがあり、それらは通常、等間隔に数基からなる掘り込みが検出さ れることが多い。掘り込みは円形や方形である場合もあるが一時的なものであることから、不定形である可 能性も高い。このことから、中世面と仮定している多数の土坑状の掘り込みがある層の前後では、鉄分の沈 殿は見られず水田としての可能性は低いこと、反対に有機物の痕跡を残す灰色粘質土の堆積が見られること から本地域は遺跡の形成された段階は、畑地としての土地利用がなされていたことが想定されよう。

2 週物

本遺跡出土の遺物は包含層出土を中心に、土師器、中世須恵器、瓦器(椀)、青磁(龍泉系)、白磁、滑石製品など中世資料と、染付を主とする磁器・陶器類など近世資料が出土している。また、わずかではあるが1区東側において自然流路落ち込み中から4世紀後半期と想定される土師器が出土している。

近世資料 主に2層とする圃場整備前段階の近世表土下及び、満 SD001、SD002 から出土した遺物である。 器形は轆轤成形を基本とする磁器が多く、器種は丸椀・筒型椀がある。文様は二重線からなる緩やかな角度 を有する網目文、縦線とヨロケ文、草花文が見られる。それらの製作年代は、筒型椀は 18 世紀中頃から 19 世紀初頭、京焼の影響を受けたと見られる小丸椀は 18 世紀前半、コンニャク印判を用い見込みに五弁花を 施す椀は 18 世紀後半などと考えられる。したがって、本遺跡中で近世遺構とする溝(SD001、SD002)は 18 世紀後半には水路として使用されており、出土遺物はその時期に当地に持ち込まれ、溝の廃絶とともに混 入したものと考えられる。この時期の当該地周辺の町のあり方から、肥前系の品物は一度、西へ直線で約 1.5km に位置する肥後五ヶ町のひとつ高瀬(現、玉名市高瀬)を経由し、当遺跡の位置する菊池川左岸地域に搬入 が想定されたことが考えられる。

中世資料 主には、1・2区ともに3・4層を中心とする週物包含層相当層よりの出土週物である。週物を包含している層は水性堆積による灰色シルトであるため、大部分の資料は流動的な意味合いを持つ資料であるう。

しかし、このような中でも、土坑 SKOO1、土坑 SKOO2 から出土した週物はほぼ同一形式であり、一括性の高い資料として見て取ることができる。週物は、土坑 SKOO1 から土師器杯が 11 枚重なり横倒しになった

^{1 『}九州陶磁器の編年』九州近世陶磁学会 10 周年記念 九州近世陶磁学会 2000. 2

² 玉名市教育委員会『玉名市内遺跡調査報告俳 IL』平成 13・14 年度の調査 玉名市文化財調査報告第 13 集 平成 16 年 (2004) 3月 付論 近世における「高瀬」の側面と出土磁器 近父雅史

状態で出土し、あたかも土坑内に埋納された状態で出土している。また、土坑 SKOO2 からも埋土中より完形で 1 枚出土している。

ここで出土した土師器杯は、口径が約 12cm から 13cm 後半で、器高が 2.5cm から 3 cm 以内に収まる。 41 のみは他と比べて器高が 3.6cm とやや高いが、同じ製品の範疇に含まれるものとみなした。また、製作・ 調整技法の特徴として底部糸切り後に籐状圧痕が強く残る (42・43 は除く)。 見込みにはすべて、回転整形 による凹凸を消すように強い指ナデが施される。これらの技法から製作年代は、13 世紀前半から中ほどと想 定される。

3 層の週物包含層としている層からは、瓦器椀の破片も数多く出土している。外面の体部下半に回転へラ削りを施し、体部中位下には指押さえによる痕跡を認めることができる。このことから、肥後型瓦器椀と呼称されるものであろう。肥後型瓦器椀として資料を見直すと外面体部に粘土接合面と見られる横沈線なども観察され、肥後型としての特徴をあげることができた。同時に出土している土師皿などの資料と同じく瓦器椀においても制作年代を13世紀におくことができよう。

以上のことから、当週跡周辺の住環境を想定すると次のことが出土資料等から窺い知ることができよう。 古墳時代においては、平野上の自然流路の一部を確認したことから周辺の丘陵地及び微高地地形の縁辺部に あたり、生活域からは外れた場所にあたっていたものと考えられる。

その後、中世までは当遺跡の2・3届に相当するシルトの堆積が厚く見られることから耕作不能な湿地帯であったことが窺えよう。大山・青木氏による論考においても木葉川河道の変化が触れられ、平野中央部に木葉川旧河道が振れていたと思われる。

中世になると、湿地であった遺跡周辺は河道の変化のためか人々が足を踏み入れることができる乾いた土地になったようである。土坑 SKOO1、SKOO2 を始め多数の遺構が認められることからそれらが窺える。土質がシルトの粘質土であるため耕作がどれほど出来たかは分からないが、SKOO1 に見られる土師器を埋納する行為など祭祀を行うほどまで乾燥した土地であったものと考えられる。

近世になると、1区で検出された杭列を有する溝 SD001 及び SD002 が掘削されてる。再び、耕作には向かない湿地に近い状態までになったのではなかろうか。溝はそれぞれ、ほぼ直線的に区画されており溝により排水された空いた空間は耕作地としての利用があったのではなかろうか。

昭和40年代に白石堰の頭首満が整備され、玉名平野全域の水田化が図られた。そのため、当遺跡周辺も 圃場整備が行われ、中世以来の地形は失われてしまい、小字にその痕跡がわずかに残るのみとなり、週跡が 存在していた地形も失われてしまった。(長谷部)

³ 中世土器研究の基礎研究X 日本中世土器研究「熊本県における中世前期の土蹄器について」美浪口報期 1994 年 12 月

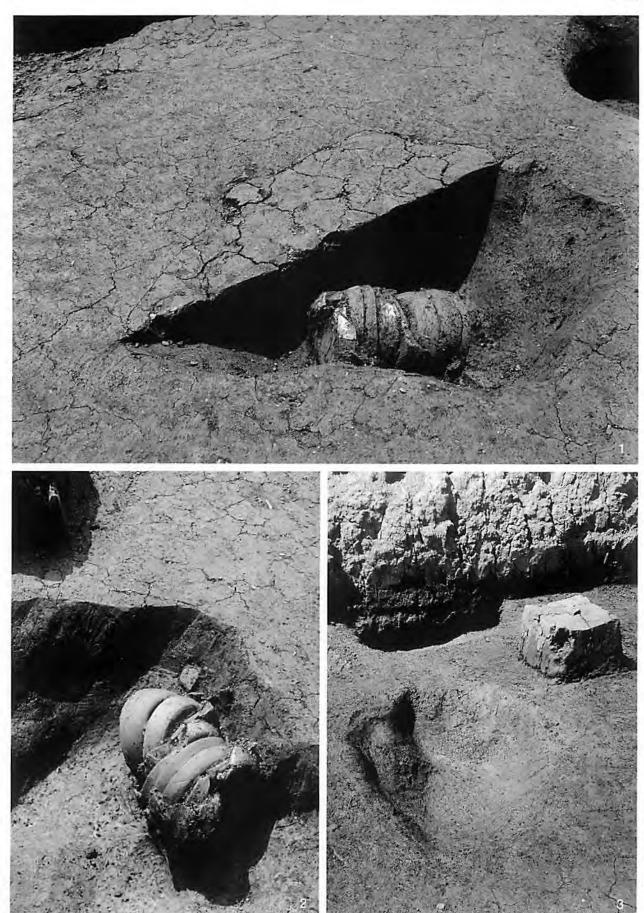
写真図版



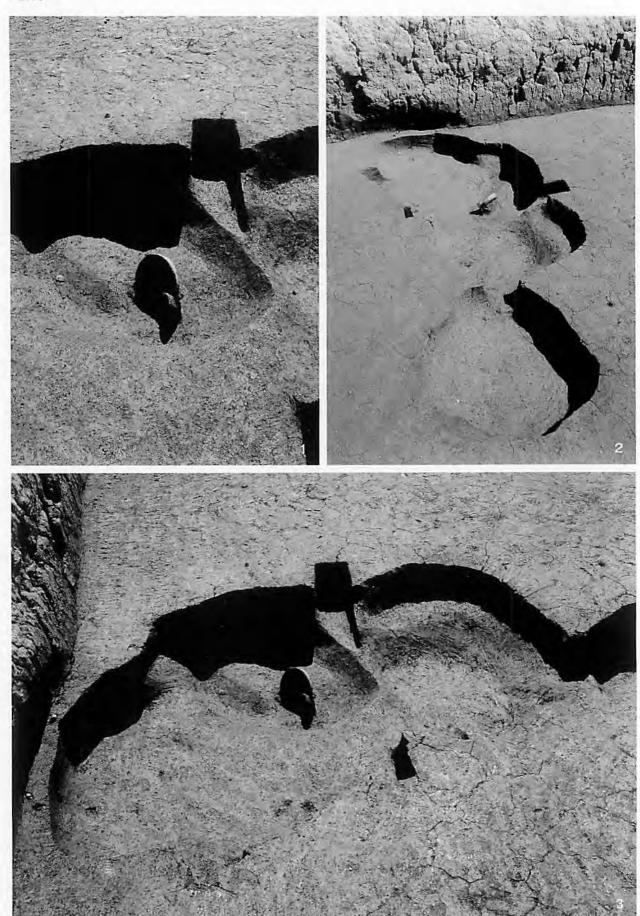
2004年6月撮影 調査区上空より小岱山(西)方面を望む(調査区左側が木葉川河道、奥が菊池川)



3.1 区溝 SD001 完堀状況(西から) 4.2 区溝 SD002 完堀状況(南から)



1区土坑 SK001 遺物出土状況(1.2)完堀状況 3



1 区土坑 SK002 遺物出土状況……1.2.3



1.1区西側中世面完堀状況

B堀状況 2.2区中世面完堀状況

3.1区東半部中世面完堀状況



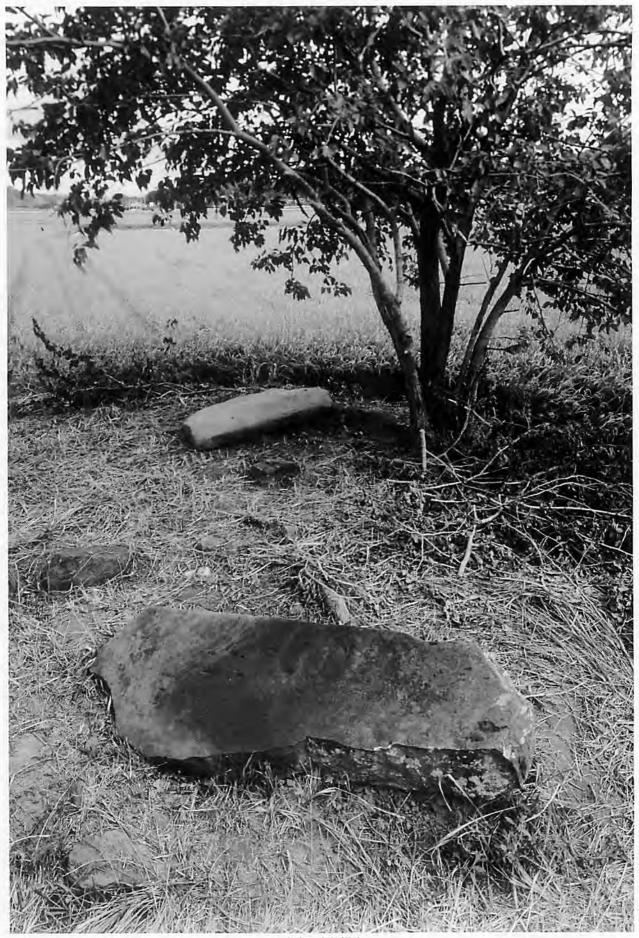
1 区土坑 SK001・002 出土遺物(前列右側のみ SK002 出土)



3. 上小田小前板碑

2. 上小田阿弥陀如来坐像線刻板碑

4. 上小田小前板碑



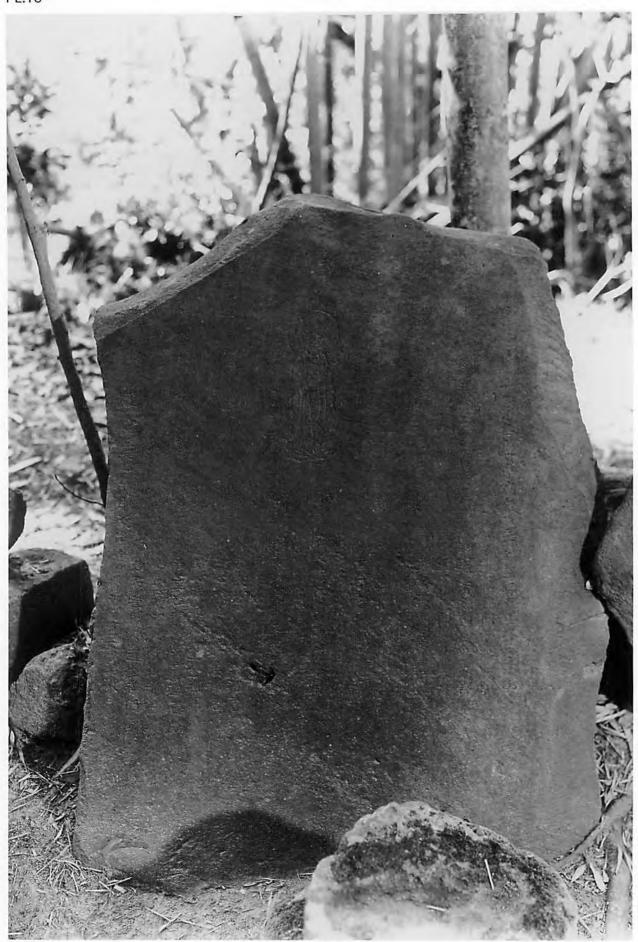
上小田小前板碑



-105-

3. 城下宝塔

4. 安楽寺地区上村公園板碑



賢長寺地蔵立像線刻板碑

報告書抄録

ふりがな	さいだんした いせき							
-	祭田下遺跡							
副書名	九州新幹線建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告							
卷 次								
シリーズ名	熊本県文化財調査報告							
シリーズ番号	第247集							
編 著 者 名	吉田徹也・早田利宏・園田恭子・長谷部善一							
編 集 機 関	熊本県教育委員会							
所 任 地	〒 862-8609 熊本市水前寺 6 丁目 18-1 1元 .096-333-2706 (ダイヤルイン)							
発行年月日	2009年(平成21年)2月1日							
所収遺跡名	所在地	コ- 市町村	-ド 遺跡番号	北線	東経	調査期間	調查面積	調査要因
SUEAL ALVER A 祭田下遺跡	徒を県	宝名市 津留	熊本県(43) 長名市 (206) 435	32 55 41"6189	1	2006.6.1 ~ 2006.10.27	5,762ท์	九州新幹線 建設工事 に伴う 事前調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		上な遺物		特記事項	
祭田下遺跡	散布地 包含層	中世 近世	流路・杭列		上師器・中世須恵器(東播系)・瓦器(肥後型)・ 青礁(龍泉窯系)・白礁・ 近世集付(椀・筒型椀ほか)・滑石製品など		玉名平野における沖積地での中世期における土地利用の状況を確認。 土師皿が埋納された上坑を確認。 集落縁辺部での祭祀の可能性あり。	

印刷仕様

- 判型/A 4 判
- 頁数/106頁
- 組版 / 写真写植(13 級 小塚明朝 Pro)
- 製版 / スクリーン線数 200 線で製版
- 用紙 / 表紙 (アートポスト 220kg)本文 (上質紙 110kg)写真図版 (特アート SA 金藤 4/6 判 135kg)
- 製本 / 左無線綴じ

熊本県文化財調査報告第247集 祭田下遺跡

2009 年(平成 21 年) 2月 1日 編集・発行 熊本県教育委員会 〒 862-8609 熊本市水前寺 6 丁目 18-1 http://www.pref.kumamoto.jp/ 印刷 コロニー印刷

20 教委 教文

001

この電子書籍は、熊本県文化財調査報告第247集を底本として作成しました。 閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用 してください。

底本は、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会と図書館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用 方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名:祭田下遺跡

発行:熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

電話: 096-383-1111

URL: http://www.pref.kumamoto.jp/

電子書籍制作日:2015年12月24日

なお、熊本県文化財保護協会が底本を頒布している場合があります。詳しく は熊本県文化財保護協会にお問い合わせください。

熊本県文化財保護協会

URL: http://www.kumamoto-bunho.jp/